

仙台市新型コロナウイルス感染症
対応検証結果報告書

令和2年8月
仙 台 市

目次

1	はじめに	1
2	検証報告書の構成	2
3	本市における感染状況	3
4	国等・県・市の対応経過	4
5	検証結果	
	(1) 医療提供体制	9
	① 相談体制・コールセンター	9
	② 帰国者・接触者相談センター	10
	③ 帰国者・接触者外来	10
	④ PCR 検査	11
	⑤ 積極的疫学調査	12
	⑥ クラスタ対策	13
	⑦ 入院協力医療機関	13
	⑧ 宿泊療養施設の確保	14
	⑨ 発熱患者への対応	14
	⑩ 救急対応	15
	⑪ 市立病院の対応	15
	⑫ 保健所の組織体制	15
	(2) 予防・まん延防止	16
	① 情報発信（市民向け広報・啓発等）	16
	② 外出自粛要請，施設の使用制限（休業要請）	17
	③ 学校（臨時休業，再開）	17
	④ 保育所・児童クラブ・子育て支援等	18
	⑤ その他の福祉施設	19
	⑥ 市有施設の利用休止，施設での感染予防対策	19
	⑦ 市主催事業等の中止・延期	20
	⑧ 庁舎での感染予防対策（窓口，執務室等）	20
	⑨ 避難所対策	21
	(3) 市民生活及び市民経済安定の確保	21
	① 物資及び資器材の備蓄等	21
	② 市民生活，生活支援（特別定額給付金，生活困窮者支援等）	21
	③ 経済対策（相談，融資，協力金・支援金等）	22
	④ 児童生徒の学習機会の確保	22
	(4) 実施体制	23
	① 危機管理体制・対策会議等の運営	23
	② 組織体制・応援体制	23
	③ 市と県の連携・役割分担	24
6	有識者意見	
	(1) 東北医科薬科大学特任教授 賀来満夫氏	25
	(2) (一社) 仙台市医師会前会長 永井幸夫氏	27
	(3) 七十七リサーチ&コンサルティング(株)首席エコノミスト 田口庸友氏	29
7	分野別対応状況	
	(1) 実施体制	33
	(2) サーベイランス・情報収集	35
	(3) 情報提供・共有	37
	(4) 予防・まん延防止	38
	(5) 医療	46
	(6) 市民生活及び市民経済安定の確保	48
	(7) その他	52
	資料編	54

1 はじめに

令和元年12月末、中国において原因不明の肺炎患者が発生しているとの報道がなされて以降、新型コロナウイルスはわずか半年あまりの間に世界各地に感染が拡大した。我が国においても既に感染者は3万4千人を超え、1千人を超える死亡例が報告されている（7月31日現在）。

日本政府は、1月末に新型コロナウイルス感染症を感染症法の指定感染症として定めたほか、3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）の一部を改正し、特措法の対象疾患として位置付けた。その後、4月7日に7都府県を対象に緊急事態宣言がなされ、同月16日には全国に拡大された。

本市においては、2月末に初めて感染者が確認されて以降、3月下旬から4月中旬にかけて連日市内で感染者が確認され、複数のクラスターが発生するなど、厳しい状況が続いたが、医療関係者の献身的なご努力、外出自粛や休業要請等に対する市民や事業者の皆様のご理解、ご協力により、4月29日以降は新たな感染者が確認されない日が続き、一定の収束をみた。

全国的にも感染者が減少傾向となり、5月14日には宮城県を含む39県の緊急事態宣言が解除され、5月25日にはすべての都道府県で緊急事態宣言が解除されるに至った。

現在は、感染防止策を徹底しながら、市民生活や社会経済活動の再開に取り組む段階であり、本市では6月初めに今年度実施する取り組みを中心とした「新型コロナウイルス感染症緊急対策プラン」（以下、「プラン」という。）を策定し、プランに基づく取り組みを進めている。

今回の新型コロナウイルス感染症は、特措法が初めて適用された事案であり、本市においても、新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「行動計画」という。）や各局区対応マニュアル（以下、「マニュアル」という。）の策定後、それらを初めて適用したケースとなった。この間、行動計画やマニュアルに基づき、宮城県や医療機関等とも連携しながら、各般の取り組みを実施してきたが、適切に実施できたものがある一方、課題が生じたものもあった。

そこで、この間の取り組みを振り返り、評価するとともに、課題の洗い出しを行い、今後の対応に生かすべく、本検証を行うこととしたものである。

社会経済活動の再開とともに、首都圏を始め、多くの地域で感染者が発生している現在、季節性インフルエンザとの同時流行など、新たな感染拡大も想定される。本検証結果を今後の備えに生かし、プランに掲げる施策の具体化にも繋げるとともに、行動計画の見直しに反映させていくこととする。

2 検証報告書の構成

本検証は、概ね1月末から6月末までの約5か月間に実施した事業等を対象とし、報告書は以下の構成としている。

「3 本市における感染状況」

本市における感染状況（7月末まで）や対応状況（概ね6月末まで）等を概括した。

「4 国等・県・市の対応経過」

国等、宮城県、本市のそれぞれの対応経過を時系列に記載した。

「5 検証結果」

対象期間における本市の主な取り組みについて、評価や課題、今後の取り組み等の検証結果を記載した。なお、一部の取り組み等については、7月末までの検討状況等も記載している。

「6 有識者意見」

本検証に資するため、この間の本市の取り組みへの評価や課題、本市への提言等について学識経験者、医療関係者等から意見を伺い、掲載した。

「7 分野別対応状況」

行動計画に掲げる主要6項目ごとに、主な取り組み状況について分野別に対応経過の詳細を記載した。

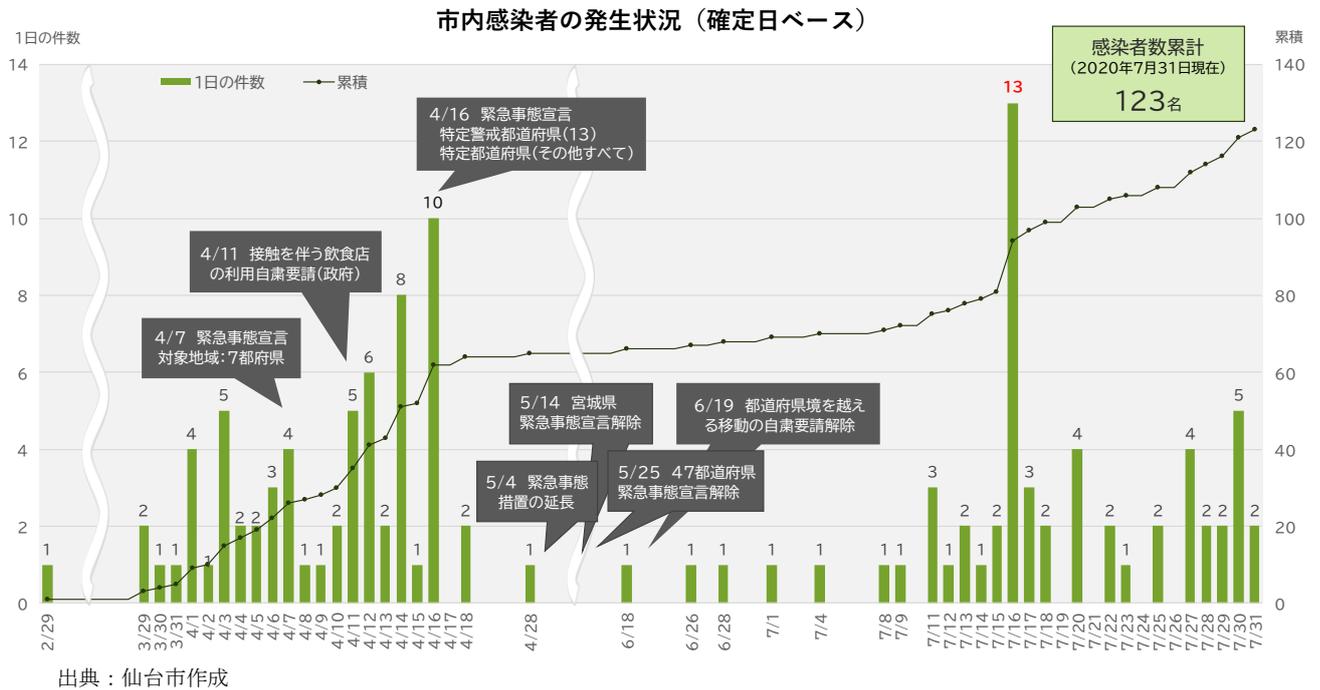
「資料編」

各担当部署が新型コロナウイルス感染症への対応として実施した事務事業の一覧（本市行動計画に照らし、平常時の取り組みも含め各局で実施した事務事業について、詳細に評価を行ったもの）、市主催事業や施設の取り扱いに係るガイドラインなど、この間の取り組み等の関係資料を取りまとめている。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応は、現在も進行中であり、本報告書の対象期間後に生じた課題等については、本検証結果も踏まえ適時適切に対応を行うとともに、その対応については、仙台市新型コロナウイルス感染症緊急対策プランの進捗管理の中などにおいて随時検証し、その後の施策展開や行動計画の見直しに反映させていく。

3 本市における感染状況

本市における7月31日までの感染者数の推移は、下記グラフのとおりとなっている。



2月29日、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号を下船された方の陽性が確認され、市内で初めての感染者となったが、その後約1か月間は新たな感染者は発生しなかった。3月末になり、市内の飲食店で飲食をともした方々などから感染が広がり、市内で3か所のクラスターを確認するに至った。この間、3月29日から4月16日まで連続して新規感染者が発生し、4月16日には当該時点で1日あたりの感染者数が初めて2桁となる10名を数えた。

保健所では、感染者の行動歴などを調査する積極的疫学調査を行い、濃厚接触者を特定し検査につなげたほか、クラスターに関係している方々にドライブスルー方式で検体を採取してPCR検査を実施し、早期の患者発見に努めた。このほか、外出自粛や営業自粛の要請など様々な取り組みもあり、4月29日以降は新規患者の発生は見られなくなった。感染症指定医療機関に入院していた方や、宿泊療養施設で療養していた方の退院等も順次進み、5月27日までにすべての感染者が退院または療養解除となった。

その後は感染者の発生は確認されない日が続いていたが、6月18日に51日ぶりの感染者が確認されると、その後は数日おきに1～2名の感染者の確認が続いた。また、7月11日以降、ほぼ毎日数名の感染者が確認されているが、比較的若い世代の感染が多く見られた。7月16日には、飲食を共にした若者のグループでクラスターが発生したことにより、4月16日の感染者数を上回る13名の感染が確認されている。その後も、高齢者福祉施設で数名の感染者が確認されるなど、7月31日までの間、感染者の確認が続いた。

4 国等・県・市の対応経過

新型コロナウイルス感染症対策に係る国等，県，市の主な動き（令和2年1月以降）

	国等の対応		宮城県の対応		仙台市の対応	
1月	6日	武漢市における非定型肺炎発生に係る注意喚起文書発出	27日	・新型コロナウイルス感染症対策本部設置 ・第1回本部会議	22日	関係医療機関連絡会議
	16日	国内1例目の患者発生を公表			27日	宿泊事業者向けのホームページ開設
	28日	指定感染症に指定（2月1日施行）	29日	感染症対策委員会専門部会	28日	情報連絡体制の強化
	30日	・WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言 ・新型コロナウイルス感染症対策本部設置	31日	第1回対策本部幹事会		
2月	3日	横浜港にダイヤモンド・プリンセス号入港	4日	コールセンター設置（県・市共同）	3日	・第4回危機管理連絡本部会議 ・新型インフルエンザ等対策医療機関専門部会 ・地下鉄の車内放送等で感染症対策への協力の呼びかけを開始
	13日	緊急対応策第1弾決定			4日	コールセンター設置（県・市共同）
	14日	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置			14日	・仙台市医師会にマスクを提供 ・特別相談窓口を（公財）仙台市産業振興事業団内に設置
	25日	新型コロナウイルス感染症対策の基本方針策定	21日	第2回本部会議	21日	COVID-19 小児例に係る関係医療機関連絡会議
	27日	学校園休校要請	22日	コールセンターを24時間体制に移行	22日	コールセンターを24時間体制に移行
			27日	県主催イベント・会議等の考え方策定	25日	警戒体制へ移行
			29日	・県内初の感染者確認（ダイヤモンド・プリンセス号下船者） ・第3回本部会議	27日	・第5回危機管理連絡本部会議 ・事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（暫定版）作成 ・市民利用施設使用料を全額返金することを決定
					28日	・全市立学校（特別支援学校を除く）において、3月2日から24日までの臨時休業を決定 ・市議会議員協議会（学校・児童クラブの新型コロナウイルス感染症対応について） ・公共交通機関を利用し通勤する職員の時差出勤を開始（～3月31日）
					29日	・市長記者会見（市内初の感染者確認（ダイヤモンド・プリンセス号下船者）について） ・危機警戒本部体制へ移行 ・第6回危機管理連絡本部会議 ・ガイドライン（改訂版）作成
3月	2日	制度融資に関するセーフティネット保証4号の指定			1日	河北新報朝刊に市内公立学校の臨時休業に係るお知らせを掲載
	6日	制度融資に関するセーフティネット保証5号の指定業種追加			2日	・第1回危機連絡会議 ・セーフティネット保証4号認定事務開始
	10日	緊急対応策第2弾決定				・青少年指導員による中央街頭指導を市立学校再開時期まで実施停止 ・子供相談支援センターのふれあい広場の開設について市立学校再開時期まで利用を停止
					3日	幼児健康診査一時休止（～3月31日）

	国等の対応	宮城県の対応	仙台市の対応
			<p>日), 3~4か月児育児教室中止</p> <p>4日 ・ガイドライン(三訂版)作成 ・市民利用施設の一部休止</p> <p>5日 市民税, 県民税の申告期限延長(3月16日までを4月16日まで)に係る告示</p> <p>6日 セーフティネット保証5号指定業種緊急追加, 認定事務開始</p> <p>9日 仙台市ホームページへ新型コロナウイルス感染症に関する特設ページを開設</p>
	<p>12日 WHO「パンデミックと言えると評価」と発表</p> <p>14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正・施行</p> <p>18日 生活不安に対応するための緊急措置を決定</p> <p>19日 専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表</p>		<p>12日 水道局ホームページに水道料金等の支払い猶予等について掲載</p> <p>16日 第2回危機連絡会議</p> <p>17日 ・仙台市感染症メディカル・ネットワーク会議 ・本市制度融資 危機関連保証関連融資における保証料の全額補給を開始 ・市長記者会見(緊急経済対策第1弾の発表)</p> <p>19日 令和元年度一般会計補正予算(第6号)成立(専決処分)</p>
	<p>26日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部設置</p> <p>28日 基本的対処方針決定</p>	<p>26日 第4回本部会議(法定本部へ移行)</p>	<p>24日 ・マスクを市内に所在する高齢者, 障害者の入所施設へ配布 ・マスクを市内に所在する母子・児童福祉関係の入所施設へ配布 ・保育施設等向けの仙台市新型コロナウイルス感染症対策補助金の受付開始 ・市長記者会見(市立学校の再開に向けた準備及び介護施設等へのマスクの配布について)</p> <p>25日 ・仙台市社会福祉協議会において緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付の受付開始 ・新型インフルエンザ等対策医療機関専門部会 ・ガス料金の支払いに係る特別措置を実施</p> <p>26日 職員の時差出勤の期間を当面延長</p> <p>27日 ・第7回危機管理連絡本部会議 ・ガイドライン(四訂版)作成</p> <p>29日 ・市内で2名の感染者確認 ・第8回危機管理連絡本部会議</p> <p>30日 仙台市感染症に係る病院ネットワーク会議</p>
4月	<p>1日 専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表</p> <p>7日 ・基本的対処方針変更 ・7都府県(東京都, 神奈川県, 千葉県, 埼玉県, 大阪府, 兵庫県, 福岡県)に緊急事態宣言</p>	<p>1日 コールセンター増設</p> <p>3日 ・知事・市長・県市医師会長緊急メッセージ ・陸上自衛隊東北方面総監に派遣を要請(PCR検査の支援)</p> <p>6日 県立中学・高等学校を4月14日まで, 特別支援学校を4月19日まで臨時休校することを決定</p> <p>9日 第5回本部会議</p> <p>10日 市町村長会議</p>	<p>1日 ・コールセンター増設 ・セーフティネット保証等認定申請特設窓口を開設 ・クラスター発生を受け, 厚生労働省のクラスター対策班に支援を依頼</p> <p>3日 ・市内で5名の感染者確認 ・第1回危機管理連絡本部会議 ・知事・市長・県市医師会長緊急メッセージ ・県に陸上自衛隊派遣を要請(PCR検査の支援)</p> <p>4日 市内感染者発生に伴う会見・クラブレクをせんだい Tube によりラ</p>

	国等の対応	宮城県の対応	仙台市の対応	
			<p>イブ配信開始</p> <p>6日</p> <ul style="list-style-type: none"> 市議会議員協議会（市内感染者の発生状況と対応状況及び学校等の対応について） 市立学校（一部学校を除く）において、4月8日から14日までの臨時休業を決定 <p>7日</p> <ul style="list-style-type: none"> 仙台市新型インフルエンザ等対策本部設置（法定本部へ移行） <p>8日</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回感染症対策会議 市長メッセージ（市民や事業者の皆様への各種要請について） ガイドライン（五訂版）作成 <p>9日</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民利用施設の臨時休館を発表（4月11日～5月10日） <p>10日</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページを特設ページへ切り替え 幼児健康診査一時休止期間を延長（～5月31日） 	
11日	基本的対処方針変更	12日	陸上自衛隊東北方面総監に派遣を要請（PCR検査の支援）	
16日	・基本的対処方針変更	13日	県立学校の休校措置を5月6日まで延長することを決定	
	・緊急事態宣言の対象地域を7都府県から全国に拡大（5月6日まで）	16日	宿泊療養施設への患者受け入れ開始	
20日	特別定額給付金（一律10万円）の給付を決定	17日	・第6回本部会議	
			・宮城県全域に緊急事態措置（外出自粛要請、催物開催自粛要請）	
		20日	陸上自衛隊東北方面総監に派遣を要請（PCR検査の支援）	
			11日	るーぶる仙台を運休（～5月31日）
			12日	県に陸上自衛隊派遣を要請（PCR検査の支援）
			13日	・市議会災害対策会議（市内感染者の発生状況と対応状況及び市立学校の対応について）
				・市立学校（一部学校を除く）を5月6日まで臨時休業とすることを発表
			14日	・市長記者会見（感染症対策の体制強化を図るための人事異動について）
				・市立学校（一部学校を除く）の始業式及び入学式を5月7日以降にすることを決定
			16日	・市内で10名の感染者確認
				・宿泊療養施設への患者受け入れ開始
			17日	・第2回感染症対策会議
				・市議会災害対策会議（緊急事態宣言を受けての対応について）
				・市ホームページに「消毒用アルコールの安全な取り扱いについて」注意喚起情報掲載
22日	専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表	21日	・第7回本部会議	
30日	令和2年度一次補正予算成立		・遊興施設、商業施設等に4月25日から5月6日まで休業を要請	
			・ドライブスルー方式のPCR検査検体採取を仙台市内（東北大学病院臨時診療所）で開始	
		22日	市町村長会議	
		24日	東北・新潟緊急共同宣言を発表	
		27日	第2回対策本部幹事会	
		28日	仙台市、河北新報と共同で感染拡大防止キャンペーン（5月14日まで）	
		29日	県立学校の休校措置を5月10日まで延長することを決定	
			21日	・第2回危機管理連絡本部会議
				・時差出勤を拡充（全ての職員を対象とし、勤務区分を増やすとともに3つのグループに分け、おおむね1/3ずつとするよう区分割合の目安を設定）
				・ドライブスルー方式のPCR検査検体採取を仙台市内（東北大学病院臨時診療所）で開始
		22日	・市議会災害対策会議（緊急事態宣言の全国拡大以降における本市の対応等について）	
			・ガイドライン（六訂版）作成	
			・市長記者会見（感染症の状況についての所感）	
		23日	・雇用調整助成金申請支援相談窓口を（公財）仙台市産業振興事業団	

	国等の対応	宮城県の対応	仙台市の対応
			<p>内に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに負けるな！頑張る商店街応援事業募集開始 <p>24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北・新潟緊急共同宣言を発表 ・緊急事態措置に係る専用ダイヤル開設（～26日） ・宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る専用ダイヤル開設（～26日） <p>28日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクを市内児童館へ配布 ・マスクを市内保育施設へ配布 ・市長記者会見（緊急経済対策第2弾の発表） ・宮城県、河北新報と共同で感染症拡大防止キャンペーン（5月14日まで） <p>30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長記者会見（全ての市立学校及びあきう幼稚園を5月31日まで臨時休業を延長することを発表） ・ガイドライン（七訂版）作成 ・市民利用施設の臨時休館を延長（～5月31日）
5月	<p>1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金申請受付開始 ・特別定額給付金オンライン申請受付開始 ・専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表 <p>4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針変更 ・緊急事態宣言を5月31日まで延長 ・専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表 	<p>5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8回本部会議 ・県立学校の休校措置を5月31日まで延長することを決定 <p>8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事と事業者との意見交換会 ・東北・新潟共同メッセージ 	<p>1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会令和2年第1回臨時会（～2日）において令和2年度一般会計補正予算（第1号）等議案提出 ・国民年金保険料の臨時特例免除等申請の受付開始 ・宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金の開始 <p>2日</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度一般会計補正予算（第1号）等成立 <p>5日</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3回感染症対策会議 <p>7日</p> <ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証等問い合わせ専用ダイヤルの開設、認定郵送受付開始 <p>8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ（特設ページ）をリニューアル ・市長メッセージ動画配信開始 ・東北・新潟共同メッセージ ・国民健康保険、後期高齢者医療傷病手当金の支給申請受付開始
	<p>14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針変更 ・8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）を除く39県の緊急事態宣言を解除 ・専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表 	<p>14日</p> <ul style="list-style-type: none"> 県議会臨時会（～15日） <p>15日</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9回本部会議 	<p>11日</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所で用いる衛生用品を各避難所担当課へ配布 <p>12日</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域産業協力金・地域産業支援金問い合わせ専用ダイヤル開設 <p>13日</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域産業協力金・地域産業支援金郵送受付開始、申請書作成支援特別窓口開設（～6月30日） <p>15日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回感染症対策会議 ・市長メッセージ（新しい生活様式実践のお願い等について） ・ガイドライン（八訂版）作成 ・河北新報朝刊に地域産業協力金及び支援金等に係るお知らせを掲載 ・感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料減免申請受付開始

	国等の対応		宮城県の対応		仙台市の対応	
					18日	・市民利用施設のうち、展示系施設の再開を発表（5月19日～） 特別定額給付金のオンライン申請及び特例申請（～5月29日）開始
					19日	市長記者会見（水道料金・下水道使用料の減免（令和2年7月及び8月検針分）及び市立学校入学式の日程について）
					20日	感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料減免申請受付開始
	21日	・基本的対処方針変更 ・大阪府、京都府、兵庫県の緊急事態宣言を解除	25日	・みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の運用を開始 ・県内7市1町から無作為抽出した3,000人を対象に抗体検査の協力を依頼（通知を発送）	25日	職員研修所にサテライトオフィスを試行開設（6月5日まで）
	25日	・基本的対処方針変更 ・全都道府県の緊急事態宣言を解除（緊急事態解除宣言）			26日	・危機対策本部体制に移行 ・特別定額給付金の申請受付開始（～8月26日）
	29日	専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表	26日	第10回本部会議	27日	・第5回感染症対策会議 ・市長メッセージ（感染拡大防止に係る市民・事業者の皆様へのお礼と第2波、第3波到来を想定した感染防止と日常生活の両立について） ・ガイドライン（九訂版）作成
					28日	市長記者会見（緊急経済対策第3弾の発表）
6月	12日	令和2年度第二次補正予算成立			1日	時差出勤の区分割合の目安を廃止
					2日	仙台市新型コロナウイルス感染症緊急対策プランを策定
					3日	市長記者会見（国内の感染状況についての所感及び仙台市新型コロナウイルス感染症緊急対策プランの策定について）
					8日	新型コロナウイルス対策を追加した避難所運営マニュアルを公開
					9日	市議会令和2年第2回定例会（～25日）において令和2年度一般会計補正予算（第2号）等議案提出
					10日	・感染症の影響により収入が減少した場合等の仙台市介護保険料減免申請受付開始 ・マスクを市内児童養護施設等へ配布
	19日	新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の運用を開始	18日	第3回対策本部幹事会	15日	・市内幼稚園、認定こども園にマスクを配布 ・市議会令和2年第2回定例会において令和2年度一般会計補正予算（第3号）議案追加提出
					18日	市内で51日ぶりに感染者を確認
			25日	新たな宿泊療養施設に患者受け入れ開始	24日	第1次宿泊促進キャンペーン申込受付開始（～7月5日）
			30日	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインを策定	25日	・新たな宿泊療養施設に患者受け入れ開始 ・令和2年度一般会計補正予算（第2号及び第3号）等成立
					26日	・仙台市商店街応援割増商品券発行事業補助金の申請受付開始 ・仙台市クラウドファンディング活用事業補助金の申請受付開始
					29日	仙台市中小企業応援窓口を仙台市産業振興事業団内に設置

5 検証結果

(1) 医療提供体制

本市では、令和2年1月中旬から、仙台市医師会、大学、医療機関、宮城県等と連携して、仙台市感染症メディカル・ネットワーク会議、仙台市病院ネットワーク会議等を開催し、新型コロナウイルスに関する情報の収集及び共有、外来・入院の受け入れ調整などの医療提供体制の整備を図ってきた。

現在、新型コロナウイルスに感染したおそれのある方に対して、概ね次の手順で対応しており、医療提供体制に係る検証については、この順に沿って項目ごとに記載している。

- i 本人等からコールセンターまたは一般医療機関（かかりつけ医など）に相談
- ii 新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合、コールセンターまたは一般医療機関（かかりつけ医など）が帰国者・接触者相談センターへ連絡
- iii 帰国者・接触者相談センターが病状の聞き取りなどを行い、検査が必要と判断された場合は、帰国者・接触者外来に連絡し受診調整
- iv 帰国者・接触者外来において、検査に必要な検体を採取
- v 仙台市衛生研究所でPCR検査を実施
- vi 検査結果が陽性の場合、宮城県調整本部において重症度判断、トリアージ、入院調整を行う。重症者もしくは中等症者については、感染症指定医療機関もしくは入院協力医療機関にて入院治療。軽症者もしくは無症状者である場合は、原則、宿泊療養施設で療養

①相談体制・コールセンター

1月15日に国内感染者1例目が確認されたことを踏まえ、1月24日に仙台市保健所健康安全課および保健所支所（各区役所保健福祉センター管理課）において、新型コロナウイルス感染症に関する健康相談対応を開始し、併せて聴覚や言語に障害のある方の専用窓口を設置した。

2月4日には帰国者・接触者相談センター（各区役所保健福祉センター管理課）が必要な業務に人員を配置できるよう、宮城県と共同でコールセンターを設置し、同月22日には24時間体制へ移行した。併せて、聴覚や言語に障害のある方を対象にFAXやメールによる相談受付も行った。

コールセンターは当初、宮城県看護協会から人員派遣を受け2回線スタートしたものの、人員が不足し、県・市職員による増員を行うことで対応した。しかし3月下旬から市内で連日感染者が確認されたことなどから、相談件数が急増し、電話が繋がりにくい状況が生じた。また、コールセンターに電話をして医療機関の受診を勧奨された方が、医療機関を受診すると医療機関から再度コールセンターに電話するよう指示されるといった事案も生じたため、コールセンター、医療機関、帰国者・接触者相談センター間の流れを整理した。

4月1日に電話回線を20回線へと拡充し、4月4日から、新たに派遣会社から看護師の派遣を受け、コールセンターの体制を強化した。なお、4月後半以降相談件数が落ち着いてきたこともあり、その後状態は改善されている。今後再度相談件数が増加した場合には安定的な運営ができるよう、速やかに人員体制を拡充する必要がある。

なお、7月1日からは、コールセンター等の相談窓口において、発熱患者の受け入れが可能な約160か所の診療所等の情報提供を開始したところである。

②帰国者・接触者相談センター

本市では、保健所支所が帰国者・接触者相談センターとなっており、コールセンターや医療機関からの相談の内容を聞き、検査が必要な患者を帰国者・接触者外来につなぐ役割を担っている。

相談対応業務には高度な医学的知識・スキルが要求されることから、保健師等の専門職により対応している。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、健康に不安を抱える方や疑い症状のある方からコールセンターへの相談が増え、これに比例して帰国者・接触者相談センターへの相談も増大した。相談に対しては、国の新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義や相談・受診の目安を踏まえて対応を行ったが、国の目安と受診や検査を希望する市民のニーズに乖離があり、対応に苦慮することも多かった。

相談は、24時間体制で受け付けているが、平日夜間や土日は職員が公用の携帯電話を持って帰宅し、深夜に対応することもしばしばであった。こうした事も、職員の疲弊につながっている。組織体制としては、保健福祉センター管理課配属の人員だけでは対応しきれず、区役所内の保健師を応援に回す体制を組んだ。社会的不安のためか、健康相談以外の苦情等の電話も多く、業務は繁忙を極めた。

多数の相談を24時間体制で受け付ける必要があるほか、積極的疫学調査など多数の業務を同時にこなす必要があることから、今後、保健師の増員はもとより、保健師等の専門職が対応している業務のうち、事務職でも対応可能な業務を切り分け、分担の見直しを行うことや、一部業務のアウトソーシングの検討などにより、業務の効率化を図っていく必要がある。また、感染状況に応じて柔軟かつ組織横断的な応援体制を構築するとともに、感染症対応への事前準備訓練を行い職員のスキル向上を図るなど、対応できる人材を育成し、組織的対応力を強化していく。

③帰国者・接触者外来

帰国者・接触者外来は、厚生労働省の2月1日付事務連絡に基づき都道府県が設置するもので、感染疑いのある患者（以下、「疑い患者」という。）を診察し、PCR検査の検体採取を行う。

当初、医療機関の確保や夜間・休日の輪番体制を比較的順調に構築できたが、疑い患者の増加に伴い、土日を中心に受診待ちが発生した。しかし、各医療機関における受診方法の工夫（プレハブの検体採取所設置や、敷地内でのドライブスルー方式による検体採取など）によって、疑い患者の受け入れ可能数が増えたことや、東北大学病院が4月21日から新たに、臨時診療所として市内にドライブスルー方式の帰国者・接触者外来を設置したことから、4月下旬には受診待ちは解消され、一定の体制を確保することができた。東北大学病院の臨時診療所設置にあたり、本市と宮城県が設置場所の提供その他調整を支援するとともに、県・市職員が運営の一部を担っている。なお、開設場所の使用期限が6月末までとなっていたことから、宮城県とともに調整を行い、7月1日からは市内の別の場所に

移転し、運営を行っている。

東北大学病院のドライブスルー方式の帰国者・接触者外来は、感染状況を踏まえて一時開設日時を縮小していたが、現在は感染者数の増加に合わせて再度体制を拡充している。今後も、疑い患者数の状況に応じて速やかに体制の拡充などが行えるよう、東北大学病院や宮城県などの関係機関と連携し、体制の確保を図っていく必要がある。

また、入院協力医療機関と帰国者・接触者外来の設置に協力する医療機関が重複しているケースが多く、通常の診療体制を維持しつつ、新型コロナウイルス対応のために新たな人員や資器材の確保、院内のゾーニングや医療従事者の感染防護体制の構築など、医療機関に大きな負担を強いる形となっている。帰国者・接触者外来の維持には課題も多く、患者が多数発生した場合に備えるとともに、引き続き必要な体制を維持、確保していくためには、帰国者・接触者外来を担う医療機関への医療資器材の提供等の支援を行っていく必要がある。

なお、各医療機関の外来対応に係る施設・設備の変更について、医療法上の許可申請等の手続きを簡素化し、申請手数料が生じる許可申請については、全額減免する対応を行っているが、こうした取り組みについては、当面の間継続し、帰国者・接触者外来の体制確保に資する環境整備に努める。

④PCR 検査

本市の PCR 検査は、コールセンターに相談された有症状者で帰国者・接触者相談センターにおいて検査が必要と判断した方や、医療機関において医師が検査を必要と判断した方について、帰国者・接触者相談センターが帰国者・接触者外来の受診へつなげ、実施している。

4月に市内でクラスターが発生した際は、事例ごとに検査対象範囲を判断するとともに、市内医療機関からの医師の派遣のほか、宮城県を通じて自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊の協力を得てドライブスルー方式により多数の検体を採取するなど、必要な検査を実施してきた。

5月には、市独自に陽性患者の濃厚接触者の家族まで検査対象を広げる方針としたところであるが、今後も、PCR 検査については、国の方針を踏まえながら、感染拡大防止のため、個々の状況に応じて可能な限り柔軟に対応する。

本市では、採取された検体の検査を仙台市衛生研究所において行っており、2月1日から10件/日の検査能力でPCR検査を実施してきた。3月に入り検査需要の増加に対応するため、人員体制の強化等により、20件/日、40件/日と順次検査能力を拡充し、4月13日以降は新たな検査機器の導入により80件/日の検査が安定的に実施可能となった。これにより、クラスター対策として濃厚接触者全員を検査した際(最大104件/日)にも対応することができ、感染拡大防止に寄与した。

また、衛生研究所の検査可能数を超える検査が必要となる場合に備え、宮城県保健環境センターや(公社)宮城県医師会健康センターにおいても検査ができるよう連携体制を構築しており、今後も宮城県や関係機関とも連携し、検査能力の確保に努めていく。

しかしながら、国から示される検査基準や相談・受診の目安が数回にわたって改定され、濃厚接触者がすべて検査対象となったこと等、今後、検査需要のさら

なる増加が見込まれることから、衛生研究所に全自動の PCR 検査機器を 2 台配置し、検査能力を 240 件/日まで拡充する予定である。また、4 月から 5 月にかけて検査試薬が全国的に不足し入荷の目途が立たない状況も生じたため、必要な試薬等消耗品についてもしっかりと確保し備蓄していく。

併せて、衛生研究所職員の負担が続いている状況にあるため、専門的なスキルをもった人材の育成を図るとともに、必要な人員体制について検討を進めていく。

また、市内の病院や民間検査機関において、PCR 等検査の受け入れが拡充しつつあり、保険適用により実施される医療機関での PCR 等検査については、行政検査として委託しているが（6 月末現在 11 病院）、医療機関での簡易な抗原検査キットや唾液を検体とした PCR 等検査についても保険適用となったため、今後、委託契約の増加も見込まれることから、仙台市医師会等の関係機関との連携を深めながら委託契約を迅速に行うなど、本市内の PCR 等検査体制の向上に努めていく。

⑤積極的疫学調査

積極的疫学調査は、感染が判明した患者について、患者の基本情報や臨床経過、発症前後の行動歴、接触者等について調査し、感染源の推定や濃厚接触者の把握などを行うもので、保健所支所において実施している。クラスターの発生が推定された際には、PCR 検査の対象者の範囲を拡大して実施するなど、的確な積極的疫学調査により感染拡大防止に効果を発揮した。

その一方で、コールセンターや医療機関からの相談の内容を聞き、検査が必要な患者を帰国者・接触者外来につなぐ帰国者・接触者相談センターの運営や衛生研究所への検体搬送等多くの業務も担う必要があり、特に 3 月下旬以降、市内において連日感染者が確認され、過重な負担が生じた。とりわけ、実際に患者とのやり取りを行う保健師等のマンパワー不足が顕著になったことから、各区では区役所内の保健師等の応援により対応した。日中は帰国者・接触者相談センターとしての相談業務に忙殺され、積極的疫学調査のほとんどが夜間に及ぶことから、土日を含め実働時間が長くなり、保健師等だけでなく業務を担う職員全員が疲弊した。

また、積極的疫学調査は、患者に寄り添いながら丁寧に行っているが、患者が感染に動揺していたり体調が悪かったりする中、調査結果の陽性判明当日の公表に向け、勤務先や濃厚接触者の有無など様々な調査を行うため、公表の了解を得られない場合や、多くの情報を聞き取ることが困難な場合もあり、結果的に限られた情報のみ公表する場合もあった。また、感染者は、留学生や市外からの旅行者、出張中の会社員など、その背景も様々であるため、調査に多くの時間と労力を要する一因となった。

今後、クラスター発生時など特定の区に患者が多数発生した場合は、保健所支所間の応援体制はもとより、市全体として保健所支所をフォローアップする仕組みを構築するなど、迅速かつ適切な調査が行えるよう体制を構築していく必要がある。

⑥クラスター対策

本市で4月に発生した3つのクラスターについては、感染拡大防止の徹底を図るため、無症状の利用者や関係者等、検査対象を広くとることとした。そのため、既存の帰国者・接触者外来だけでの対応が困難であったことから、市内医療機関からの医師の派遣のほか、宮城県を通じて自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊の協力を得てドライブスルー方式による検体採取を行い、PCR検査を実施した。

その結果、短期間に感染の広がりを把握し対策を進めることができた。引き続き、集団感染が疑われる事案においては、濃厚接触者のみならず、適切な範囲にPCR検査を実施して感染状況を把握し、感染拡大を防止していく必要がある。

このクラスター対策では、短期間でPCR検査対象者への連絡や検体採取を行う必要があったため、保健所職員だけでは対応が困難であったことから、健康福祉局内の各部署から各日10～20名の職員が対応に従事した。今後も、クラスター対策においては、濃厚接触者や関係者の把握からPCR検査までを短期間で実施する必要があり、これらの業務には相当数の人員が必要であることから、事前に職員の応援体制を構築しておく必要がある。

また、6月末までの期間においては、市内では高齢者施設や医療機関等におけるクラスターは発生しなかったが、今後発生した場合へ備え、感染症の専門家等が専門的見地から感染制御の助言・指導を行う「仙台市感染制御地域支援チーム」を新たに設置し、対応を行うこととしている。

⑦入院協力医療機関

宮城県においては、6月末時点で感染症指定医療機関の感染症病床29床と、即時転用可能な一般病床21床を合わせて50床が確保されており、入院協力医療機関の病床を合わせると、ピーク時には最大で388床程度の受け入れが可能となっている。

入院協力医療機関については、比較的速やかに確保されたが、3月下旬から4月中旬までの感染拡大期において、入院調整に時間を要する状況となった。入院調整には、患者の病状のほか、生活状況や家族状況など種々の条件を考慮する必要があり、調整の難しさがある。また、この時期は、宮城県保健所と市保健所がそれぞれ入院調整を行っており、同一の医療機関に対し同時期に受け入れ要請が集中するなど混乱も見られた。4月20日以降、入院調整の主体が、本市も構成員として参加する宮城県調整本部に一本化され、有識者の意見を踏まえて入院調整を行う体制が確立し、軽症者等宿泊療養施設の稼働もあって改善がなされたが、その後もなお一時的に入院待ちの状況が生じた。

最大388床程度の病床数が確保されているとは言え、病床数を拡充するための転用には、一定の時間を要するほか、施設の構造上、病棟単位で転用する必要があるために空床が生じ、医療機関の経営を圧迫するといった事態も考えられる。

これまで以上に多数の患者が発生する場合であっても円滑に医療を提供できるよう体制を維持していく。また、体制の拡充については、感染状況や宮城県の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーチームにおいて検討された体制拡充の考え方等を踏まえ、宮城県とともに時期を逸することなく速やかに医療機関に対して協力を要請するとともに、医療機関への支援についても検討していく。

⑧宿泊療養施設の確保

新型コロナウイルスの感染拡大期に重症者及び中等症者の入院病床を確保するため、宮城県と連携し、軽症者・無症状者の療養施設として、市内作並温泉の「La楽リゾートホテルグリーングリーン」を建物ごと4月中旬から6月末まで借り上げることとし、200室を確保した。4月16日より患者の受け入れを開始したところであるが、借り上げの期限が6月末までであったことから、新たな施設を確保すべく、宮城県とともに候補となる施設へ打診するなど調整を行い、市内に100室の療養施設を確保し、6月25日から患者の受け入れを開始した（施設名、所在地非公表）。現在、療養施設には看護師が24時間常駐、医師が24時間オンコールで対応するフォローアップ体制を敷いている。このように、軽症者等が療養できる環境を構築することで、重症者及び中等症者の病床を確保することができた。引き続き、施設が円滑に運営されるよう、市としても積極的に関わっていく。

なお、現在の施設については、9月末までの契約となっていることから、感染状況等を見極めながら、宮城県とともに追加の施設確保の必要性や10月以降の施設確保を検討していく必要がある。症状急変時の医療機関への搬送のしやすさや療養に適した周辺環境であるかなど考慮すべき事項は多々あり、また感染がどの程度広がるか予測が難しいなど課題があるが、宮城県との連携のもと施設の迅速な確保について検討していかなければならない。

また、軽症者・無症状者には原則宿泊療養施設で療養していただくこととしているが、ご家族の状況などから自宅での療養が必要となるケースも想定されるため、患者の生活支援等についても検討していく必要がある。

⑨発熱患者への対応

3月下旬から4月中旬までの感染拡大期において、一部の医療機関において発熱患者の動線を確保できないなどの事情により発熱患者を受け入れることができず、結果として発熱患者が医療機関を受診できない状況が一部で生じた。市議会や市民団体などからは、発熱外来の設置を求める要望もなされた。

本市では、発熱症状がある方が円滑に医療機関を受診できる仕組みについて仙台市医師会とも協議しながら検討を進めていたが、本市には、発熱症状があっても診察対応している医療機関が多数存在していることなどから、いわゆる発熱外来の設置ではなく、仙台市・宮城県電話相談窓口（コールセンター）等において、受診先を見つけれない発熱患者に対し、受診可能な近隣の医療機関の情報提供を行うという仕組みの導入を検討することとした。

仙台市医師会の協力のもと、6月9日付で市内の医療機関に対し、アンケート調査を実施し、情報提供への協力の意向確認を行った。結果、約160箇所の医療機関にご協力いただけることとなり、7月1日より運用を開始した。

また、仙台市医師会からは、医療機関において発熱患者を受け入れるには、フェイスシールドやサージカルマスク、ガウン、手袋などの感染防護具の確保が必要であるとのご意見をいただいた。今後、診療協力を意欲のある医療機関に継続的に発熱患者へ対応していただくために、感染防護具等の十分な提供などについても対応していく必要がある。引き続き、仙台市医師会等と連携のうえ、受け入れ医療機関の維持、更なる拡充に努めていく。

⑩救急対応

新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、救急隊員の感染予防対策の強化や感染症対応専用救急車両の配置等、感染防止対策を徹底したことで、救急隊員の感染防止を図ることができた。

また、119番入電時から、新型コロナウイルス感染症に適切に対応できるよう、「対応フロー」を作成することにより、覚知した情報を保健所と救急隊の間で迅速に共有でき、適切な初動対応体制につながった。

発熱患者等の感染症類似傷病者を救急車で搬送する場合、当該患者の受け入れに時間を要する可能性があったことから、医療機関等と協議を行い、「発熱症状を有する患者の収容依頼に関する手順書」を作成した。これにより、円滑な病院収容体制へ改善されたが、今後、流行状況によっては、医療機関の患者受け入れ態勢が再び変化することが予想されることから、状況に応じ、同手順書の内容について関係機関と協議を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症のような流行が長期かつ終息時期が不明確な感染症に対応するための救急対応に係る感染防止資器材の備蓄については、現時点では適正な備蓄量が定められていないため、これまでの対応や他都市の状況等をもとに積算を行い、感染防止資器材の整備を積極的に行っていく。

⑪市立病院の対応

市立病院は、感染症指定医療機関として、院内感染防止対策を徹底しつつ、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを行ってきた。

この間、院内において感染防護具の着脱訓練や患者来院時の対応フローの検討などを重ねて実施するとともに、面会禁止、発熱者スクリーニングなど来院者による感染の防止を図ることで、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを行いつつも、院内感染を発生させることがなく、適切に対応することができたものと考えている。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、感染防護具の需要が急激に高まったこと、また海外の生産拠点からの供給が停止したことで、現状においてもサージカルマスクやN95マスク、ガウン等の入荷が滞っており、感染防護具の安定的な確保は課題である。今後は、調達業者に対し物資の確保を継続的に働きかけるとともに、院内における代替品の使用や支援物資の活用を図ることとする。

また、感染拡大に伴う外出自粛要請及び感染リスクへの危機意識による患者の受診控えにより、外来・入院患者が大幅に減少し、特に4、5月は前年同月と比較して、合わせて約4億円の減収となり、非常に厳しい経営状況となっている。

今後も、感染拡大が続く場合には、関係部局や関係団体との連携により、国に対し医療提供体制の確保に必要な支援を求めていくことが必要である。

⑫保健所の組織体制

国内での新型コロナウイルス感染症患者確認以降、保健所・保健所支所は繁忙を極めている。特に疑い患者の帰国者・接触者外来の受診調整、入院調整、コールセンター運営等については、土日、昼夜問わずに対応する必要があり、また、これらの業務と並行して、医療体制や検査体制の整備、積極的疫学調査、制度改正への対応、国や県との調整を行う必要があるなど、保健所のマンパワー不足が

明らかになった。

市民からの健康相談や医療機関との調整、積極的疫学調査など、特に、保健師等の専門職が担当すべき分野の業務量が非常に多く、それに比して、専門職の人員体制が脆弱であった。

その結果として、一部の専門職の超過勤務時間数が著しく増加し、職員の健康管理の面としても課題となった。

一方で、事務職については局内外からの兼務職員を配置し、感染者宿泊施設やPCR ドライブスルー検査に係る関係機関との調整を担うなど、庁内における協力体制により一定のマンパワーを確保することができた。

今後、感染症対策にかかる保健所の機能強化を図る必要があるが、保健所においては、一部の専門職の超過勤務時間が高止まりしている状況が続いていることから、専門職が担う業務の一部を事務職に切り分けるなど、専門職の負担軽減策について検討を行うとともに、応援職員や兼務職員の配置などにより必要な体制を確保していく。

また、保健所支所においては、これまでの間、区役所内における応援体制により対応してきたものの、クラスターの発生等の突発的な業務の増加に対しては超過勤務により対応せざるを得なかったことから、本庁から保健師等を派遣する仕組みを構築する必要がある。その中でも、派遣した職員が即戦力として活躍できるよう、平常時からクラスター等の緊急事態を想定した訓練を行うなど、専門職のより効率的な応援体制の構築を進めていく。また、保健所支所が行う業務の一部を新たに外部委託するなど、保健所支所の負担軽減策についても検討を進める。

(2) 予防・まん延防止

①情報発信（市民向け広報・啓発等）

市内の感染状況についてはリアルタイムでの情報発信に努め、患者の陽性判明日に記者発表を行うとともに、4月4日からはYouTubeに開設した動画チャンネル「せんだいTube」において、患者発生に伴う会見・クラブレクのライブ配信を行った。また、市ホームページにおいて3月9日に特設ページを開設し、毎日最新の情報を発信しているほか、危機管理課ツイッターによる広報も行った。

感染予防啓発については、宮城県・河北新報と共同し、4月28日から5月14日にかけて新聞広告の掲載による「感染拡大防止緊急キャンペーン」を行い、5月8日には市長メッセージ動画の配信を開始した。また、市バス・地下鉄の車内放送等で感染症対策への協力の呼びかけを行ったほか、水道局ホームページにおいて水道水の水質の安全性と水道水による手洗いの徹底について周知した。さらには、ラジオによる広報や市政だより、広報課Facebookなどといった各種媒体を積極的に活用した。

また、外国人向けに、市ホームページや公益財団法人仙台観光国際協会のウェブサイト等において、随時多言語による情報提供を行ったほか、仙台多文化共生センターにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連する生活支援策等の情報提供や、専門相談窓口の紹介、「通訳サポート電話」による通訳支援を行った。

一方で、市ホームページの情報量の過多により、「必要な情報が探しにくい」といった声や、市内で複数の感染者が発生した3月から4月にかけて、感染者情報のより具体的な情報開示を求める声が多く寄せられた。

市民への情報提供については、日に日に増える情報をいかに適時適切に提供するかを考えなくてはならない。5月8日に市ホームページのレイアウトを変更することで工夫を行ったが、今後も分かりやすい情報提供に努めていく。同様に、外国人への情報提供についても、スムーズな情報整理と関係部署間の連携により適時適切な情報提供を行っていく。

感染の発生状況等に関する正確な情報の発信は、感染を拡大させないための適切な行動等を市民一人ひとりがとれるようにするために重要なものである。一方で、公表による社会的な影響等についても配慮し進める必要がある。この間、本市では、個人情報の保護等に十分留意しつつ、公表の意義についてご本人等に丁寧に説明し、同意をいただきながら必要な情報発信に努めてきたところであるが、市民からはより詳細な情報を求める声も寄せられている。

感染者等の人権を最大限尊重しつつ、市民の不安の払しょくにつながる情報を迅速かつ適切に公表していく。

②外出自粛要請、施設の使用制限（休業要請）

4月3日の共同記者会見（宮城県知事・仙台市長・宮城県医師会会長・仙台市医師会会長）における緊急メッセージや、4月8日の市長メッセージでは市民や事業者に対する各種要請は、特措法に基づかない任意の協力依頼としての呼び掛けであった。4月17日には、特措法に基づく権限を持つ県において、外出自粛要請、催物開催の自粛要請を発出し、これを受け、本市においては、市長メッセージや市ホームページ等を通じて周知を図った。4月25日から5月6日までのゴールデンウィークの期間にかけては、外出自粛要請とともに施設の使用制限（休業要請）が行われ、市内の遊興施設等が休業するに至った。その後も、国の基本的対処方針の改定を受け、県の要請が発出される都度、本市でも市民と事業者にも周知を図ってきた。

この結果、休業要請が適用開始となった直後の4月25日から26日にかけては、1月、2月の平均値に比べ、7割から8割程度の人出の減少が確認された地域もあり、接触機会の低減に大きな効果があったものと考えているが、こうした要請については、社会経済活動を止めることの影響の大きさを浮き彫りにしたほか、特措法に基づく休業要請には、罰則や経済的な補償がないことにより、実効性が担保できないという課題も明らかになった。

事業者に対しては地域産業協力金等の支援策を講じ、ご理解をいただきながら対応してきたが、今後は、感染拡大防止と地域経済活動の再開の両立を図っていくことが必要であり、市民一人ひとりの感染予防対策の徹底と、事業者における業種別ガイドラインの遵守に向けた取り組みをいかに推進していくかが課題である。

③学校（臨時休業、再開）

文部科学省からの要請により3月2日から行った市立学校の臨時休業については、数度の休業期間の延長を経て、5月31日までの長期にわたるものとなった。

この間、決定が前日夜となった始業式及び入学式の再延期については、多数の陽性患者が夕方に判明したこと、無症状のお子さんの感染が確認されたこと等を考慮し、児童生徒の健康や安全を第一と考え、専門家の意見も踏まえ、ぎりぎり

の状況の中で判断に至ったものである。十分な周知が行えなかったこともあり、多くの保護者や児童生徒にご迷惑をかける結果となった。周知においては、保護者あてに緊急の連絡を行うために、各学校で把握している電子メールの連絡網を活用したが、年度始めの時期であり、新一年生の連絡先が把握しきれていない状況だった。また、確実に伝える必要があったため、電話による連絡も行ったことから、電話回線が逼迫した。

臨時休業は児童生徒や保護者の感染防止に資するものであったと認識しており、今後の感染状況によっては、再び臨時休業が必要となる場合も想定される。今後は、迅速、確実に伝えることができるよう、メールアドレスの早期把握や電話回線の増強など、保護者あての連絡手段の充実を図る必要がある。

学校再開に向けて、手指消毒エタノール等の衛生用品の調達を行ったが、市場の流通状況等により、調達に苦慮した。今後とも、それらの使用状況を踏まえ、不足が生じないよう安定的な確保に努めていく。また、学校の感染症防止に係るガイドラインや衛生管理の各種取り組みについては、国の考え方を踏まえながら都度見直しを図るほか、学校内の消毒作業等に多くの保護者がボランティアとして協力いただいているとともに、教職員の負担軽減のため、各学校にスクール・サポート・スタッフを配置する取り組みを進めていく。

児童生徒等と教職員の感染のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を行う必要がある、様々な感染症対策を講じてきたところだが、感染症の流行に対する予防のため、保護者が児童生徒を出席させないことがある。その場合には出席停止として記録し、欠席として取り扱いを行わないこととしてきた。今後も、こうした取り扱いを継続するとともに、それぞれの保護者や児童生徒に寄り添い、電話連絡や家庭訪問などを丁寧に行っていく。

④保育所・児童クラブ・子育て支援等

2月29日に本市で初めて感染者が確認されたことや、3月2日から市立学校の臨時休業が決定したことを受け、集団の中での子どもたちへの感染防止を第一に考え、3月1日以降、のびすく（子育てふれあいプラザ等）を原則休館としたほか、3月2日には児童館の自由来館などを休止、3月3日には幼児の健康診査を休止するなど、市内で感染が拡大する前に先行的に対処した。4月11日には保育施設等で複数の職員の感染が確認され（14日にクラスターの発生を確認）、直ちに当該施設を休園し、消毒等の対応を指示するなど、感染拡大の防止に努めた。

こうした中で、保育施設等や児童クラブにおいて、保育の受け入れや子どもの居場所づくりを継続したことは、医療従事者など保育等を必要とする保護者を支える役割を果たした。

一方、幼児の健康診査や妊婦等を対象とした各種教室を休止にしたことは、感染防止には効果があったと考えられるものの、健康診査再開後の受診者の集中や、妊娠・出産等に悩みを抱える人に対するケアという観点からは、心配な影響が出てくることも懸念されるため、健康診査や教室等を休止するタイミングやその期間を適切に選定することが極めて重要となってくる。今後は、感染が拡大する中で健康診査の要領を検討し、可能な限り健康診査を継続して実施できるような体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

また、児童相談所では、感染による保護者の入院等で養育者不在となった児童

の一時保護に備えた受け入れ体制等の検討を進めてきた。今後の一時保護の同時発生にも対応できる体制等の構築を進めていく必要がある。

⑤その他の福祉施設

市内の福祉施設については、各事業者及び施設職員等の尽力により、新型コロナウイルス感染症の施設内での感染防止を図ることができた。本市としても、衛生用品等の配布や、それらの確保のための支援、対応の留意点などに係る通知などに努めたところであり、引き続き必要な支援に努めていく。感染者が発生した場合には、専門的な感染症対策が必要になることや、必要な機材が不足していること、リスクの高さから職員の応援が難しいことなどの課題があり、今後の対応を検討することが必要である。また、今後は、衛生用品の施設への事前配布や必要経費を確保しておくことも必要である。

i) 生活困窮者等自立支援施設、保護施設、児童養護施設等

生活困窮者等自立支援施設、保護施設、児童養護施設等の入所者・職員、窓口来所者、ホームレスの感染拡大を防止するため、国の補助事業を活用したマスク購入費の補助、本市に寄贈されたマスク等の提供を行った。衛生用品等の社会的需要の高まりにより時間は要したものの、対象施設・事業運営者においては、必要な衛生用品を確保できた。

ii) 障害福祉サービス事業所等

施設に対し、国の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応に係る留意点等について、市ホームページに掲載し、周知を行った。事業者への周知を宮城県が先行することもあったため、今後は宮城県との一層の連携・調整が必要となる。また、障害福祉サービス事業所や在宅の医療的ケア児者へ消毒液等を配布することにより衛生管理体制の強化を図ったが、マスクについては国の優先供給スキームが確立されていないため、本市で配送業者等を調整する必要が生じた。

なお、放課後等デイサービス事業所では、特別支援学校等の臨時休業に伴い、長時間の受け入れのほか、通所での支援に代えて電話や訪問での健康管理や相談支援を行うことなどにより、感染拡大防止に努めた。

iii) 高齢者福祉施設等

施設に対し、感染症に係る情報提供、感染予防の指導、サービス継続や介護報酬の取り扱いに関する周知を行った。マスク等の衛生用品の確保については、国の補助制度を活用し、施設に対し必要な経費を補助できる体制を整えることができた。

⑥市有施設の利用休止、施設での感染予防対策

2月下旬に、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」（以下、「市ガイドライン」という。）を作成し、市主催事業等の取り扱いや市有施設の使用について方針を規定することにより、市有施設の運用に係る一定の基準を全市へ示すことができた。一方、国の対応方針及び市内の感染状況を踏まえ、市ガイドラインの改訂が比較的短期間で行われることとなったが、各施設では改訂の都度、指定管理者への伝達や他施設との連絡調整等の対応に苦慮した状況もあった。また、施設の運営形態等により、休館・休止措置の判断が異なる施設も存在した。

市ガイドライン適用期間中、新型コロナウイルスを理由として予約をキャンセル

ルした場合、施設利用料については全額返金することとした。施設利用者の負担を軽減する適切な対応ではあったが、施設を複数所管する部局では、返金作業に忙殺された。

施設における感染症対策としては、設備の消毒・除菌、手指消毒用アルコールや飛沫防止資器材の設置、利用者へのマスク着用やこまめな換気、利用者の連絡先の把握の呼びかけ、職員のマスク着用や検温、手洗いの励行等、各施設の状況に応じ、適切な対策を講じた。

6月30日現在、一部の市有施設を除き再開している状況にあるが、引き続きマスクや手指消毒用アルコール等の衛生用品の適正管理及び迅速な調達を図り、感染防止対策を徹底の上、施設を運営していくほか、今後の感染状況により施設の休館等を適切に判断していくことが重要である。

⑦市主催事業等の中止・延期

本市主催の多くの事業やイベントを中止または延期した。各局が主催する事業等について、市ガイドラインに従い、おのおの適切に中止・延期の判断を行うことができたものと考えている。また、事業の性質にもよるが、必要に応じ地域の町内会等から意見を聴取し、それを踏まえ中止等を判断したことから、大きな混乱は生じなかった。一方、事業やイベントの中止は、経済的損失や参加者の期待感の喪失等、影響も大きいことから、仙台国際ハーフマラソン等の事業規模が大きいイベントについては、より慎重な検討を要した。

今後は、国・県の方針等にも対応しながら、必要に応じ市ガイドラインの改訂も行い、順次主催事業やイベントの実施・再開等を進めていく段階となるが、事業規模や参加者の特性を考慮し、感染予防対策をしっかりと講じた上で事業の推進を図っていく。

⑧庁舎での感染予防対策（窓口、執務室等）

市役所、区役所等においては、庁舎の出入口等に手指消毒用アルコールを設置しているほか、庁舎内の手すりなどの消毒を行うとともに、窓口では、職員のマスクの着用や、飛沫感染防止用のアクリル板等の設置などの感染予防に努めてきた。また、来庁者に対しては、庁内放送などによる感染予防対策の啓発も行っている。

本庁舎においては、職員の感染者が確認されたことなどにより、執務室等を一時閉鎖の上消毒作業を業者委託により実施した。また、太白区役所においては、感染者が来庁していたことが確認され、区役所を一時閉鎖し、感染者が訪問した範囲の消毒作業を行った。消毒作業に当たっては、保健所などの関係部署間の連携により円滑に実施できたものと考えている。

今後は、手指消毒用アルコール等の衛生用品について、適切に在庫管理を行うとともに、安定調達に努める。また、庁舎内の物理的制約がある中で、密接する待合スペースや執務室における三密対策が必要であることから、会議室等のスペースを活用することや、窓口の混雑解消に向けて混雑状況の情報をホームページで周知すること、窓口を経由しない手続き（郵送、ネット等）の拡大について検討を進めていく。

⑨避難所対策

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、避難所における新型コロナウイルス感染症対策が課題となった。そのため、マスクや手指消毒用アルコール、塩素系漂白剤及び非接触型体温計等の衛生用品を調達し、各避難所及び避難所担当課に既に配備したが、今後、当該資器材の調達を含む避難所の感染症対策に必要な物資のさらなる充実に努めていく。

また、避難所運営に関する国の通知や留意事項を避難所担当課あてに複数発出してきたが、内容に関する問い合わせや全体がつかみづらいといった意見が寄せられたため、各避難所で事前検討が必要な事項や避難所開設・受入れ時に必要な対策等を整理した「仙台市避難所運営マニュアル（別冊）新型コロナウイルス対策追加事項（令和2年6月暫定版）」（以下、「マニュアル別冊」という。）を作成し、避難所運営における一定の基準を示した。今後は、避難所感染症対策に関する実動訓練を実施し、マニュアル別冊に示す対策事項を検証、所要の見直しを行った上で、避難所ごとのマニュアルへの反映を進めていく。

加えて、避難所での密集を避けるため、市民に対し、ハザードマップを活用し、在宅避難や親戚・知人宅等の避難所以外の避難を検討することをより強く周知してきたところであるが、指定避難所以外の避難所（補助避難所、ホテル・旅館・研修施設等）の確保・活用について、引き続き調整を進める必要がある。

（3）市民生活及び市民経済安定の確保

①物資及び資器材の備蓄等

中国での感染拡大により、マスク等の衛生用品の国内での供給が減少し、調達が困難になったことから、市に対して、医療機関や福祉施設からのサージカルマスクの提供依頼があり、危機管理室が備蓄していたサージカルマスクを提供し、支援を行うことができた。本市におけるマスク等の備蓄は、医療機関や福祉施設への提供を想定したものではなかったが、新型コロナウイルス感染症対応の長期化を見据え、今後、医療機関や福祉施設、職員への配布にも対応できるよう、サージカルマスクの備蓄量の増強を図る必要がある。また、医療資器材の供給体制の確保については、引き続き国へも要望を行いながら、適正な調達・備蓄を進めていく。

一方、4月以降、マスク等の寄贈の申し出が徐々に増え、主として危機管理室、物品によっては健康福祉局等で、贈呈式対応、寄贈品の活用先の調整などの対応を行った。国内外の企業や団体等から寄贈いただいた衛生用品等を始めとする資器材は、福祉施設、学校、保育所等をはじめ多くの現場で活用されているほか、災害時における感染防止対策として非接触型体温計を指定避難所等に配布することもできた。市ホームページで寄贈者への謝意とともに紹介している。

②市民生活、生活支援（特別定額給付金、生活困窮者支援等）

市民生活も大きな影響を受け、失業等により、経済的に困窮した方を救済するため、生活保護や、一時的な生活の場の提供などについて、それらの相談等に適切に対応するとともに、市民の生活状況も踏まえ、市税や国民健康保険料、水道料金等の減免など、一定の支援を行うことはできたものと考えている。

また、特別定額給付金のオンライン申請等の受付を5月18日から開始し、7月

16日時点で約9割の世帯に給付を行った。オンライン申請への対応や、不備のある申請書に係る申請者への確認作業等により、給付完了までに時間を要し、市民からの支給時期等の問い合わせが多数あったが、早期の給付に向けて全庁的な応援体制を構築し、対応してきた。

今後とも、支援制度の広報に努めるとともに、感染の長期化も見据えつつ、感染状況や地域経済状況を注視しながら、市民生活に対する必要な支援に継続して取り組んでいく。

③経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

3月以降、地域経済への影響について事業所向けの実態調査を毎月実施するなどにより、公的支援に対するニーズの変化も捉えながら、状況に応じた緊急経済対策を実施してきた。

事業継続支援にあたっては、迅速性を最優先に取り組んだところだが、さらなる市独自の施策についての要望もいただいた。

緊急経済対策の実施にあたっては通常業務の大幅な見直しを行い、他局の職員も加えた体制により取り組みを進めたが、各種相談、申請処理等に係る業務の負荷は大きくなっている。

今後も、事業実施に必要な体制を確保するとともに、新しい生活様式に対応した事業スタイルの転換支援に取り組むなど、本市の地域経済の成長を後押しするための経済対策を適宜適切に実施していく。

④児童生徒の学習機会の確保

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市立学校は3月2日から5月末まで臨時休業となったことに伴い、児童生徒に対する学習機会確保のための取り組みを行った。

児童生徒の家庭学習を支援するため、各学校においては、ポスティングや訪問等により学習プリントや教材等の配布を行ったほか、規則正しい生活と計画的な家庭学習を進めるための週間計画表の配布などによる支援を行った。また、学習課題について、郵送や臨時登校日における提出により学習状況の把握と新たな目標の確認等を進めたが、双方向の支援に取り組むことができたのは、5月の連休明けとなった。今後に向けては、児童生徒や保護者、学校現場の声も踏まえながら、家庭学習の進め方や提供する課題等について、活用しやすい実例を示すよう工夫していく。

ICTを活用した学習支援については、教育委員会ホームページにおける「家庭学習応援サイト」の開設や、各種の動画コンテンツの掲載に取り組んだが、一人一台端末等のハード面が整っていなかったことや、遠隔学習を行うための教員の力の育成が十分でなかった等の課題があり、早期に対応を行うことが難しかった。今後、遠隔学習の展開に向けて、一人一台端末の導入を含めたICT環境整備を進めるとともに、コンテンツの充実や教員のスキルアップに向けた研修に取り組むほか、家庭の通信環境整備に向けた支援についても検討を進めていく。

また、児童生徒に対するきめ細かな学習支援とフォローアップを実施するため、各学校への学習支援員の配置を進めていく。

(4) 実施体制

①危機管理体制・対策会議等の運営

当初は仙台市危機管理指針に基づく対応体制として警戒本部体制を、その後国が緊急事態宣言を発出した4月7日以降は特措法及び本市行動計画に基づく全庁的な対応体制として対策本部等を設置し、必要に応じて本部会議を開催し、市の対応を決定したほか、市長から市民へのメッセージも発信した。また、仙台市医師会会長にも可能な限り出席をいただき、医療サイドからの認識や提案をいただくなど、概ね適切に対応することができたものと考えている。なお、緊急事態宣言の解除後においても、全庁的な対応を継続するため、当分の間、市長をトップとする危機対策本部（緊急事態宣言時は、新型インフルエンザ等対策本部）を維持することとしている。

本市行動計画においては、感染者の発生段階に応じて体制移行することとしているが、国の基本的対処方針などにおいて、行動計画とは異なる発生段階が示されたことにより、体制移行の判断に悩む場面もあった。今後は、新型インフルエンザ等対策行動計画を基本としながらも、国や宮城県が示す方針等に応じて柔軟に対応する。

②組織体制・応援体制

感染者が増加するにつれて保健所の業務量が増大したことに加え、社会経済活動の様々な分野に影響が及んだことから、保健所の体制を強化するとともに部局横断的に各般の施策を調整する担当局長等を配置した。その後も特別定額給付金の支給、緊急経済対策の実施に際しては、担当局内での応援体制による対応に加え、順次、他局・区からの人事異動も行い、担当部署の体制を整備してきた。

部局横断的な調整を行う担当の配置により、部局間で連携しながら多岐にわたる事業を進め、また、各種支援策実施のための執行体制を整備することができた。これには感染拡大により事業が縮小、延期となった部署を中心に人員を捻出することで対応してきたが、計画している事業が再開、継続するにつれ、対応には限界があった。特に専門職の人員確保は困難を極めた。

引き続き、感染の動向や市民生活への影響、各種支援事業の実施状況等に応じて、適正な組織体制、応援体制の構築に努めていく。

また、感染の拡大を受け、接触機会の低減のため2月28日より公共交通機関利用者を対象に時差出勤を実施した（8時出勤～9時30分出勤の3区分）。さらに、緊急事態宣言が本市を含む全国に発令され、業務継続を優先した上で可能な範囲で出勤者削減に取り組むことが求められたことを受け、4月21日より時差出勤の運用を拡充した。具体的には、対象を全職員とするとともに、時差出勤の区分を9区分（7時出勤～13時出勤）に拡充し、8時出勤以前・10時出勤以降・それ以外で概ね3分の1ずつの出勤者となるよう目安を設けた。その後、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日より時間帯ごとの出勤者の目安の運用を停止し、9区分による時差出勤の実施を継続し、現在に至る。時差出勤者は、4月20日時点では全職員（変則勤務職場等の職員を除く）のうち16.7%で、4月21日の運用変更以降については、5月は全職員のうち4割、6月は3割強となっている。

当該取り組みにより、通勤途上及び職場内における接触機会の低減を一定程度図ることができた。今後、各職場における出勤者の低減策への対応状況を聴き取

るとともに、感染症の拡大状況も踏まえながら、引き続き実施のあり方について検討していく。

このほか、職員間の接触機会の低減につなげるため、5月25日から6月5日までの期間、職員研修所にサテライトオフィスを試行的に開設した。この間の利用者は22名で、利用実態や試行後のアンケート調査を踏まえ、今後のサテライトオフィス運用へ向けた課題を整理した。今後、各職場における対応可能業務も精査し、サテライトオフィスの拡大に向けて検討を進める。

③市と県の連携・役割分担

市と県の連携等については、市、県の本部会議に相互の職員が参加しているほか、コールセンターや、ドライブスルー方式による帰国者・接触者外来の設置・運用や宿泊療養施設の確保、知事・市長共同での休業要請などについて共同して実施するなど、危機管理部門や保健所をはじめ関係部局が相互に連携、協力して、本市や県における感染拡大防止に取り組むことができたものとする。

一方、現行の法制度の枠組みでは、特措法に基づく緊急事態措置などをはじめ、権限を持つ県の対応を踏まえた上で本市の対応を決定する必要があるが、迅速性が求められる場合など、県の本部会議後、同日中に本市の対策会議を開催したケースでは、時間的余裕がほとんどなく、資料の調製など会議の準備に苦慮した。これまでも早い段階での国や県からの情報収集に努めてきたところであるが、引き続き、より一層の情報共有や連携した取り組みが必要である。

6 有識者意見

本検証に資するため、この間の本市の取り組みへの評価や課題、本市への提言等について以下の3者に意見を伺った。

(1) 東北医科薬科大学特任教授 賀来満夫氏

① 仙台市の対応全般について

- ・ 仙台市では、2月末にクルーズ船乗船者からの感染者発生があり、その後しばらく感染者はいなかったが、4月になり飲食店や英会話教室でクラスターが発生した。その際は、仙台市の保健所が熱心に対応していた。どれくらい感染がまん延するかわからない状況の中で、クラスター対策をよくやられていたと思う。相談窓口や検査体制もしっかりと行っていた。
- ・ 医療体制の確保については、仙台市感染症メディカル・ネットワーク会議など、様々な医療機関との調整の会議を開催していただいた。帰国者・接触者外来についても、保健所長が中心となり、連携をとりながら体制づくりができた。仙台市は感染症指定医療機関の市立病院を抱えており、現在も大変な状況だが、しっかりと対応いただいている。
- ・ 情報発信についても、市長自らの記者会見などにより、市民の危機意識が高まってきた。
- ・ 仙台市が危機管理体制をすぐに立ち上げて組織的な対応をしたこと、クラスターからのまん延防止により、最初の大きな流行をある程度抑え込んだことは評価できる。

② 検査体制について

- ・ 仙台市衛生研究所では、現在、1日あたり80件の検査を実施できるが、業務にあたる職員の負担は相当なものであり、最新鋭の検査機器を導入していただきたい。スムーズに検査が行われるようハード面とあわせて、人員体制の支援、人材確保などのソフト面にも配慮してほしい。
- ・ 秋冬になったときに、インフルエンザの感染が拡大するので、検査体制を整えてほしい。検査のウェイトは大きく、スムーズに行うことができれば早く診断がつき、隔離や療養施設への搬送、入院などもスムーズに行えるので、検査についてはより充実した体制の構築が望まれる。

③ 医療体制について

- ・ 仙台市立病院を中心に他の基幹病院との連携により、最初の感染拡大においてはスムーズに対応できた。仙台市の責任ということではないが、感染者を受け入れるために必要なマスク、手袋、ガウン等が不足するなど、十分な医療体制が整っていない医療機関もある。医師会には資材の提供があったが、患者を診る病院への医療資材の提供は弱かったのではないかと。各病院は苦勞して、自助努力で確保したが、国、県、市の行政がしっかりと医療との連携を図るためにも、マスクを含めた医療用資材の継続的なサプライ体制を構築するべきである。

④ 情報発信・市民啓発について

- 市ホームページや市政だより、市長の記者会見などにより、市民の方々に対して、よく呼び掛けを行っていたと思うが、市民の方からは、今どういう状況なのか、との声も聞かれた。安心・安全のため、市民向けのさらなる情報の発信が必要である。テレビ各局が手洗いなどの動画を自主的に放送しているが、市民の方は、テレビの放送はとても良い、と言っている。行政がテレビ各局を通じて、新型コロナウイルスに関するメッセージを定期的に継続して発信することは危機管理上も重要であり、情報を見える化し、メディアを使って戦略的に情報発信することが必要である。例えば、朝昼晩など1日4回程度、患者の発生状況や療養の状況、感染が発生した場合の市の積極的疫学調査の対応、手洗いやマスク、消毒、換気といった感染予防の基本など、専門家の協力も得ながら、仙台市がメディアと連携して情報を発信していくべき。他の都市でもあまりやっていないと思う。先日、ある会合で、SARS が流行していた当時、シンガポールでは国営放送で「SARS HOUR」という番組を放送していたという事例を紹介した。その例のように、仙台市がメディアと連携して、見える化した危機管理情報を発信していけば、市民の方は安心する。

⑤ ハイリスクポイントへの対応について

- 大規模イベントに関して、先日ユアテックスタジアム仙台を保健所の担当者と一緒に訪問し、実際にどのような感染症対策をやっているかを確認してきた。また、新宿区では、歌舞伎町のグループとエイズ対策等についてコミュニケーションをとっているようである。仙台市は国分町を抱えている。県が行うべきかもしれないが、仙台市としてもクラスターの発生に備え、専門家と市の担当者が一緒に出向いて、国分町の協会の役員の方などとディスカッションを行い、集中的にリスクが高そうなところにピンポイントで感染症対策を支援するなど、実践的な対応を行うことが求められる。換気の方法、アクリル板の使用法、手洗いやマスクの着用、トイレの消毒などについて、実践的な指導または支援を行っていく必要があるのではないか。国分町も広いので限界もあると思うが、実際の現場を見た上での具体的な支援が必要である。今まで発生があったようなところに対して休業要請することも大切だが、業界のガイドラインをどう実践したらいいかを議論し合うようなことも含め、ハイリスクポイントに対する実践的な支援について、仙台市がある程度対応してもらえるといいと思う。

⑥ 学校について

- 学校については、教育委員会が中心となってしっかりと対応している。昨日も教育委員会主催のスキルアップセミナーをさせてもらった。学校といっても、小、中、高校までであるので、その全部に説明はできないかもしれないが、例えば私が話した内容のうち、換気の仕方など対策のポイントをビデオで見える化して、学校に配布して実践してもらおうとよい。学校の一つを題材にして、例えば、洗い場やトイレのリスクポイントをビデオにして流す、というような対策も必要である。秋口からのインフルエンザの流行の前に、感染症リスクポイントビデオのようなものを配布することなども目指してほしい。

⑦ 最後に

- ・ テレビでの市民啓発を行う一方で、市民向けのセミナーなど、市民の不安を解消するための啓発を、密にならないように実施できるとよい。経済同友会や青年会議所などから個別にセミナーの依頼があり、話をしているところだが、仙台市が主催する市民向け、各業種向けのセミナーがあるとよい。予算や会場のこともあるが、新型コロナウイルスの流行が続くことを考えると、継続的に実施することが必要だと思う。
- ・ 新型コロナウイルスへの対応が始まった当初は、検査希望者がスムーズにPCR 検査を受けられなかった事例があったようだ。ドクターが検査を必要と判断しても、帰国者・接触者相談センターで基準に合わないと言われた。新しい自動の検査機器を導入し、職員の負担を軽減して検査体制を充実させてほしい。

(2) (一社) 仙台市医師会前会長 永井幸夫氏

① 相談体制について

- ・ 仙台市と宮城県が共同でコールセンターを設置し、市民、県民からの相談受付を一本化したことは良かったと思う。また、コールセンターと帰国者・接触者相談センターを別に設けたことで、相談が集中せずに混乱を避けることができた。24 時間体制としたのもよかった。4 月に相談が急増した際は、スタッフ不足で大変だったのではと思うが、相談体制としてはうまくいったのではないか。
- ・ 発熱があり、かかりつけ医を持たない市民から相談があった場合の対応について、7 月より受診可能な最寄りの医療機関を紹介する取り組みを始めた。仙台市から協力依頼があり、内科、小児科、外科、耳鼻科の医療機関の協力を得て始めることができたものだが、この仕組みが軌道に乗りつつある。今後は、冬場になり相談者が増加した場合の対応は課題になるかもしれない。
- ・ コールセンターには医師が常駐していないので、PCR 検査が必要か否かの振り分けは難しいかもしれないが、もう少し PCR 検査を積極的に実施するような体制にした方がよいのではないか。コールセンターから医療機関ではなく、帰国者・接触者相談センターに繋ぎ、もっと PCR 検査を受けられるようにした方がよい。結果が陰性であれば医療機関も安心して患者を受け入れることができる。もう少し対象範囲を広げて検査を実施してもよいのではと思う。

② 検査体制について

- ・ 仙台市と宮城県で、24 時間体制で PCR 検査の対応を行っている。仙台市においては、これまで約 2,700 件の検査を実施し、うち約 70 件の陽性判定が出ている（7 月 7 日現在）。陽性率としては約 3%程度と少ないが、この程度だろうと思う。相談体制とも関係するが、今後は、積極的に PCR 検査を実施していただきたい。

③ クラスター対策について

- ・ 市内では、飲食店と英会話教室でクラスターが発生したが、飲食店については大きく広がらなくて良かった。英会話教室については、自宅待機になった子

どもたちの状況を保健所が毎日電話をして確認していたが、子どもでも稀に重症化するケースもあり、子どもたちのケアは重要である。今回、宮城県立こども病院及び東北大学病院から積極的に協力いただける体制ができたので、今後、市内の小中学校や幼稚園等で陽性者が発生した場合でも、万全な対応ができると思う。

- ・ 第1波における市内のクラスターは3件で、対応も順調だったが、他都市のように次々とクラスターが発生するような事態になると、PCR 検査も増えて、対応も厳しくなるかもしれない。

④ 医療体制について

- ・ 本市においては、仙台市感染症メディカル・ネットワーク会議において、最新の情報を共有しながら、医療関係者と行政、学校関係者も含め、連携した取り組みを行うことができおり、これを充実させていく必要がある。
- ・ 県の調整本部の入院調整で、まずは感染症指定医療機関、そこがいっぱいになれば入院協力医療機関にお願いする形になっている。
- ・ 帰国者・接触者外来と、東北大学の臨時診療所との連携などもうまくいっている。保健所では医療機関から紹介された、あるいはコールセンターから話ってきた方は帰国者・接触者外来へ、症状のない方などはドライブスルーへとつないでおり、その使い分けもうまくいっている。
- ・ 宿泊療養施設については、従前よりも感染症指定医療機関や入院協力医療機関と近い位置に確保できたことはよかった。医師が常駐しなくても、オンコールですぐに対応できる。

⑤ 医療資器材について

- ・ 市から医療資器材を提供いただき、各医療機関に配布することができた。市の対策会議に出席し、医療機関における資器材不足について発言させていただいたが、対応いただきよかったと感じている。
- ・ マスクについては6月頃ようやく備蓄することができたが、一時、医療機関ではマスク不足が深刻な状況であった。医療資器材が不足すると、患者を診たくても診られない状況となってしまう。2月に市と県からマスクを提供いただいたのは大変助かった。第2波に備えて、各医療機関でも備蓄をしていると思うが、今後も市でも備蓄してほしい。

⑥ 情報発信について

- ・ 4月初めに、県知事、市長、県・市医師会長が共同で感染拡大防止に向けた緊急メッセージを公表したが、医療現場の危機感を伝えることができ、効果的であった。
- ・ 市長のメッセージについて、感染者情報の発表などは保健所に任せてもいいと思うが、重要なポイントでは市長自らが市民に伝えることが大切だ。市民の安心感にもつながる。

- ⑦ 市主催事業や施設の利用休止等について
- 例えば、博物館や図書館等であれば一定の距離をとり、マスクをすれば感染リスクは低いと思う。危惧しているのはスポーツ観戦である。マスクを着用していても、観客はプレーを見て大きな声を出してしまう。段階的緩和で5千人までの観戦が可能となったが（7月10日現在）、感染リスクが高まるのではと心配している。
 - 今後、仮にこうした場からクラスターが発生した場合には、再度開催の自粛をお願いするという判断も必要になるのではないかと。
- ⑧ 社会福祉施設等
- 高齢者施設や障害者施設には特に目を配っていただきたい。医療機関と同様、マスク等の衛生用品にも配慮してほしい。
 - 市内ではまだ発生していないが、高齢者施設及び医療機関における院内感染を非常に危惧している。高齢者は重症化のリスクが高い上、重症者が複数発生してしまうとICUのひっ迫につながってしまう。施設内・院内にウイルスを持ち込まなければ感染は発生しないため、面会制限等の管理も重要である。
- ⑨ 学校について
- 3月から5月末まで、全市で休校措置を行ったが、今後はクラス単位または、学校単位での休校措置で対応可能ではないか。教育委員会の考えもあると思うが、学校ごとに判断して実施するということがよいのではないだろうか。
 - 現場での感染予防対策として、マスクの着用と手洗いの徹底が非常に有効である。この間、3月から5月にかけて、小児科や耳鼻科の患者数が激減している。手洗いなどの効果だと思う。マスクと手洗いを徹底することで集団感染を防ぐことができると考えている。
 - 一方、学校再開後、体調不良を訴える子どもが増えている。給食時間の会話を控えるよう指導されるなど、子どもたちのストレスが心配である。
- ⑩ 最後に
- 普通の生活で、マスクと手洗いを徹底することが大事だと思う。ソーシャルディスタンスも守れば感染しないだろう。
 - 保健所職員は非常がんばっていると思う。仙台市医師会としても応援を惜しまないので、何かあればいつでも医師会にご相談いただきたい。

(3) 七十七リサーチ&コンサルティング㈱ 首席エコノミスト 田口庸友氏

- ① 第1波対応の総括
- 疫病は、人が運び、人口・経済集積に比例して拡大する傾向があり、これは同時に成熟した現代の経済産業社会で比重の高い第三次産業が成立・成長する条件でもあるが、仙台市は東北最大の都市であるとともに、支店経済・交通の結節点として人の移動・接触・感染リスクが相対的に高く、実体経済・マインドの両面にわたり行動自粛による影響を大きく受ける条件を備えている。
 - その中、仙台市の新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）関連の経済

対策は、不確実性が高い状況下で様々な制約のある基礎自治体の対応としては、時期・内容ともに妥当であったと評価できる。特に、いち早く打ち出した融資制度の拡充は危機対応で最も重要なスピード感ある対応であり、市内の事業者・住民の不安感増大を抑制するプラスのアナウンスメント効果があった。

- ・ 仙台市で特別定額給付金の給付に時間を要し、支給時期に自治体間で差を生む結果となった背景には、国が主導すべきマイナンバー（税・社会保障番号）や情報連携のデジタル化などインフラ整備の遅れがあり、大規模な自治体は、公平性・効率性の観点から、国への早急な対応を強く要請する必要がある。
- ・ 地域産業協力金・地域産業支援金など一連の対応では、市独自の加算を行うことで事業者の所得消失分の補填を強化したことが評価できる。ただ、複数店舗・単数店舗ごとに一律の給付となったことはスピード重視のためやむを得ないが、受給者によって「十分」「不十分」の差があった。

※ なお、今回のケースに限らず、感染リスクの高い業種の企業・事業規模（年商、従業員数など）などのデータベースがあれば、迅速・適切な配分が可能であり、整備上の困難はあるものの、今後の政策にも十分に活用できると考えられる。

- ・ 感染症の第1波では「未知のウイルス」への脅威に対して国・地方自治体ともかつてない政策対応（自粛・休業要請等）を余儀なくされた。社会的な混乱や医療崩壊を阻止する必要からやむを得ない対応となったが、回避すべき危機（リスク）と経済的損失（コスト）の均衡を大きく失って、経済的損失が膨張した。政府・企業部門を中心に需要・所得が急減し、回復には年単位を要するとみられ、今後、同様の対応を行えば回復不能な状況に陥る可能性がある。
- ・ 感染症に伴う自粛経済の影響を大きく受けているのは、①観光関連（旅行業、宿泊業、運輸業、食料品製造など）、②接待・飲食関連、③イベント関連、④レジャー施設、⑤冠婚葬祭業（感染不安）、⑥印刷業（イベント中止）など多岐にわたるが、総じて人口・経済が集積する「3密」の対面型のサービス業であり、経営体力のない小規模事業者が多く、資金繰りには行き詰まりやすい。
- ・ また仙台市は、支店（支社・支所）の事業所数が4割、従業者数が6割、付加価値額が3分の2を占める（2016年経済センサス）支店経済であり、依存度の高い首都圏との往来を途絶させたことにより蒸発した需要は甚大である。総じてそれらの需要減少は財政・金融では補填しきれず、経済活動の正常化によるほかない。

② 課題と当面の（短期的な）対応

- ・ 当面の最大の課題は雇用問題で、すでに大きな経済的損失が生じ市民（事業者）の経済厚生も毀損しており、総需要の回復が遅れば、雇用調整助成金が期限（「財政の崖」）を迎える秋口以降には、企業倒産・廃業や失業の増加という形で発露することが懸念される。

※ リーマン・ショック（2008年9月）の際も失業率がピークを迎えたのは10か月後（2009年7月）であり、秋口以降は新型コロナウイルス以外の感染症も拡大する時期とも重なり、経済活動の萎縮が続けば、事業意欲・資金繰りに行き詰まる企業が増えることが予想される。

- ・ 雇用政策は国の課題だが、大幅な需要の減少と偏在により、人員余剰（仕事

不足)と人手不足の業種が分極化しているため、市内企業における両者間のマッチング支援などは有効な対策となる。また、行政事務や公務サービス需要の増加を見据えた市の期間雇用拡大なども想定されうる。

※ 宿泊・飲食・イベントなどでは休業者も多く、医療福祉・小売・物流等では人手不足が見られる。

- ・ また、失業者など生活困窮者への対応は必要である。新たな住所不定者の増加も想定されるが、住居確保に空き家や稼働率の低下した民泊などを活用するのも一法であり、そうした生活困窮者への相談体制の強化も望まれる。
- ・ 以上、第2波以降の対応については、長期戦を見据えて財政支出を抑えながら、既存資源の活用や需給マッチングなどによるセーフティネット網の整備を中心とするべきである。

③ 中長期的な展望・課題

- ・ 感染症の治療法・ワクチン開発や市民への流布にはなお長時間を要し、経済活動の正常化や水準の回復には年単位が想定され、感染症対策は長期戦となるとみられる。
- ・ 仙台市に限らず、民間の経済活動の規模は極めて大きく、その落ち込みを財政や金融で補填することは不可能であり、民間の経済活動の回復でしか埋め合わせることはできない。

※ 仙台市内総生産5兆2,708億円(2017年度)のうち、民間3兆9,939億円(75.8%)

- ・ 一方、企業収益の悪化により税収の落ち込みは不可避であり、仙台市の財政状態も厳しい状況となり、財政支援余力は大きく低下すると見込まれる。
- ・ 以上の見通しから、長期戦を戦い抜くためには「経済活動の正常化・水準の引上げ」による以外に有効策はなく、その道筋をつけることが喫緊の課題である。
- ・ 第1波では「医療崩壊阻止」を目的とした「感染症専門家主導」の政策が主体だったが、未知のウイルスについてリスクや対策など既知となった部分も少なくなく、今後は「経済崩壊阻止」を主眼に、経済産業界が主体となって政策を主導し、感染症専門家の知見は経済活動の正常化を前提に許容範囲を画定する点に活用されるべきである。仙台市においても、経済産業界のメンバーを加えた感染症対策の専門家会議体などで、経済活動の正常化に向けた意見交換、専門家の知見の活用などが図られるべきである。
- ・ 経済活動の正常化に必要なのは、「安全」(客観的な感染対策)と「安心」(事業者・消費者の不安心理払拭)である。前者については、業界ガイドラインをはじめ、十分な対応が取られているが、後者についてはリスク・コミュニケーションの巧拙も大きく作用する。感染症を「正しく怖れる」「過剰な行動はしない」ための啓蒙や、フローベース(新規感染者数・累計)のみならずストックベース(療養者・重症者、退院者も含む)の感染者公表など「仙台開示基準」を示すことも一法と考えられる。
- ・ 財政支援の余力が乏しくなる中、財政・金融のハイブリッド型資金支援策として「資本性資金の投入」に類似した支援なども検討すべきである。
- ・ 「感染高リスク業種」が判明してきた(3密で飛沫感染しやすい)ことを受

け、同業者が加盟する保険制度創設も検討に値する。すでに個別企業向けの休業保険商品を開発した損害保険会社もあり、民間の保険理論やノウハウの活用により、感染時の円滑な休業と保険料の事業者負担（消費者価格に転嫁）を図ることが期待される。

- また、「新しい生活様式」としてキャッシュレス決済（電子地域通貨）を市内に導入することで、プレミアム商品券など各種政策の電子化・効率化が図られるため、導入メリットは大きい。
- 「せんだい都心再構築プロジェクト」などの再開発事業においては、「防疫都市」のコンセプトを打ち出せれば、すでに先行する従来型の経済集積型開発（3密型）の他都市との差別化が図られる。
- 首都圏等からの移転需要に過度な期待はできない。むしろ、首都圏への流出抑制に注力すべきと考えられる。

7 分野別対応状況

(1) 実施体制

① 危機管理体制・対策会議等の運営

(危機管理体制)

- ・新型コロナウイルス関連肺炎について危機管理レベル1を設定し、全局区等に対し情報連絡体制の強化を指示（1月28日）
- ・令和元年度第4回危機管理連絡本部会議において新型コロナウイルス感染症の現状について情報の共有を図るとともに本市としての対応を協議（2月3日）
- ・新型コロナウイルス感染症について危機管理レベル1を設定し、全局区等に対し警戒体制を指示（2月25日）
- ・令和元年度第5回危機管理連絡本部会議において感染防止のため、本市職員の時差出勤について決定するとともに、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（暫定版）を作成（2月27日）
- ・県内感染者発生に伴い、令和元年度第6回危機管理連絡本部会議において危機管理指針に基づき危機管理レベル2を設定するとともに、危機警戒本部体制に移行し仙台市危機警戒本部及び各区危機警戒本部を設置（2月29日）
- ・国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出したことに伴い、仙台市危機警戒本部及び各区危機警戒本部を廃止し、仙台市新型インフルエンザ等対策本部及び各区新型インフルエンザ等対策本部を設置（4月7日）
- ・国が全都道府県の緊急事態宣言を解除したことに伴い、仙台市新型インフルエンザ等対策本部及び各区新型インフルエンザ等対策本部を廃止し、仙台市危機対策本部及び各区危機対策本部を設置（5月26日）

(対策会議等の運営)

- ・第1回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、東京都など7都府県を対象とした緊急事態宣言及び基本的対処方針の改正に伴う本市の対応を確認（4月8日）
- ・第2回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、政府の緊急事態宣言、宮城県による外出自粛要請および催物開催自粛要請を受け、本市においても5月6日までの適用期間において、県による要請の周知や、市主催のイベント等の休止等を行うことを決定（4月17日）
- ・第3回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、政府の緊急事態宣言の期間延長と基本的対処方針の変更、これらに伴う宮城県の新たな緊急事態措置を受け、本市においても5月7日から31日までの適用期間において、県による外出の自粛要請等、職場における感染防止対策等に係る取り組みの要請、催物開催の自粛要請、施設における感染防止対策の徹底の要請の周知等に取り組むことを決定（5月5日）
- ・第4回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、政府における宮城県を含む39県の緊急事態宣言の解除および基本的対処方針の変更、これらに伴う宮城県における特措法に基づく協力要請を受け、5月15日から31日までの期間、県による外出、職場における取り組み、催物（イベント等）開催、施設における感染防止対策の徹底に関する要請の周知等に取り組むことを決定（5月15日）

- ・第5回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、政府におけるすべての都道府県の緊急事態宣言の解除および基本的対処方針の変更，これらに伴う宮城県における協力要請を受け，7月31日までの期間，県による外出，職場における取り組み，催物（イベント等）開催，施設における感染防止対策の徹底に関する要請の周知等に取り組むことを決定（5月27日）

②組織体制・応援体制

- ・新型コロナウイルス感染症に関する休暇や職務専念義務免除等の取り扱いについて，庁内に文書を発出（3月2日，3月5日，3月27日，4月6日，4月8日，4月13日，5月12日，6月2日）
- ・業務量が増大している部署に以下のとおり人員を配置（5月8日まで22名，7月7日まで36名の人員を配置）
 - ▶ 健康福祉局健康安全課に担当1名（兼務）を配置（3月16日）
 - ▶ 健康福祉局健康安全課に担当1名（増員）を配置（4月1日）
 - ▶ 経済局地域産業支援課に担当1名（増員）を配置（4月1日）
 - ▶ 総務局に新型コロナウイルス感染症対策調整担当〔担当局長，同課長，担当1名〕（増員）〔担当部長〕（兼務）を配置（4月14日）
 - ▶ 関係局次長等（危機管理室，財政局，市民局，健康福祉局，子供未来局，経済局，文化観光局，教育局）の総務局次長等（新型コロナウイルス感染症対策調整担当）兼務を発令（4月14日）
 - ▶ 健康福祉局保健所に単独参事及び健康安全課担当2名（兼務）を配置（4月14日）
 - ▶ 市民局に特別定額給付金担当〔担当課長，担当1名〕（兼務）〔担当係長〕（増員）を配置（5月1日）
 - ▶ 経済局に緊急経済対策担当〔担当課長〕（増員）を配置（5月1日）
 - ▶ 総務局に新型コロナウイルス感染症対策調整担当〔担当1名〕（兼務）を配置（5月8日）
 - ▶ 健康福祉局健康安全課に担当1名（兼務）を配置（5月8日）
 - ▶ 青葉区保健福祉センター管理課に担当1名（兼務）を配置（5月8日）
 - ▶ 市民局市民生活課に担当2名（兼務）を配置（5月8日）
 - ▶ 経済局地域産業支援課に担当3名（兼務）を配置（5月8日）
 - ▶ 市民局市民生活課に担当1名（兼務）を配置（5月28日）
 - ▶ 経済局地域産業支援課に担当2名（兼務）を配置（5月28日）
 - ▶ 健康福祉局衛生研究所微生物課に担当2名（兼務）を配置（6月1日）
 - ▶ 市民局市民生活課に担当2名（兼務）を配置（6月1日）
 - ▶ 経済局地域産業支援課に担当3名（兼務）を配置（6月1日）
 - ▶ 文化観光局観光課に担当4名（兼務）を配置（7月7日）
- ・職員の接触機会を低減し職員間の感染を予防するため，新型コロナウイルス感染症に係る時差出勤を導入するとともに，サテライトオフィスを試行的に実施
 - ▶ 公共交通機関利用者を対象に時差出勤の区分を3区分とし実施（2月28日）
 - ▶ 時差出勤の対象を全職員とするとともに，時差出勤の区分を9区分とし，8時出勤以前・10時出勤以降・それ以外で概ね3分の1ずつの出勤者割合を目安とするよう運用を拡充。（4月21日）

- ▶ サテライトオフィスを試行的に開設（5月25日～6月5日）
- ▶ 時差出勤の出勤者割合の目安の運用を停止し、9区分による時差出勤を継続（6月1日）

③県、市の連携・役割分担

- ・宮城県、仙台市、それぞれの対策会議にオブザーバーを派遣（会議の都度）
- ・入院協力医療機関や帰国者・接触者外来、宿泊療養施設の確保に関する業務への協力（随時）
- ・患者の入院調整については、本市もメンバーとなっている県の調整本部において有識者の意見を伺いながら調整（随時）
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症に係る関係医療機関連絡会議を開催（1月22日）
- ・県との連携を強化し、各担当部門間で情報共有を図るため、連絡体制を確立
- ・県、市共同で健康電話相談窓口（コールセンター）を設置（2月4日）
- ・COVID-19 小児例に係る関係医療機関連絡会議を開催（2月21日）
- ・仙台市感染症メディカル・ネットワーク会議を開催（3月17日）
- ・仙台市感染症に係る病院ネットワーク会議を開催（3月30日）
- ・県を通じて自衛隊に災害派遣を要請し臨時PCR検査を実施（4月4日～6日及び4月13日～15日）
- ・東北大学の臨時診療所として設置したドライブスルー方式の帰国者・接触者外来について、県、市共同で立ち上げ（4月21日）
- ・緊急事態措置に伴う休業要請の実施に当たり、宮城県とともに臨時電話窓口を設けて対応（4月24日～26日）

（2）サーベイランス・情報収集

①PCR検査体制の確保

- ・本市衛生研究所において、2月1日から10件/日の検査能力で検査を開始し、人員体制の強化等により20件/日、40件/日と順次拡充した。4月13日以降は新たな検査機器の導入により、80件/日の検査が可能となっている。
- ・衛生研究所における6月末までの検査件数は、2,566件となっている。

月	2月	3月	4月	5月	6月	計
件数	27件	143件	1,364件	613件	419件	2,566件

- ・衛生研究所における検査可能数を超える検査が必要となる場合には、宮城県保健環境センター、（公社）宮城県医師会健康センターにおいても検査ができるよう連携体制を構築している。
- ・衛生研究所における体制を強化するため、更に検査機器を導入する予定であり、第2回定例会において全自動PCR検査機2台を購入するための予算が成立。
- ・抗原検査等、新たな技術にかかる情報が国から随時示されることから、収集を継続している。
- ・市内の病院や民間検査機関において、PCR等検査の受け入れが拡充しつつあり、保険適用により実施される医療機関でのPCR等検査については、行政検査を委託するものとして、国通知に基づき医療機関との委託契約を取り交した。（6月末現在11病院）

②積極的疫学調査

- ・各区の保健所支所において、感染が判明した患者について、患者の基本情報や臨床経過、発症前後の行動歴、接触者等について調査し、感染源の推定や濃厚接触者の把握、健康観察等により感染拡大防止を図っている。
- ・積極的疫学調査は各区の保健所支所において実施し、調査結果を本庁の保健所で集約し公表している。
- ・3月下旬以降、4月中旬まで市内において連日感染者が確認され、積極的疫学調査を行う各区の保健所支所の負担が大きくなった。特に、実際に患者とのやり取りを行う保健師等のマンパワー不足が顕著になったことから、各区では区役所内の保健師等の応援をもらい対応した。
- ・保健所支所では日中は帰国者・接触者相談センターとしての相談業務に忙殺され、積極的疫学調査のほとんどが夜間に及ぶことから、保健師だけではなく、保健所支所の職員全員の負担が大きくなった。
- ・陽性が判明した方へ連絡を行い、積極的疫学調査として行動歴や他人との接触状況について聞き取りを行うが、患者に寄り添いながら丁寧に質問し、思い出してもらいながら複数回にわたり確認することから、1名あたりの調査に多くの時間がかかり、職員の負担も大きい。
- ・調査は陽性確認後に行うことになっているため、当日中に得ることができる公表可能な情報は限られる。
- ・最初の患者に対しては入院時の病院を訪問し調査を実施したが、2例目以降は電話による調査に切り替えた。しかしながら、陽性確認後は患者本人が動揺していることもあり、また、入院準備、手続きなども行っていることから、多くの情報を聞き取ることが難しい。

③保健所の組織体制

- ・国内での新型コロナウイルス感染症患者確認以降、保健所は繁忙を極めており、保健所本所、支所ともに新型コロナウイルス感染症への対応状況に応じて人員体制の強化を図った。

※これまでの保健所本所の人員体制強化（再掲）

R2.3.16～ 健康安全課主任1増（兼務）

R2.4.1～ 健康安全課主事1増（増員）

R2.4.14～ 保健所参事1増、健康安全課主査1増（兼務）、主任1増（兼務）

R2.5.8～ 健康安全課主事1増（兼務）

- ・保健所支所については、感染症対策の担当である区保健福祉センター管理課に、保健福祉センター内の他課をはじめ、他の部からも応援や兼務発令を行い、多くの業務を担ってきたところである。
- ・特に新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の帰国者・接触者外来の受診調整、入院調整、コールセンター運営等については、土日、昼夜問わずに対応する必要があり、また、これらの業務と並行して、医療体制や検査体制の整備、積極的疫学調査、制度改正への対応、国や県との調整などを進めるためには、さらなる体制の確保の検討が必要である。

(3) 情報提供・共有

①情報発信（市民向け広報・啓発等）

（ホームページ）

市内の新型コロナウイルス感染症新規患者の発生状況、コールセンターへの相談件数、検査件数、積極的疫学調査の結果などの情報や各種支援策などを掲載し、随時更新

- ・トップページに新型コロナウイルス感染症に関する情報を掲載（1月31日）
- ・水道局ホームページに水道水の水質の安全性と水道水による手洗いの徹底について掲載（2月17日）
- ・交通局ホームページに新型コロナウイルス感染症予防対策に関する情報を掲載（2月19日～）
- ・市主催イベント等の中止・延期状況について集約し掲載（市政記者クラブにも情報提供）（2月26日～）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報のまとめページ作成（3月9日）
- ・「新型コロナウイルス感染症特設ページ」に名称変更（4月10日）
- ・特設ページのリニューアル実施（5月8日）

（市政だより）

感染予防啓発、支援制度等について掲載（4月号～）

（SNS）

- ・広報課 Facebook による広報（随時）
- ・危機管理室ツイッターによる広報（随時）
- ・交通局ツイッターによる広報（随時）

（ラジオ）

市内の放送局の協力を得て感染予防啓発等の広報を実施

- ▶FM 仙台「ジョイフル SENDAI」月～金曜日 9:45
- ▶東北放送「仙台市民だより」毎週土曜日 9:10（3月まで）、10:35（4月から）
- ▶コミュニティ FM（ラジオ3・エフエムいずみ・エフエムたいはく・らくてんどットエフエムとうほく）「せんだいラジオ通信」月～金曜日 10:30

（その他の各種広告媒体）

- ・市内公立学校の臨時休業にかかるお知らせ（3月1日河北朝刊）
- ・新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ（3月10日河北朝刊）
- ・河北 Weekly, リビング仙台に相談窓口案内掲載（3月12日～）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止緊急キャンペーン（県・河北新報と共同）（4月28日～5月14日河北新刊）
- ・本庁舎吊看板設置（4月29日～）、区役所懸垂幕等掲出（4月30日～）
- ・オーロラビジョン掲載（5月1日～）
- ・地域産業協力金及び支援金等にかかるお知らせ（5月15日河北朝刊）
- ・地域産業協力金及び支援金等にかかるお知らせ（5月29日リビング仙台）

（新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う会見・クラブレク実施）

- ・市内での陽性患者発生状況について、陽性判明日に記者発表を実施
- ・せんだい Tube でのライブ配信開始（4月4日～）

(市長メッセージ動画配信開始) (5月8日～)

- ・新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(手話通訳付き)
 - ▶心を一つに取り組みを続けましょう(5月8日)
 - ▶地域産業協力金・支援金の申請を受け付けています(5月13日)
 - ▶日常に新しい生活様式を【せんだい生活スタイル】(5月15日)
 - ▶学び舎に子どもたちの笑顔を！学校再開後の対応(5月21日)
 - ▶特別定額給付金は郵送申請がおすすめ(5月29日)
 - ▶仙台で買おう、仙台で食べよう(6月9日)

(外国人住民向け情報発信)

- ・市ホームページ及び(公財)仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイト等において、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を多言語で提供
 - 【感染症注意喚起・防止啓発・相談窓口情報】1月24日以降随時
 - 【外出自粛要請関連情報(緊急事態宣言等)】4月3日以降随時
 - 【仙台市立学校の休校等に関する情報】4月7日以降随時
 - 【生活・経済支援情報(特別定額給付金等)】4月22日以降随時
- ・仙台多文化共生センターにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連する生活支援施策等の情報提供や、専門相談窓口の紹介、「通訳サポート電話」による通訳支援を実施。
 - ※通訳サポート電話の対応言語:18言語(英語,中国語,韓国語,ベトナム語,ネパール語,タガログ語,タイ語,ポルトガル語,スペイン語,ロシア語,インドネシア語,イタリア語,フランス語,ドイツ語,マレー語,クメール語,ミャンマー語,モンゴル語)

②相談体制

- ・宮城県と共同で24時間体制の健康電話相談窓口(コールセンター)を設置、運営(2月4日～)
- ・開設後、想定を超える相談件数があり、電話が繋がりにくい状況が生じたことから、順次回線数と人員の増強を図り、現在は20回線となっている。
- ・人員については、県看護協会への委託に加え、医療系の人材派遣会社からの派遣も受ける体制となっている。現在は入電件数が落ち着いていることから人員体制を縮小して運営している。
- ・開設後から6月末までの相談件数は、43,693件となっている。

月	2月	3月	4月	5月	6月	計
件数	2,859件	6,396件	21,305件	7,789件	5,344件	43,693件

(4) 予防・まん延防止

①クラスター対策

- ・市内飲食店におけるクラスターの発生により、厚生労働省のクラスター対策班に4月1日に支援依頼。以降、随時情報交換を行い、アドバイスを得ながら対応にあたった。
- ・複数の感染者が確認された以下の施設について、無症状の利用者、関係者等を対象にドライブスルー方式による検体採取にてPCR検査を実施。

(市内飲食店関係)

実施期間:令和2年4月3日(金)～5日(日)

受検者:108名

結果:全員の陰性を確認

(英会話教室, 保育園関係)

実施期間：令和2年4月13日(月)～15日(水)

受検者：115名

結果：6名の陽性を確認

- ・上記クラスター事例のPCR検査にあたっては、既存の帰国者・接触者外来だけでの対応が困難であったことから、宮城県を通じて自衛隊に災害派遣を要請。自衛隊の協力を得てドライブスルー方式による検体採取を実施。
- ・感染拡大を防止するため、短期間でPCR検査対象者への連絡や検体採取を行う必要があり、保健所職員だけでは対応が困難であったことから、健康福祉局内の各部署から各日10～20名の職員の応援をもらい対応。

②外出自粛要請, 施設の使用制限(休業要請)

(特措法に基づく要請)

- ・緊急事態宣言の対象地域が宮城県を含む全国に拡大したことにより宮城県が特措法に基づく要請を行ったことを受け、以下を周知(4月17日)
 - ▶ 宮城県による特措法45条1項に基づく外出自粛要請
 - ▶ 宮城県による特措法24条9項に基づく催物開催自粛要請
- ・政府の緊急事態宣言の期間延長および基本的対処方針の変更に伴う宮城県の新たな緊急事態措置を受け以下を周知(5月5日)
 - ▶ 宮城県による特措法24条9項に基づく外出自粛要請
 - ▶ 宮城県による特措法24条9項に基づく職場における感染防止対策等の取り組み等の要請
- ・宮城県を含む39県の緊急事態宣言の解除および基本的対処方針の変更に伴う宮城県における特措法に基づく協力要請を受け以下を周知(5月15日)
 - ▶ 宮城県による特措法24条9項に基づく外出自粛要請
 - ▶ 宮城県による特措法24条9項に基づく職場における感染防止対策等の取り組みの要請
- ・すべての都道府県の緊急事態宣言の解除および基本的対処方針の変更に伴う宮城県の協力要請を受け以下を周知(5月27日)
 - ▶ 宮城県による移行期間を設けた外出の自粛, 催物開催の制限の周知

(特措法によらない任意の呼び掛け等)

- ・県知事, 市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長の4者で共同記者会見。不要不急の外出を当分の間控えるよう呼び掛け(4月3日)
- ・東北6県知事, 新潟県知事, 市長, 新潟市長が共同で「東北・新潟緊急言」を発表(4月24日)。都道府県をまたいだ不要不急の外出自粛や, 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛等を呼び掛け
- ・東北6県知事, 新潟県知事, 市長, 新潟市長が共同で「東北・新潟共同メッセージ」を発表(5月8日)。県境をまたいでの移動等の自粛を呼び掛け

③学校（臨時休業，再開）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る学校保健安全法上の対応及び中国から帰国した児童生徒等への対応について，各市立学校あてに通知を发出（1月30日）
- ・学校での対応に係る通知（症状の有無の判断基準の変更等）を发出（2月12日）
- ・学校での対応に係る通知（学校・保健所・教育委員会間の連絡体制等）を发出（2月21日）
- ・予防措置及び発生時の対応について，各校及び保護者に通知（2月25日）
- ・新型コロナウイルス発生時の対応（第二報）及び卒業式・入学式等の開催に関する考え方等について通知（2月26日）
- ・部活動等の対応について通知を发出（2月27日）
- ・市立学校の臨時休業について，以下のとおり通知を发出
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のための臨時休業（3月2日～3月24日）について通知（2月28日）
※文部科学省からの休業要請によるもの。
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のための臨時休業（4月8日～4月14日）について通知（4月6日）
※市内で感染者が連日発生していたことによるもの。
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のための臨時休業（4月15日～5月6日）について通知（4月13日）
※国において緊急事態宣言が发出され，対象地域である首都圏と本市は高速交通網で直結しており，感染拡大を最大限警戒すべき状況となったため，始業式及び入学式を実施した後，臨時休業とすることにしたもの。
 - ▶ 始業式及び入学式を5月7日以降にすることを決定（4月14日）し通知（4月15日）
※子どもたちが利用する施設で新たなクラスターが複数発生したと考えざるを得ない状況となり，感染が局所的なものに留まらず全市的に広がっている可能性があったことによるもの。
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のための臨時休業（5月7日～5月31日）について通知（4月30日）
※首都圏の感染者数が高い水準にあり，県外からの人の移動も含め予断を許さない状況にあったことによるもの。
- ・卒業式は，在校生・来賓の参加取り止めなどの出席者の抑制，代表生徒への卒業証書授与，参加者間のスペース確保など感染防止のための措置を徹底したうえで実施
- ・4月15日に予定していた始業式及び入学式は，保護者あての連絡が当日の朝となったことから，早期の判断と決定を望む声や度重なる変更で信頼が揺らぐという意見，教科書を配布する方法の問い合わせなどが多く寄せられた。
- ・臨時休業に伴い，小学校1年生から3年生（4月以降は4年生を含む）の児童及び小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒，特別支援学校の児童生徒について，各学校における受け入れを実施
- ・臨時休業期間中，全ての児童生徒に対し，教職員からの電話連絡や訪問を行うとともに，配慮を要する児童生徒について，スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談支援を実施
- ・学校防犯巡視員や教職員などによる地域内の見守り活動を実施
- ・学校再開に向けて，児童生徒が生活リズムを整え，円滑なスタートにつなげられるよう，複数回の臨時登校日を設けるなどの対応を実施
- ・各学校に対して，新型コロナウイルス感染症対策に留意した予防対策や指導の工夫案をまとめたガイドラインを送付（5月25日）
- ・市立学校における感染防止対策を徹底するため，消毒用エタノールやハンドソープ，清掃用ペーパータオル等の衛生用品を各校に配備
- ・小学校・中学校・高等学校の始業式及び入学式を実施（6月1日～2日）。来

- 賓は招待せず、保護者の参加も学校規模に応じ1名から2名に限定
- ・安全な配膳の仕方などを確認するため簡易給食を実施（6月3日～5日）
 - ・学校再開後は、毎朝の検温等、家庭と連携した児童生徒の健康管理を実施。マスク着用の徹底と手洗いの励行、こまめな換気や座席間隔の確保に努めるとともに、感染防止チェックリストを配布し、活用を図っている。

④保育所・児童クラブ、子育て支援等

（健康診査，教室）

- ・1歳6か月児健康診査，2歳6か月児歯科健康診査及び3歳児健康診査を一時休止（3月3日）
- ・3～4か月児育児教室，母親（両親）教室，離乳食教室，幼児健康診査事後指導教室等，集団で実施している母子保健事業を中止（3月3日）
- ・一時休止していた健康診査を再開（6月16日）

（のびすく（子育てふれあいプラザ等））

- ・3月1日以降の休館を決定し，指定管理者へ通知（2月29日）。本市ガイドラインの改訂を踏まえ，のびすく休館の延長を通知（3月27日，以後随時）
- ・国の補助金を活用し，ハンドソープなど感染拡大防止に必要な衛生用品を購入・配布（5月以降随時）
- ・事業規模を縮小して事業を再開（6月1日）

（保育所等）

- ・国の補助金を活用し，感染拡大防止に必要な物品等の購入に要した経費に対して補助金を交付（3月）
- ・保護者あてに「保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る予防措置及び発生時の対応について（通知）」発出（2月26日）
- ・市内保育園で保育士の感染が判明し，同園を4月23日まで臨時休園とするとともに，施設の消毒を指示（4月11日）
- ・保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の臨時休園等の目安について，市内保育所等あて通知（4月12日）
- ・市内の教育・保育施設等を利用する保護者に対して，「新型コロナウイルス感染症対策に伴う家庭での保育のお願い」を通知（4月13日）
- ・改めて登園自粛を要請（4月23日）
- ・自粛要請期間を5月31日まで延長する旨を通知（4月30日）
- ・感染拡大防止に必要な物品等の購入に要した経費に対する補助金の令和2年度分の受付を開始（6月1日）

（保育所等地域子育て支援センター事業）

- ・室内への自由来所など一部事業を利用休止（3月2日～5月31日）

（児童クラブ）

- ・小学校と児童クラブで児童を受入れ（3月2日～3月24日，4月8日～5月31日）。

- ・自由来館などの児童クラブ以外の事業について受入れを休止（3月2日）
- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布（3月以降随時）
- ・優先供給スキームを活用して購入した、手指消毒用アルコール消毒液を児童館に配布（4月）
- ・小学生への感染が確認された地域にある向陽台児童館を小学校の臨時休業にあわせて、臨時休館（4月13日～5月6日）
- ・乳幼児親子の受入れを再開（6月1日）

⑤その他の福祉施設

（生活困窮者等自立支援施設、保護施設、児童養護施設等）

- ・国の補助事業を活用したマスク購入費の補助、本市に寄贈されたマスク等の提供（随時）

（障害福祉サービス事業所等）

- ・障害福祉サービス事業所や在宅の医療的ケア児者へマスク・消毒用エタノール等を配布（随時）
- ・国の補助事業を活用した衛生用品購入費の補助（3月）
- ・国の特例措置やコロナ対応に係る留意点等について、感染拡大の状況に即して本市ホームページへの掲載を行い、段階的に事業者へ周知（3月6日以後、随時）
- ・緊急事態宣言後の留意事項を通知（4月24日）
- ・自立支援給付の特例にかかる「感染症の影響と判断できる理由」を通知（5月11日）

（高齢者福祉施設等）

- ・感染者発生時の報告について周知し、情報のホームページ掲載について所管施設及びサービス事業所すべてに通知（2月19日）
- ・特別養護老人ホームで看護師の感染が判明（4月6日）。翌日、施設内の消毒及び利用者・家族への周知等の状況を確認（4月7日）
- ・市内感染者発生を受け、改めて感染予防及び拡大防止について所管施設及びサービス事業所あて文書で注意喚起（4月7日）
- ・グループホームで介護職員の感染が判明（4月20日）。翌日、施設内の消毒及び利用者・家族への周知等の状況を確認（4月21日）
- ・緊急事態宣言後の留意事項について通知（4月24日）

⑥市有施設の利用休止、施設での感染予防対策

（共通事項）

- ・健康福祉局から全庁へ、市民利用施設等の利用者への感染症予防対策の周知を依頼（1月27日）
- ・「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（暫定版）」を作成し、事業や出張及び市有施設の使用について方針を規定。また、感染者の発生状況や国の基本的対処方針等に基づき、市有施設の運営等に関して市ガイドラインを順次改訂

- 2月27日 暫定版：適切な感染予防対策を講じて事業・施設等を運営
- 2月29日 改訂版：（主な改訂内容）イベント中止に係る利用料は全額返金
- 3月4日 三訂版：（主な改訂内容）不特定多数の利用可能スペースについて利用を休止，地域で特に必要なものを除き，適用期間中の新規の利用予約を中止
- 3月27日 四訂版：（主な改訂内容）適用期間を4月12日まで延長
- 4月8日 五訂版：（主な改訂内容）市外からの観光客を含め多数の方が予約なしで利用できる施設等の利用を休止
- 4月22日 六訂版：（主な改訂内容）既利用予約者に対して利用自粛を強く要請，利用料全額返金に係る適用期間の撤廃
- 4月30日 七訂版：（主な改訂内容）5月31日まで市民利用施設を臨時休館，全ての新規利用予約を中止
- 5月15日 八訂版：（主な改訂内容）施設ごとに，利用者特性や感染予防対策等を考慮して，利用の休止，再開を判断
- 5月27日 九訂版：（主な改訂内容）7月31日まで概ね3週間ごとに，市民利用施設の段階的緩和（収容率や人数上限等）を実施

- ・市ガイドライン改訂（五訂版）を受け，4月11日から5月10日まで市民利用施設を臨時休館することを発表（4月9日）
- ・施設における感染防止対策として，設備の消毒・除菌，手指消毒用アルコールや飛沫防止資器材の設置，利用者へのマスク着用やこまめな換気，利用者の連絡先の把握の呼びかけ，職員のマスク着用や検温，手洗いの励行等を徹底した。

（各施設での対応事項）

- ・利用者への利用自粛要請及び臨時休館・休止に伴う電話連絡を実施
- ・臨時休館・休止について周知文・周知看板等を施設へ掲示するとともに，ホームページを活用して周知を図った。
- ・各区から単位町内会長あてに市ガイドラインを送付し，集会所について本市の方針に準じた取り扱いを依頼（3月4日以降随時）
- ・コミュニティ・センターについても同様に，各区から施設管理者あてに市ガイドライン等を送付し，本市の方針に準じた取り扱いを依頼（3月4日以降随時）
- ・施設再開時における感染防止対策として，一部設備・サービスの利用を休止としたほか，必要に応じて，飛沫防止用アクリル板等を整備
- ・再開にあたっては，当面は飲食を伴う利用は不可とし，予約の上利用できるスペースについては定員の半数程度での利用を要請
- ・手で触れる展示物が多い施設については，立入禁止にするとともに，休憩スペースでの飲食を禁止
- ・スポーツ施設では，感染者が発生した際の接触者特定を目的として，施設利用確認書兼同意書に氏名と連絡先を記入していただいた。

- ・ホール系施設（青年文化センター）の再開にあたっては、公立文化施設協会のガイドラインも参考にしながら、施設利用者への要請事項をまとめた文面を作成
- ・令和2年6月補正でサーマルカメラ購入予算を計上。不特定多数が密集する恐れのある市民利用施設にサーマルカメラを配置していく。

（市バス・地下鉄での対応事項）

- ・車内定期消毒の回数を増やすとともに、窓開け等による車内換気を実施
- ・地下鉄主要駅、定期券発売所窓口等へ手指消毒用アルコールを設置
- ・地下鉄駅窓口、定期券を扱う営業所の窓口、バス車内の運転席付近等に飛沫感染を防止するためのアクリル板やビニールシート等を設置

⑦市主催事業等の中止・延期

（共通事項）

- ・2月下旬以降、市ガイドラインに従い、主催事業について適宜中止・延期を判断するとともに、名義後援している事業についても中止・延期の検討を要請（名義後援した事業について、自粛の要請に反して開催された事例は見られなかった。）
- ・本市の関係スポーツ団体に対し、大会等の中止・延期等、開催自粛の要請を文書により行った。
- ・児童生徒を対象とする事業については、学校の休校や部活動の取り扱いを参考としながら対応方針を決定
- ・すでに広報済みの講座やイベントについては、所管するホームページにおいて、中止の広報を行った。

（中止（を決定）した主催事業（例））

- ・仙台国際ハーフマラソン（開催予定日：5月10日）
- ・大人の水道見学ツアー（開催予定日：5月29日）
- ・（仮称）荒浜シーサイドクリーン（開催予定日：5月30日）
- ・春のアレマキャンペーン（オープニングイベント、全市一斉「ポイ捨てごみ」調査・清掃活動）（開催予定日：5月29日～6月17日）
- ・ディスカバーたいはく区内探訪会（開催予定日：6月）
- ・水道探検親子ツアー（開催予定日：6月6日）
- ・水道フェア（開催予定日：7月22日）
- ・深沼海水浴場親水イベント（開催予定日：7月30日～8月2日）
- ・各区民まつり（開催予定日：10月～11月）

⑧庁舎での感染予防対策（窓口、執務室等）

（本庁舎等）

- ・各庁舎の出入口に手指消毒用アルコールを設置
- ・感染予防対策を啓発するための庁内放送を実施（3月2日～）
- ・感染拡大防止のため、本庁舎1階「市民のへや」、 「ギャラリー2」の利用休止（3月4日）
- ・清掃等委託業者に対し、新型コロナウイルスの感染症対策に関する通知を发出（4月10日）。入庁時のマスク着用や、エレベーター操作パネル・手すり

- 等、来庁者が頻繁に接触する場所の消毒等について指示
- ・本庁舎6階で職員の新型コロナウイルス感染が確認されたため、消毒業者による消毒作業を実施（4月13日）
- ・飛沫感染防止のため、本庁舎総合案内、守衛室等に透明の間仕切りを設置（4月14日～）
- ・本庁舎4階で新型コロナウイルス感染者の来訪が確認されたため、消毒業者による消毒作業を実施（4月18日）
- ・各局・行政委員会等主管課及び庁舎入居団体に対し、庁舎内で感染者が発生した際の消毒の考え方について通知（「新型コロナウイルス感染症に関する庁舎の消毒について」）を発出（4月21日）
- ・本庁舎及び分庁舎の各所属に対し、職場内を消毒するための消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）等を順次配付（4月24日～）
- ・本庁舎1階「市民のへや」、「ギャラリー2」について、椅子の間引き等の対策を行い、利用再開（6月1日）

（各区役所）

- ・各課窓口・記載台、手すり、エレベーター内、ドアノブ等、来庁者・職員の接触が多い場所の清掃・消毒を実施
- ・庁舎の出入口や窓口に手指消毒アルコールを設置
- ・窓口等に飛沫感染防止のための透明なアクリル板又はビニールシートを設置
- ・執務室内の換気の強化を実施
- ・待合用いすの増設や配置等の見直し、ホールなどの待合スペースの開放などによる三密の回避
- ・郵送等に対応可能な手続き等についてのホームページ上での周知

（太白区）

- ・感染者の来庁があったことが判明し、区役所を一時閉鎖（4月3日）
- ・感染者が立ち寄ったフロア（1階戸籍住民課周辺）を消毒（4月4日）
- ・飛沫感染防止のため、戸籍住民課の窓口にフィルムの仕切りを設置

⑨避難所対策

- ・避難所における手洗いや咳エチケット等の励行とともに、避難所内に体調不良者の専用スペースを設けるための事前検討や、避難所開設時には避難者名簿を作成する等の対応を避難所担当課等へ順次依頼（4月～）
- ・避難所の感染対策徹底について庁内へ通知（4月8日）
- ・発災前における避難所のスペース検討や避難所開設時の名簿作成、健康調査カード等について庁内へ通知（4月20日）
- ・指定避難所の各施設管理者に、避難所における感染症への各種対応について協力を依頼（4月21日）
- ・避難所運営委員会との情報共有等について補足通知を発出（4月24日）
- ・避難所での密集を避けるため、ハザードマップを活用して在宅避難や親戚・知人宅等の避難所以外の避難を検討することや、避難する場合はマスク、体温計、石けん等の衛生用品を持参することをホームページ（4月23日掲載）

- 及び市政だより 6月号等で市民へ呼びかけ。
- ・衛生用品（マスク、アルコール手指消毒剤、塩素系漂白剤、使い捨て手袋、ペーパータオル等）を避難所開設時に持参できる体制の整備、避難所開設時の施設の消毒方法について庁内へ周知（4月28日）
 - ・避難所で用いる衛生用品を各避難所担当課へ配布（5月11日）
 - ・津波避難施設 19か所に衛生用品を配備（5月）
 - ・避難所となる各施設のうち、学校及び津波避難施設へ寄贈品の非接触型体温計を配備（学校：6月4日、津波避難施設：6月18日）
 - ・避難所における新型コロナウイルス感染症の各種対策について、従前の「仙台市避難所運営マニュアル」を整理し、マニュアル別冊を作成し公開（6月8日）
 - ・マニュアル別冊の作成の周知とともに教育局を通じ各施設へ改めて協力依頼を送付（6月12日）
 - ・地域（連合町内会）や避難所担当課を対象に、避難所運営マニュアル別冊を用いた説明会を6月25日から7月6日にかけて各区で開催し、各地域での事前協議や地域版避難所運営マニュアルへの反映を推進

（5）医療

①帰国者・接触者外来の体制確保

- ・令和2年2月1日付厚生労働省事務連絡を受け、宮城県と連携のうえ、感染疑いのある患者を診察し、PCR検査の検体を採取する医療機関の体制を構築
- ・当初、医療機関の確保や夜間・休日の輪番体制を比較的順調に構築できたが、感染疑いのある患者の増加に伴い、土日を中心に受診待ちが発生
- ・各医療機関における受診方法の工夫による受け入れ可能数の増加や、東北大学病院の臨時診療所として4月21日から新たにドライブスルー方式の帰国者・接触者外来を市内に立ち上げたことにより、4月下旬には受診待ちは解消
- ・東北大学病院の臨時診療所は、4月に開設した場所の使用期限が6月末までとなっていたことから、県とともに調整を行い、7月1日から新たな設置場所稼働（現設置場所は使用期限なし）
- ・上記の各医療機関の外来対応に係る施設・設備の変更について、医療法上の許可申請等の手続きを簡素化し、申請手数料が生じる許可申請については、全額減免対応を行った。（6月末現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく申請手続きの簡素化6件、市独自の減免対応5件）

②入院協力医療機関の確保

- ・県内医療機関において、感染症指定医療機関の感染症病床29床を含め、最大388床程度の受け入れが可能
- ・現在は、感染状況を踏まえ、感染症指定医療機関の感染症病床29床、即時転用可能な一般病床21床をあわせ50床が確保されている。
- ・入院調整については、4月下旬より県の調整本部による調整が本格稼働しており、有識者の意見を踏まえた入院調整を行う体制が整備されている。

③宿泊療養施設の確保

- ・新型コロナウイルスの感染拡大が見られた場合に備え、宮城県と連携し、軽症者等の療養施設を確保した。
- ・4月には、県と共同で「La 楽リゾートホテルグリーングリーン」を6月末ま

で借り上げることとし、200室の療養施設を確保。4月16日より受け入れを開始した。

- ・上記施設の使用可能期間が6月末までであったため、新たな施設を確保すべく、県とともに候補となる施設への打診などの調整を行い、100室の療養施設を確保した（施設名、所在地非公表）。当該施設は6月25日から受け入れを開始し、9月末まで借り上げる。
- ・現在、療養施設には看護師が24時間常駐、医師が24時間オンコールで対応するフォローアップ体制としている。

④発熱患者への対応

- ・発熱症状がある市民が円滑に医療機関を受診できるよう、保健所及び各区の保健福祉センター、「仙台市・宮城県電話相談窓口（コールセンター）」において、受診先を見つけれない発熱患者に対し、受診可能な診療所等の情報提供を行うことの検討を行った。
- ・仙台市医師会の協力のもと、6月9日付で市内の仙台市医師会会員医療機関に対し、発熱症状を有する患者の診療状況、並びに「仙台市・宮城県電話相談窓口（コールセンター）」等において、かかりつけ医をもたない発熱患者に対して市が受診可能医療機関として情報提供を行う場合の協力の意向について、緊急のアンケート調査を実施した。
- ・アンケート調査は、主な発熱患者の受診先となる内科351箇所、外科32箇所、小児科45箇所及び耳鼻咽喉科42箇所の計470箇所の仙台市医師会会員医療機関に対して行った。
- ・アンケート調査の結果、400箇所より回答があり、約160箇所の医療機関より発熱患者への情報提供にご協力いただけることとなり、7月1日より、「仙台市・宮城県電話相談窓口（コールセンター）」等において、居住地の近隣医療機関の情報提供を開始した。

⑤救急対応

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、消防局に配備している救急予備車を活用し、最大時で感染症対応専用車両を3台編成し運用開始（2月3日）
- ・119番入電時の通報内容から新型コロナウイルス感染症疑い患者を選別できるよう、対応フローを作成し早期に事案に対応できる体制を構築（2月3日）
- ・感染防止資器材については在庫管理に努め、必要な資器材の購入やその活用方法について整理検討を行った。
- ・N95マスクについて、需給が逼迫し入手しにくい状況であることから、備蓄の消費を抑えるため、使用后3日程度保管し、ウイルス死滅までに要する目安の72時間を経過後に再度活用するサイクル方式を導入、取り組み開始（5月11日）
- ・新型コロナウイルス感染症流行下における救急現場等での心肺蘇生法のあり方を整理し、時限的なプロトコル（対応手順）の運用を行っている。
- ・新型コロナウイルス感染症疑い患者の円滑な病院搬送について関係機関と協議を行い、健康福祉局から仙台医療圏における発熱患者の受け入れに係る「発熱症状を有する患者の収容依頼に関する手順書」が示されたことから、同手順に基づく対応を開始（6月17日）

- ・新型コロナウイルス感染症疑い関連事案の推移
3月：6件　4月：45件　5月：20件　6月：64件（※）
- ※ 6月は上記「発熱症状を有する患者の収容依頼に関する手順書」に基づく事案管理を行ったため、件数が増加している。

⑥市立病院の対応

- ・発熱，呼吸器症状があり，武漢市滞在歴のある患者に対して申し出を促す周知ポスターを院内に掲示（英語・中国語含む）（1月27日）
- ・院内感染防止対策として，入院患者への面会制限を実施（2月29日）
- ・院内の指揮体制，情報連絡体制確保のため，院内幹部，感染対策室等をメンバーとする院内対策検討会議を設置（2月29日）。3月4日以降週1回開催
- ・看護師の負担軽減のため一部病棟での入院受入れを制限（3月2日）
- ・サージカルマスクの供給不足に伴い，院内での使用量抑制実施。以後，N95マスク，ガウン等の不足物資についても使用量抑制や代替品の使用を実施（3月4日）
- ・慢性疾患を有する定期受診患者が継続的な医療・投薬を希望する場合に，電話診察・FAX等による処方箋送付を実施（3月4日）
- ・院内感染防止のため，入院患者への面会禁止を実施（4月1日）
- ・市内での感染拡大に伴う陽性患者の入院受入れ増加により，感染症病棟以外の病棟の一部個室への陽性患者受入実施（最大8床）（4月3日）
- ・院内感染防止のため，開館時間の短縮，病院入口での発熱者スクリーニングを開始。リハビリテーション室で午前を外来患者，午後を入院患者とする利用時間の分離を開始。妊婦検診時の家族付添，夫の立会分娩を中止。糖尿病教室を休止（4月6日）
- ・予定入院患者に対し新型コロナウイルス感染症患者との接触歴の確認を開始（4月9日）
- ・当院での里帰り分娩における妊婦検診を，市内帰省後2週間間隔を空ける対応を実施（4月13日）
- ・院内ガイドボランティアの活動を休止（4月20日）
- ・小児科での乳児検診を当院で出生した1か月児のみの対応とした。（4月21日）
- ・当院分娩予定者について，入退院前後の県外からの家族の帰省自粛を要請（4月24日）
- ・各病棟での患者受入，リハビリテーション，薬剤指導，栄養指導等について，感染対策を行ったうえで通常対応に戻すとともに，救急患者や紹介患者の受入れ等の患者確保の取り組みを積極的に進めることとした。（5月27日）
- ・院内ガイドボランティアの活動を再開（6月1日）

（6）市民生活及び市民経済安定の確保

①物資及び資材の備蓄等

- ・今回の新型コロナウイルス感染症への対応にあたり，医療資器材が不足するといった事態を受け，危機管理室で備蓄していたマスクを仙台市医師会に提供（2月14日）。また，高齢者施設等へも約5万枚提供（3月24日）
- ※ 危機管理室では，新型インフルエンザ等の感染拡大に備え，市民や職員の使用を想定し，令和2年1月時点で19万4千枚のサージカルマスクを備

蓄していた。

- ・医療機関への配布を目的とした医療資器材の備蓄はしていなかったが、健康福祉局において、補正予算によりマスク、手指等の消毒用アルコールなどを調達して配布
- ・国内外の企業、団体、個人からマスク等を寄付いただき、マスクについては、医療用、一般用、子ども用なども合わせて約62万枚の寄付を受け、医療機関や福祉施設、学校、保育所等に配布し、感染拡大防止に活用（4月以降随時）
- ・危機管理室では、寄付いただいた一般用マスクの一部と、当初の備蓄の残を合わせ、6月末現在、約28万枚のマスクを備蓄
- ・避難所用の備蓄について、各区役所・総合支所等に保管していた衛生用品を各避難所担当課へ配布し、避難所開設時に持参することとした。（5月11日）
 - ※ 避難所1か所あたりの配布物資：マスク120枚、アルコール手指消毒剤1ℓ、塩素系漂白剤600ml、使い捨て手袋200枚、ペーパータオル200枚
- ・避難所における感染防止対策用として、30万枚のマスクを購入し、各区役所・総合支所等に備蓄（5月末）
- ・避難所において施設の消毒等のために使用するペーパータオルについて、102,000枚を調達し、各区役所、総合支所に備蓄（6月）

②市民生活、生活支援（特別定額給付金、生活困窮者支援等含む）

（特別定額給付金）

- ・市ホームページに特別定額給付金の関連情報を掲載（4月22日）、随時、情報を発信
- ・特別定額給付金のオンライン申請開始（5月18日）、8月26日まで受付。特例申請受付開始（5月29日まで）
- ・特別定額給付金の郵送申請の申請書を発送開始（5月25日）、6月11日頃までに完了
- ・特別定額給付金の申請受付開始（5月26日）、8月26日まで受付
- ・特別定額給付金の口座振り込み開始（5月28日）

（子育て世帯への臨時特別給付金）

- ・市ホームページに子育て世帯への臨時特別給付金の関連情報を掲載（5月1日）、随時、情報を発信
- ・公務員支給対象者の郵送申請受付開始（5月25日）、9月24日まで受付
- ・一般支給対象者に支給対象通知を発送（5月28日）
- ・一般支給対象者に子育て世帯への臨時特別給付金の口座振り込みを実施（6月15日）

（生活保護）

- ・生活保護の相談・申請・決定の各件数及びそのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われる各件数について、健康福祉局から各区生活保護担当課へ照会及び集計を定期的を実施

(住居確保給付金)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で経済的に困窮した方を救済するため、住居確保給付金の支給要件が緩和された。これによる申請件数の増加に対応していくため、令和2年第1回臨時会及び第2回定例会で補正予算を付議し、住居確保給付金の扶助費を増額
- ・窓口混雑防止及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から申請を原則郵送とし、申請様式をホームページに掲載するなど、事務の効率化を実施

(住まい確保支援)

- ・本市事業である「路上生活者等自立支援ホーム『清流ホーム』」等既存の一時生活支援施設はあるものの、急速な景気悪化による失業者の増加等に対応するため、ホームレス支援等のノウハウがあり、かつ、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の指定を受けている事業者への委託により、アパート10室を確保し、宿泊場所や食事の提供等を実施
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や失業などにより、会社の社宅や寮などからの退去を余儀なくされた方に対し、一時的な住居として市営住宅を提供

(生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化し、生活困窮者自立相談支援機関である「仙台市生活自立・仕事相談センター『わんすてっぷ』」に多くの相談が寄せられており、相談件数の増加や、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うため、相談支援体制の強化を実施。これまでの自立相談支援17名、就労準備支援3名、就労訓練推進2名に加え、「アウトリーチ支援員」を配置し、センターの相談支援体制の強化を実施

(市税、国民健康保険料、水道料金などの減免等)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金等の支払いが困難な方に対し、支払いの猶予等納入に関する相談に応じることについて、水道局ホームページに掲載(3月12日)
- ・生活福祉資金貸付制度の適用を受け、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方を対象に、ガス料金の支払期限を延長する特別措置を実施(3月25日)
- ・地方税法の改正に伴い、徴収猶予の特例の申請受付と市ホームページでの周知を開始(5月1日)
- ・国民年金保険料の臨時特例免除等申請の受付を開始(5月1日)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療傷病手当金の支給申請の受付を開始(5月8日)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料減免申請の受付を開始(5月15日)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金、下水道使用料(令和2年7月及び8月検針分)の減免について、ホームページに掲載(5月19日)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料減免申請の受付を開始(5月20日)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の仙台市介護保険料減免申請の受付を開始(6月10日)

③経済対策（相談，融資，協力金・支援金等）

- ・国内の感染者が増え始め、観光や宴会のキャンセルなど感染症が経済活動に影響を及ぼし始めていたため、緊急経済対策の第1弾として、中小企業の喫緊の課題である資金繰りを支えるため、本市融資制度の拡充や保証料の補給による事業者負担の緩和などを行う支援策を実施（3月17日～）
- ・その後、3月下旬から4月中旬にかけて市内で感染症が拡大し、地域経済が売上減少などの大きな打撃を受けている状況を踏まえ、4月28日にまとめた緊急経済対策第2弾では、4月25日～5月6日の休業要請に応じた事業者への地域産業協力金、売り上げが5割以上減少した事業者への地域産業支援金などの支援を実施
- ・5月7日の緊急事態宣言の解除を受け、少しずつ地域経済にも動きが出始めた状況を踏まえ、中小事業者の事業継続を引き続き支援するとともに、経済の回復期を見据えた追加対応策として、商店街応援割増商品券の発行支援や宿泊促進キャンペーンなどの需要喚起、事業者の前向きな投資を支援する地域産業応援金や地域企業応援窓口などの施策を盛り込んだ緊急経済対策第3弾を発表（5月28日）

④児童生徒の学習機会の確保

- ・市立学校が3月2日から臨時休業となったことを受け、休業期間中の児童生徒の学習機会の確保を図るため、以下の取り組みを行った。
 - ▶ 臨時休業中の家庭学習を進めるため、学習プリントや教材の配布（2月28日～）
 - ▶ 教育委員会ホームページに「家庭学習応援サイト」を開設し、家庭学習で使用できる動画コンテンツなどが掲載された文部科学省の「子どもの学び応援サイト」を学校と家庭へ周知（3月4日）
 - ▶ 「家庭学習応援サイト」にて、順次、学年別、教科別に家庭学習の取り組み方法を掲載するとともに、「仙台自分づくり夢教室」や、科学館の「おうちでチャレンジラボ」等、家庭学習に活用できる動画コンテンツを掲載（3月4日～）
 - ▶ 令和元年度に未指導となった内容の有無や、補充学習が必要な学年や教科、補充学習の方法等について、児童生徒や保護者とあらかじめ共通理解を持ち、不安の解消に努めるよう、学校に周知（3月26日）
 - ▶ 新学年の教科書や学習課題などを配布し、新年度の学習意欲の向上に努める（4月15日～）
 - ▶ 学校ホームページへの家庭学習のアドバイスの掲載や、規則正しい生活と計画的な家庭学習を進めるための「週間計画表」の配布などについて、学校に周知を図り、順次各学校での取り組みを推進。各学校では、ポスティングや訪問等により、学習課題や週間計画表の配布を行うとともに、郵送や臨時登校日における提出等により、児童生徒の学習状況の把握と新たな目標の設定、励ましを実施（4月22日～）
 - ▶ 児童生徒の家庭学習を支援するため、科学館ホームページに学習に活用できる動画コンテンツ（中学生理科）の配信を開始（4月28日～）
 - ▶ アンケートによる希望調査を行い、家庭でのPCやタブレット等の情報端末が利用できない児童生徒に対して、学校のパソコン室の利用の取り組みを

開始（4月30日～）

- ▶ 対面指導によらない家庭学習の工夫例や、学校再開後の授業における指導の工夫例をまとめ、学校への周知と活用を図る（5月15日）
- ▶ 小学校1年生を対象に、学校生活へのスムーズな適応を支援するため、県と協力し、在仙民放各局からテレビ番組を放送（5月25日～）
- ・学校再開後は、学校行事の精選を図るとともに、夏季休業期間等における授業日の設定などにより、授業時数の確保に努めている。
- ・夏季休業期間中の授業実施に伴う児童生徒の健康面への影響に配慮するため、エアコンの設置が間に合わない学校に対し、仮設エアコンの設置を行った。
- ・また、長期間の臨時休業を踏まえ、児童生徒へのきめ細かな支援と学習のフォローアップを行うため、学習支援員の配置を進めている。
- ・臨時休業中の学習保障の観点から必要性の高まった遠隔学習に関して、各家庭の通信環境を把握するためのアンケート調査を実施した。

（7）その他

①財政運営、財源確保

- ・5月の臨時会での補正予算案において、対応が急がれる新型コロナウイルス感染症対策等の財源を確保するための臨時的・緊急的措置として、市債管理基金から30億円の借入金を計上
- ・新型コロナウイルス感染症対応のための財政基盤を確立するため、事業の優先順位を再度点検し、事業の組替え等により財源を生み出す方針とし、対象事業の検討を各局等に対して依頼（4月30日）
- ・各局等から提出された案件のうち、第2回定例会において、年度内対応が困難又は年度内縮小や繰り延べが可能である事業等について、一般財源ベースで約14億円の減額補正を実施
- ・引き続き、当初予算の組替えや事業見直しによる不断の財源確保に取り組むことが不可欠となるため、現時点での状況を踏まえた組替え可能事業の照会を実施（6月30日）

【新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算の内容】

ア 令和元年度予算の増額補正

（令和2年3月専決処分）

【補正額】305,800千円

【主な内容】

- ・ 保育所や障害者福祉施設等における手指消毒用アルコールやマスクなどの衛生用品の購入、購入費用の助成

イ 令和2年度予算の増額補正

（第1回臨時会における増額補正）

【補正額】138,756,499千円

【主な内容】

- ・ 特別定額給付金
- ・ 地域産業協力金・支援金

- ・ 政府の GIGA スクール構想に対応した小・中学校の 1 人 1 台端末の整備等
- ・ 子育て世帯臨時特別給付金

(第 2 回定例会における増額補正)

【補正額】 1,585,342 千円

【主な内容】

- ・ 地域消費喚起割増商品券発行
- ・ 地域産業応援金
- ・ 観光誘客宣伝（宿泊促進キャンペーンの実施）

(第 2 回定例会追加提案における増額補正)

【補正額】 3,086,197 千円

【主な内容】

- ・ ひとり親世帯臨時特別給付金
- ・ 地域産業支援金の事業費追加
- ・ 学校、福祉施設等における手指消毒用アルコールやマスクなどの衛生用品の購入、購入費用の助成

仙台市新型コロナウイルス感染症
対応検証結果報告書
資 料 編

資料編目次

1. 新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業	56
2. 宮城県内における新型コロナウイルス感染症の患者発生状況 (6月30日現在)	113
3. 各都道府県の検査陽性者の状況(厚生労働省発表資料)	118
4. 「市民の声」に寄せられた新型コロナウイルス感染症対応 に係る内容について(速報値)	119
5. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び 施設等の取り扱いに係るガイドライン(三訂版)	120
6. ガイドラインに基づき利用の休止等を行う施設及びスペース について(3月4日現在)	122
7. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び 施設等の取り扱いに係るガイドライン(八訂版)	127
8. 市民利用施設の状況(5月15日現在)	129
9. 新型コロナウイルス感染症に係る記者会見等について	135
10. 新型コロナウイルス感染症に対応した緊急経済対策の 実施状況について	137
11. 指定都市市長会として実施した国等に対する新型コロナウイルス 感染症関係要請実績	139

※ 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」については、3月2日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえ、イベント等の中止、延期及び施設の休止等を実施することとした三訂版と、5月14日に宮城県が緊急事態宣言の対象地域から除外されたことを受けて、市民利用施設の感染症対策の徹底を図ったうえで、段階的に利用再開を行うこととした八訂版を掲載した。

新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業

本資料は、行動計画、マニュアル等に沿って実施した取り組みについて担当部局における評価等をまとめたものです。

※ 実施時期

A：平常時～令和2年1月（中国武漢市で感染者が確認された時期）まで

B：令和2年2月（国内で感染確認）～令和2年4月上旬（仙台市新型インフルエンザ等対策本部設置前）まで

C：令和2年4月上旬（仙台市新型インフルエンザ等対策本部設置以降）

～令和2年5月中旬（緊急事態宣言発令期間）まで

D：令和2年5月下旬（緊急事態宣言解除）以降

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
危機管理連絡本部会議の開催	新型コロナウイルスに関する各局の対応状況や課題等について確認し、今後の対応方針等について検討・決定	危機管理室	危機管理課	○	○			あり	あり
危機警戒本部設置に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や関係機関、関係課等と連携を図り、新型コロナウイルスに関する情報を収集し、庁内周知を行うとともに、必要な事項に係る対応を行った。 ・ 必要に応じ危機連絡会議等を開催 	危機管理室	危機管理課		○			あり	あり
危機対策本部設置に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や関係機関、関係課等と連携を図り、新型コロナウイルスに関する情報を収集し、庁内周知を行うとともに、必要な事項に係る対応を行った。 ・ 必要に応じ本部会議を開催した。 	危機管理室	危機管理課				○	あり	あり
新型インフルエンザ等対策本部設置に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国により緊急事態宣言が発令された場合、直ちに本部を設置し、必要に応じ本部会議を開催 ・ 県や関係機関、関係課等と連携を図り、新型コロナウイルスに関する情報を収集し、庁内周知を行うとともに、必要な事項に係る対応を行った 	危機管理室	危機管理課				○	あり	あり
市の体制 (情報連絡体制の強化又は警戒体制の指示に伴う対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や関係機関、関係課等と連携を図り、新型コロナウイルスに関する情報を収集し、庁内周知を行った。 ・ 必要に応じ危機管理連絡本部会議等を開催 	危機管理室	危機管理課	○	○			あり	あり
行動計画、対応マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法の規定に基づき行動計画を作成 ・ 行動計画を踏まえ、対応マニュアルを作成 	危機管理室	危機管理課	○				あり	あり
事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン作成	事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインを作成し、事業や出張及び市有施設の使用について方針を規定	危機管理室	危機管理課		○	○	○	なし	なし
庁内における所管業務の安定的実施のための対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各局区等へ国・県からの各種通知や本市の方針等について伝達 ・ 事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインを作成し、施設等における感染防止対策等を推進 	危機管理室	危機管理課		○	○	○	あり	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
・市内における感染状況等を踏まえ当該会議を開催し、今後の対応方針等を検討・決定し、適切な対応であった。	—	—	初動の対応方針等を検討・決定する重要な会議体であるため、今後も適切に開催、運営していく必要がある。
・市内における感染状況等を踏まえ警戒本部を設置し、必要に応じ危機連絡会議等を開催するなど、適切な対応であった。 ・国において、新たな発生段階の定義を用いたため、それに倣い対応にあたった。	行動計画に定められた発生段階の定義に当てはめることができない状況が継続した。	国及び県において発生段階を明確に示さなかった。	・県内感染期を見据え、今後の方針や感染症対策を検討する上で、危機連絡会議等は重要な会議体であるため、今後も適切に開催、運営していく必要がある。 ・発生段階については、行動計画の規定にとらわれることなく、国の方針に基づき柔軟に対応していく必要がある。
・緊急事態解除宣言が発令された後、遅滞なく新型インフルエンザ等対策本部を廃止して、危機対策本部へ移行し、感染症対策を継続した。 ・国において、新たな発生段階の定義を用いたため、それに倣い対応にあたった。	・本省会議を開催するにあたり、準備から開始までの時間に余裕がないため、会議資料の調製に苦慮した。 ・行動計画に定められた発生段階の定義に当てはめることができない状況が継続した。	・県本省会議と本市本省会議の間隔がタイトなため、資料編成時間に余裕がなかった。 ・国及び県において発生段階を明確に示さなかった。	・国内の感染状況や動向に注視し、適切な体制で対応を継続。会議運営については、資料編成時間を一定程度確保するため、会議開催時間を調整する必要がある。 ・発生段階については、行動計画の規定にとらわれることなく、国の方針に基づき柔軟に対応していく必要がある。
緊急事態宣言が発令された後、直ちに体制を移行し、本部運営についても適切であった。	本省会議を開催するにあたり、準備から開始までの時間に余裕がないため、会議資料の調製に苦慮した。	県本省会議と本市本省会議の間隔がタイトなため、資料編成時間に余裕がなかった。	国内の感染状況や動向に注視し、適切な体制で対応を継続。会議運営については、資料編成時間を一定程度確保するため、会議開催時間を調整する必要がある。
県や関係各局と連携を図り情報を収集し、対応状況一覧を活用し全庁的に情報の共有を図れた。	—	—	感染防止対策を行う上で、庁内の情報共有は重要であることから、感染症発生初期から情報連絡体制の強化は必要である。
新型コロナウイルス感染症が発生する以前より、行動計画及び対応マニュアルの整備は完了し、当該感染症への対応に活用できた。	行動計画で想定していた対策では対応できない事案があった。	特措法制定後、これまで行動計画が適用されたことがなかったため、行動計画の運用とそれに基づく検証がなされていなかったことが原因と考えられる。	・行動計画の作成から5年が経過しているため、今回の対応状況や事後検証で抽出された課題等を踏まえ、記載内容を見直す必要がある。 ・行動計画の修正は、国や県の動向を踏まえる他、有識者の見解等を反映させる必要があるため、修正に一定の時間を要する。
国の対応方針及び市内の感染状況を踏まえ適宜見直しを図り、一定の基準を全庁へ示すことができた。	当室で全ての市民利用施設の運営状況や事業を把握することができないため、各局及び市民からの問い合わせ対応に苦慮した。	施設により運用形態や状況が異なるため、全施設統一的な対応（制限）とすることは不可能。	・市施設の取り扱いに関する部分を作成・修正する場合は、市民利用施設を所管する局と連携を図り、意見要望等を聴取した上で作成する必要がある。 ・市施設の取り扱いに関する部分については、市民利用施設を所管する局間で協議し作成することが望ましい。
国からの基本的対処方針や事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン等を適宜庁内へ周知し、適切な対応であった。	国等からの通知が県等複数のルートで送付され、整理共有に時間を要した。	—	今後も感染状況に応じた方針等が国や県から通知された際は、遅滞なく全庁へ通知し、所管業務の安定的実施を図る。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
所管業務の安定的実施のための体制整備、対応方針の検討、実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の優先度設定や事業の見直しを行った。 ・窓口における市民対応や業者等との打ち合わせにおける感染防止対策の検討、実施 ・職場における感染防止対策の検討、実施 ・感染予防対策の徹底を周知 ・新型コロナウイルスに係る必要情報を共有 	危機管理室	危機管理課	○	○	○	○	あり	あり
感染流行地における所管事業の取り扱い	事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインを作成し、流行地における事業や出張等について制限	危機管理室	危機管理課		○	○	○	あり	あり
市内における事業の取り扱い	感染防止対策のため、6.12総合防災訓練「防災関係機関等連携実動訓練」を中止	危機管理室	危機管理課			○	○	あり	あり
庁内における業務状況の把握	庁内の対応状況を取りまとめ、対応状況一覧（新型コロナウイルス感染症への対応等について）を定期的に更新し庁内へ周知	危機管理室	危機管理課	○	○	○	○	あり	あり
国、県及び関係機関との協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県との連携を強化し相互に情報を共有 ・仙台市医師会へサージカルマスクを提供 	危機管理室	危機管理課	○	○	○	○	あり	あり
職員に対する研修等	危機管理室内の職員に対し新型インフルエンザ等に係る研修会を実施	危機管理室	危機管理課	○				あり	あり
事態推移の記録	各局区等に対し、対応状況等について報告を求めた。	危機管理室	危機管理課	○	○	○	○	あり	あり
対策の事後検証	全庁へ感染症対策の実施状況について照会	危機管理室	危機管理課				○	あり	あり
【緊急事態解除宣言時の措置】 実施体制の変更、移行	国が緊急事態解除宣言を行った後、遅滞なく仙台市新型インフルエンザ等対策本部を廃止し、仙台市危機対策本部へ移行	危機管理室	危機管理課				○	あり	あり
継続的な情報提供	感染状況や感染症対策等について、市HPや各種媒体を利用し、継続的かつわかりやすく情報を提供	危機管理室	危機管理課	○	○	○	○	あり	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・当該感染症対応や自然災害対応を最優先業務とし、適切に見直しを図ることができた。 ・マスクの着用や手指消毒アルコールの設置、社会的距離の確保等、基本的感染対策を検討し、庁内に徹底を図ると共に室内各課の感染防止対策は適切であった。 ・委託業者等の外部への対応については、Web会議や書面会議等を活用し、感染リスクの低減に努め、適切な対応であった。 	<p>基本的感染対策を実施する上で、マスクや手指消毒アルコールの備蓄が充分ではなかったことから、備蓄数の見直しを図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の輸出制限により、国内の衛生用品が不足 ・主として職員及び来庁者用に備蓄していた本市のマスクを臨時的に医療従事者や福祉施設等へ提供したことによる、備蓄数の減少（行動計画やマニュアルでは想定していなかった対応） 	<p>医療従事者や社会福祉施設、教育機関や妊婦等へのマスク等衛生用品の確保手法や本市における備蓄数等について整理する必要がある。</p>
<p>ガイドラインの作成により、感染流行地域等における事業や出張について概ね適切に制限することができた。</p>	<p>流行地の定義や出張の取り扱いに係る判断に苦慮した。</p>	<p>当該ガイドライン作成当初、国や県において明確な基準が示されず、本市独自の方針であったことによるもの。</p>	<p>今後、ガイドラインを修正する場合、国及び県の基準を反映させ、統一を図る。</p>
<p>感染防止対策として、訓練の中止は適切な対応であった。</p>	—	—	<p>今後も、複数の人が集まる大規模な事業は、感染のリスクを考慮し、適切に判断していく必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・対応状況一覧を活用し、各局区等の対応状況を適切に把握することができた。 ・対応状況一覧を定期的に更新し、全庁への周知を適切に行うことができた。 	—	—	<p>各局区等の対応状況を把握する上で、当該資料の作成は必要であることから、適宜更新する必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県担当部局と連携を図り、情報連絡体制及び情報共有を適切に行えた。 ・仙台市医師会へのマスクの提供や医師会長の本部会議出席等、関係機関と連携した対応を行うことができた。 	—	—	<p>今後も引き続き関係機関と連携を図り、協体制度を維持していく。</p>
<p>新型インフルエンザ等に係る研修会を毎年実施することにより、室内職員に対する意識付け及び法体系や本部運営等に係る基礎知識の普及を図ることができた。</p>	—	—	<p>今年度以降の研修会では、新型コロナウイルスに関する対応状況等についても研修内容に盛り込み、室内職員の基礎知識の向上を図る。</p>
<p>対応状況一覧の作成により、国・県及び庁内の対応状況を記録することで、時系列で各取り組みを把握することができた。</p>	—	—	<p>事態推移の記録は、対応状況の把握及びこれまでの対策を振り返る上で重要な基礎資料となることから、今後も継続して実施していく。</p>
<p>当該感染症の第二波に備える上で、これまでの対策について検証することは重要であり、適切な時期に照会を行うことができた。</p>	—	—	<p>各局から示された事業等を取りまとめ、効果的の事業や課題等を洗い出し、第二波に備え検証作業を行っていく。</p>
<p>緊急事態解除宣言を受け、遅滞なく仙台市新型インフルエンザ等対策本部を廃止し、仙台市危機対策本部へ移行することができた。</p>	—	—	<p>国において再度緊急事態宣言が発令された場合には、仙台市危機対策本部を廃止し、直ちに仙台市新型インフルエンザ等対策本部を再度設置し、適切に本部を運営していく。</p>
<p>広報課や健康福祉局等の関係各課と連携し、当該感染症に係る情報を仙台市HPや危機管理室Twitterを活用し、リアルタイムで継続的に情報を発信することができた。</p>	<p>市内で複数の感染者が発生した3月末から4月にかけて、多数の市民から、感染者情報の具体的な情報開示について、危機管理課に対し問い合わせが殺到し、対応に苦慮した。</p>	<p>感染者情報の公表にあたっては個人情報保護に十分留意する必要がある、担当課以外で問い合わせ当に対応するのは限界がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策やその他必要な情報発信については、各種媒体を活用し情報発信を継続していく。 ・感染者情報の問い合わせについては、全て保健所（健康安全課）へ依頼する。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
情報共有	感染者の情報や本市対応状況等について宮城県とリアルタイムで情報共有を実施	危機管理室	危機管理課	○	○	○	○	あり	あり
コールセンター等の対応状況の把握等	コールセンター等の設置、対応状況等について健康福祉局から情報の提供を受けた。	危機管理室	危機管理課		○	○		あり	あり
(職員に対する)個人、地域、職場における対策の普及	マスク着用・咳エチケット・手洗い・人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図った。	危機管理室	危機管理課		○	○	○	あり	あり
市内におけるまん延防止対策、感染対策	各種広報媒体を活用し市民や事業者等へ注意喚起を実施	危機管理室	危機管理課 減災推進課	○	○	○	○	あり	あり
患者及び濃厚接触者への対応準備、対応等	感染者及び濃厚接触者への対応状況について、健康福祉局より情報を収集	危機管理室	危機管理課		○	○	○	あり	あり
水際対策	仙台国際空港(株)より随時情報の提供を受けた。	危機管理室	危機管理課	○	○	○	○	あり	あり
市職員に対する特定接種の体制構築	市職員等の特定接種対象者を確認するとともに、事前に接種対象リストを作成	危機管理室	危機管理課	○				あり	あり
市立の学校等における対応	教育局等の関係局より、対応状況一覧の更新報告にて対応状況を把握(学校対応や保護者への通知、臨時休業等)	危機管理室	危機管理課		○	○	○	あり	あり
市所管の社会福祉施設における対応	健康福祉局等の関係局より、対応状況一覧の更新報告にて対応状況を把握(衛生用品の提供等)	危機管理室	危機管理課		○			あり	あり
物資及び資材の備蓄	マスク及び感染防護服の備蓄	危機管理室	危機管理課	○	○	○	○	あり	あり
火葬能力の把握、遺体の火葬・安置	火葬場の稼働状況、関係団体との協定に基づく対応体制、一時遺体安置所の運用状況等について健康福祉局より情報を収集	危機管理室	危機管理課		○	○	○	あり	あり
こころのケア対策	精神保健福祉総合センターより、対応状況一覧の更新報告にて対応状況を把握(こころのケア啓発リーフレットを作成)	危機管理室	危機管理課		○			あり	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
県内の感染者情報の他、本部会議に係る情報や各種対応状況等あらゆる情報について、宮城県と相互に連携し、適切な情報共有を行うことができた。	—	—	感染症対策を講じる上で宮城県からの情報は必要不可欠であることから、今後もリアルタイムで情報を共有する必要がある。
コールセンター及び帰国者接触者相談センターの設置状況及び対応状況について一定の情報提供はあった。	コールセンター及び帰国者接触者相談センターへの問い合わせは日々殺到するような状況であり、定期報告を受けることは難しい状況にあった。	センターの業務が繁忙であり、定期に報告することは難しいと考える。	コールセンター及び帰国者接触者相談センターの設置開始や重要事案が発生した場合には当課への報告を必要とするが、センターの業務状況を考慮した場合、日々の業務状況についてはこれまで通り報告不要と考える。
マスク着用、手洗い、手指消毒アルコールの設置、出勤時の検温等、基本的感染対策の普及は適切であった。	—	—	新しい生活様式の普及及び実践を継続する。
仙台市HP及び危機管理室Twitter、仙台ライフラインネットワークシステム災害情報メーリングリスト等を活用し、注意喚起や感染症対策について幅広く周知を行うことができた。	—	—	危機管理室で運用する各種広報媒体を活用し、市民や事業者等へ引き続き感染症対策等について周知を図る。
感染者及び濃厚接触者への対応状況について、健康福祉局よりリアルタイムで情報を収集し、状況把握に努め、危機管理室Twitterを活用した市民広報を行うことができた。	—	—	健康福祉局との連携体制を維持し、感染者等の情報収集及び市民にとって有益な情報の積極的発信に努める。
仙台国際空港(株)より情報の提供を受けるとともに、関係部局へ当該情報を適切に共有した。	—	—	仙台国際空港(株)との連携体制を維持し、提供を受けた情報は関係部局へ速やかに展開するよう努める。
公務員分野における特定接種対象者についてリストを作成し、特定接種管理システムへ登録済みであり、体制構築は適切であった。	—	—	今後、国においてワクチンが開発された場合、システムへ登録された者は、国の方針に従い特定接種を行う必要がある。
市立学校等における対応について、教育局等の取り組み状況を把握するのみで、当課で対応する事項は特段発生しなかった。	—	—	市立学校等における対応について、教育局等の取り組み状況を適切に把握し、必要に応じ各種広報媒体を活用し情報発信を行う。
市所管の社会福祉施設における対応について、健康福祉局等の取り組み状況を把握するのみで、当課で対応する事項は特段発生しなかった。	—	—	社会福祉施設における対応について、健康福祉局等の取り組み状況を適切に把握し、必要に応じ各種広報媒体を活用し情報発信を行う。
・毎年計画的にマスク及び防護服を購入し、一定の備蓄は行っていた。 ・寄贈を受けたマスクや非接触型体温計について、市民や団体への提供に係る調整を適切に行うことができた。	・一時、マスクの在庫が不足し、窓口対応職員等業務上マスク着用が必要な職員へ配布することができない状況に陥った。 ・マスク等衛生用品の寄贈について、担当部局を定めていない状況である	・備蓄の目的（市民及び職員へ配布）とは異なる用途（マスクを医師会へ提供）により、一時期はマスクの備蓄数が不足する状況にあった。 ・行動計画や対応マニュアルに寄贈に係る記載がなく想定していなかった。	・市民や職員への配布の他、医療従事者や社会福祉施設への提供等を考慮し、マスクを備蓄する必要がある。 ・必要備蓄枚数については今後検討する必要がある。 ・行動計画及び対応マニュアルへ「衛生用品等の寄贈」について追記し、担当・業務内容の明記が必要である。
健康福祉局（保険管理課）より情報を収集し、対応状況を把握	—	—	健康福祉局（保険管理課）との連携体制を継続し情報収集に努め、対応状況を把握
こころのケア対策について、各局の取り組み状況を把握するのみで、当課で対応する事項は特段発生しなかった。	—	—	こころのケア対策に係る対応について、健康福祉局等の取り組み状況を適切に把握し、必要に応じ各種広報媒体を活用し情報発信を行う。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
防犯対策	消費生活センターより、対応状況一覧の更新報告にて対応状況を把握（悪徳商法等に係る注意喚起の実施）	危機管理室	危機管理課		○	○		あり	あり
市民への支援対策	市民局、経済局等の関係局より、対応状況一覧の更新報告にて対応状況を把握（給付金や貸付け、衛生用品支援等）	危機管理室	危機管理課			○	○	あり	あり
臨時コールセンター ※行動計画・マニュアルに記載なし	緊急事態措置に関するコールセンターを危機管理室執務室へ臨時で設置	危機管理室	危機管理課			○		なし	なし
事業者への支援対策	・緊急事態措置に関するコールセンターを危機管理室執務室へ臨時で設置し、支援対策についての問い合わせに対応 ・経済局等の関係局より、対応状況一覧の更新報告にて対応状況を把握（協力金や減免、貸付け等）	危機管理室	危機管理課			○		あり	あり
避難所等への感染症対策物資の配備	各避難所等へ、避難所開設時に必要となる感染症対策物資（アルコール手指消毒剤、ハイター、使い捨て手袋、マスク等）を配備	危機管理室	防災計画課			○		なし	なし
避難所運営マニュアル (別冊)の作成	避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、従来の避難所運営マニュアルに追加する事項を整理し、マニュアル別冊として作成。各地域での事前協議や地域版避難所運営マニュアルへの反映を推進	危機管理室	防災計画課				○	なし	なし
説明会の実施	避難所担当課及び各区の連合町内会長を対象とした避難所における感染症への対応についての説明会を実施	危機管理室	減災推進課				○	なし	なし
情報提供	ホームページや市政だよりなど、各種媒体を活用して新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行った。	総務局	広報課	○	○	○	○	あり	あり
組織横断的な対策推進体制の整備	・総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長の新設（指揮下に担当部長・担当課長・担当者を配置） ・関連する部局の次長等に対し、総務局との兼務発令（新型コロナウイルス感染症対策調整担当）	総務局	人事課			○		なし	なし
繁忙部署への応援体制の構築	・保健所の体制強化 ・特別定額給付金の支給に向けた体制整備（市民局） ・緊急経済対策の実施に向けた体制整備（経済局）	総務局	人事課			○	○	あり	なし
感染拡大防止に向けた服務管理	職務専念義務免除の対象範囲拡大及び庁内周知	総務局	人事課		○	○	○	なし	なし
感染拡大防止に向けた職員情報管理	感染・感染疑の職員情報の集約管理・庁内共有	総務局	人事課		○	○	○	なし	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
本部運営や感染症対策に忙殺され、消費生活センターの取り組み状況を把握するのみになってしまった。	当課からの呼びかけ・注意喚起を行うことはなかった。	消費生活センターとの連携が希薄であった。	消費生活センターとの連携を強化し、積極的な情報収集及び危機管理室Twitterを活用した情報発信を行う。
給付金や貸付け等の支援策について、各局の取り組み状況を適切に把握	—	—	市民局や経済局等の関係局区と連携を図り、取り組み状況を適切に把握し、必要に応じ各種広報媒体を活用し情報発信を行う。
コールセンターの臨時設置にあたり、危機管理課職員全員で対応することで一定の対応ができた。	急な設置決定となり、事前準備が十分にできなかった。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかったもの。	当該内容に係るコールセンターを設置する場合の担当部局や電話回線の設定等事前のルール作りや、行動計画への追記が必要である。
コールセンターの臨時設置にあたり、危機管理課職員全員で対応することで一定の対応ができた。	急な設置決定となり、事前準備が十分にできなかった。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかったもの。	行動計画及び対応マニュアルの「事業者への支援対策」中に追記が必要である。
避難所担当課の協力を得て迅速に配備を行うことができた。	流通量の不足により避難所1か所あたりの配備数量が限られたものとなってしまった。	衛生用品に対する市場全体の需要増加により流通量が不足しているもの。	流通状況の回復に応じて配備数量や備蓄方法の検討を行う必要がある。
暫定的な内容であるが、必要な対策事項を整理し、公表することができた。	<ul style="list-style-type: none"> ・国の通知や、県から示されるガイドライン等、新たな情報や知見等が引き続き示されている。今後も定期的に見直しを図り、周知とともに各地域と事前協議を行い、マニュアルに反映させる必要がある。 ・避難所の密集を避けるレイアウトの工夫や、新たな避難先の確保と運営体制の整理等も課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月時点の情報・知見等を速成的にまとめた暫定資料であるため（例：非接触型体温計等の記載が欠けている）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ見直しを図り周知するとともに、各地域と事前協議を行い、マニュアルに反映させる必要がある（反映状況を各避難所担当課へ照会予定）。 ・指定避難所以外の避難所（補助避難所、ホテル・旅館・研修施設等）の確保・活用について、引き続き調整に取り組む。
避難所担当課及び連合町内会に対し、避難所における感染症対策について周知を行うことができた。	説明会は避難所担当課及び各区の連合町内会を対象としており、全市向けに周知を図る必要がある。	説明会会場の3密対策によるもの。	地域住民に対し説明会の開催等による周知の徹底を図っていく。
新型コロナウイルス感染症患者発生時には会員のライブ配信を行うなど、リアルタイムでの情報の発信に努めた。また、ホームページの情報を随時最新のものに更新しているほか、市政だよりなど各種媒体を通じて必要な情報を提供した。	ホームページが見にくい、必要な情報が探しにくい、といった声が寄せられた。	特設ページに掲載する情報量の増加が大きな原因と考えられる。特設ページをリニューアルし、レイアウト等を工夫するなどして分かりやすい情報発信に努めた。	引き続き、ホームページをはじめ各種媒体を通じて適時必要な情報提供に努める。
新型コロナウイルスの影響は各分野に及ぶため、全庁的な調整を行う担当を配置することにより、効果的・効率的な事業展開に資することができた。	必要な人員を確保するために、庁内で欠員状態となる部署を出さざるを得なかった。	年度途中の異動については、純増の場合、採用による正職員補充ができない。	緊急時の新たな組織や担当を設置するには、通常の異動と同様の調整で進めることは困難であり、通常時とは異なる進め方の検討が必要
繁忙部署に職員を手当することにより、業務執行体制を強化することができた。	各局区より人員が捻出できたが、事業を停止しない中ででの人員捻出には限界がある。また、専門職の人員確保は困難を極めた。	年度途中の異動については、純増の場合、採用による正職員補充ができない。	今後、対応に多数の人員が必要となる場合には、第1波とは異なる人員捻出の新たな手法も検討が必要。また、不急の事業を停止することによる人員配置の見直しを適時に行うことも検討が必要
感染の疑いのある職員や感染の疑いのある子の世話をする職員等の職務専念義務を免除することにより、感染拡大防止につながった。	職免の対象者が分かりにくかった。また、実態と合わせて、どの職員まで職免とすることが感染防止になるか判断が困難であった。	感染状況が地域によって異なる中で、都度、国に合わせて職免対象となる職員を拡大することとなったため。	国の制度に準拠しつつも、本市の状況に合わせた職免の対象範囲を判断することが必要
感染の疑いのある職員の情報を集約し、庁内に共有することにより、感染が判明した場合の対応に係る事前準備を進めることができた。	所属によっては、PCR検査の受検後まで報告がないなど、庁内の周知徹底に課題があった。	服務に関する通知等により周知を図ったが、十分に浸透していなかった。	感染疑い者が多数発生する場合に備え、報告様式を検討する。また、効率的な情報伝達の流れを整理することが必要

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
業務継続に向けた準備についての周知	庁内通知（危機管理室と連名）	総務局	人事課			○		あり	あり
時差出勤の実施	国内での新型コロナウイルス感染症発生を受け、感染拡大防止のため、勤務時間の弾力的な設定を可能とした。	総務局	労務課		○	○	○	なし	なし
休憩時間の分散取得	国内での新型コロナウイルス感染症発生を受け、感染拡大防止のため、休憩時間の弾力的な設定を可能とした。	総務局	労務課			○	○	なし	なし
市内での感染対策	職場における感染対策の徹底を要請	総務局	厚生課		○	○		あり	あり
市内での感染対策	事業所（委託事業者）に感染対策の徹底を要請	総務局	厚生課		○	○		あり	あり
職員研修のプログラム・実施手法の見直し ※行動計画・マニュアルに記載なし	感染拡大防止のため、年度当初の集合研修は、延期もしくは中止とした。延期した研修については、プログラムの変更や時間短縮、少人数での分散化など、感染予防対策を講じたうえで実施した。 また、外部講師の招聘が困難な研修は、動画を活用した集合研修として実施した。	総務局	職員研修所		○	○	○	なし	なし
政府及び関係機関からの情報収集	新型コロナウイルス感染症に関する情報について情報収集を行い、入手した情報を関係局へ提供	総務局	東京事務所		○	○	○	なし	なし
仙台ふるさと応援寄附を活用した寄附金の募集	幅広い財源を確保するといった観点等から、仙台ふるさと応援寄附を通じた寄附金を募集	財政局	財政企画課			○	○	なし	なし
管理施設における感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 各庁舎出入口への消毒用アルコールの設置や、感染予防対策を啓発する庁内放送を実施 市民のへや等の利用休止 エレベータ操作パネルや手すり等の消毒の実施、警備業者の戸締り徹底等強化、出入り業者等へのマスク着用指示 庁舎内において感染者の発生が確認された場合、執務室等の消毒を実施 	財政局	庁舎管理課		○	○	○	なし	あり
個人市県民税の申告期限の延長及び法人市民税・事業所税の申告納付期限の延長	所得税の確定申告期限が延長されたことを受け、個人市県民税の申告期限を同様に延長（令和2年4月16日に終了） 新型コロナウイルスの影響により期限内に申告ができない場合、法人市民税・事業所税の申告納付期限を延長	財政局	市民税企画課		○	○	○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
感染又はその疑いのために職員が出勤できなくなった場合の対応を想定し準備しておくよう、庁内に注意喚起することができた。	業務を停止するかどうかの判断を誰がどのように行うかが明確になっていない。	策定済の災害対応用のBCPでは、職場の職員が全員出勤できないという事態が想定されていない。	不急の事業を停止するという判断を誰がどのように行うか、全庁的な整理が必要
5月平均として、全体で4割程度の職員が利用していることから、一定程度、接触機会の低減の効果があつたと考えられる。	緊急事態宣言の対象区域に指定されたことを受け、各グループ1/3ずつとなるよう職員の実施割合の目安を設定したが、業務上の事情等もあって目安に沿った分散化には繋がらなかった。	窓口対応や打合せ等の業務上の必要性や育児・介護等の個人の事情等を理由として、多くの職場にて大きく勤務時間をずらすことは難しくかつたものと考えられる。	国の方針や本市の感染状況等を踏まえた上で、実施の内容及び継続の判断を行う。
利用状況のデータはないものの、一定程度、接触機会の低減の効果があつたと考えられる。	—	—	時差出勤の継続・終了と併せて継続・終了の判断を行う予定
感染予防策の徹底や相談・受診の目安について庁内に周知し、一定の対応ができた。	周知のタイミングや頻度の見極めが難しかった。	周知時期や頻度についてもある程度想定しているといふ。	国内の感染状況や動向を注視し、引き続き適切な内容やタイミングで周知を図る。
感染予防策の徹底や相談、本市への報告について委託事業者に周知し、一定の対応ができた。	要請する内容の程度について、検討を要した。	事業者と十分な協議の上、理解を得ながら協力し、対策を推進する必要がある。	国内の感染状況や同業者の動向を注視し、引き続き適切な内容やタイミングで周知を図る。
・年度当初に受講することが望ましい階層（新規採用や昇任、昇格時等）を対象とした研修を実施することができた。 ・感染予防策を取ることで、受講者が安心して受講できる環境を整えることができた。	・会場の分散化により、研修日数が大幅に増加したため、会場の確保及び人員体制に苦慮した。 ・集合・グループワーク型での効果が高い研修実施については、課題がある。 ※以下全庁的課題として（個別学習でのeラーニング導入やオンライン研修を検討するにあたり、全庁的なICT環境の整備が必要であると感じた。）	少人数での実施を想定していないことや、集合によらない研修手法の検討が進んでいなかった。	研修プログラムの見直しや会場の分散化を行うとともに、eラーニングなどの新たな手法の導入を検討する。
適切な対応ができた。	情報提供先が不確定で、対応に苦慮した時期があつた。	国内発生初期のうちに情報提供先確認を想定していなかったもの。	継続して情報収集を行い、必要な情報を関係課へ提供していく。
令和2年5月より「新型コロナウイルス感染症対策」を寄附メニューに追加し、寄附金を募集することができた。	—	—	感染状況や経済状況等に応じて、新型コロナウイルス感染症対策のための寄附金の募集の継続・終了を判断する。
・各委託業者等に対し、感染予防措置に関する通知を行った。 ・本庁舎、北庁舎、上杉分庁舎で庁内放送を開始。なお、消毒用アルコールは従前から設置済 ・施設等の取り扱いに係るガイドラインの改訂に合わせて市民のへや、ギャラリー2の利用を休止 ・感染者が発生した際には関係部署等と連携しながら、業者委託により執務室等の消毒を実施	・委託業者等への指示を行う適切な時期の判断 ・施設の利用休止等を判断する基準の明確化 ・感染者が発生した場合の消毒範囲の確定や消毒用アルコールの調達、確保	・感染拡大の見極めが困難であることに加え、専門的知見に乏しい。	・各委託業者等に対し引き続き指示の徹底を行う。 ・今後の感染拡大の状況や、類似施設の対応状況を見ながら、更なる感染症対策や市民のへやの再休止の検討を行う。 ・感染防止に必要な物品の適切な在庫管理を行い、安定調達に努める。
個人市県民税の申告期限の延長については、所得税の確定申告と個人市県民税の申告は密接不可分な関係であり、所得税と同様の取扱いとした。法人市県民税における対応については、法人税における期限延長対応に連動。事業所税における対応については、納税者の事情に応じて柔軟に対応した。	国税における対応を踏まえる必要があることから、事前の準備が困難	制度上、国税における対応に連動せざるを得ないもの。	国税における対応について早期に情報収集して対応する。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
市税の徴収猶予の特例	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税を納期限の翌日から1年間徴収猶予する。	財政局	徴収対策課			○	○	なし	なし
郵送申請可能な手続きの周知	郵送申請可能な手続きを、ホームページにより周知する。	市民局	戸籍住民課		○			なし	なし
情報提供	町内会長、コミュニティセンター運営委員会に対して、文書で最新の本市ガイドラインの内容を周知するとともに、感染拡大防止のため地域の活動等についてもそれに準じた対応を要請する。	市民局	地域政策課 各区まちづくり推進課		○	○		あり	あり
施設の使用制限等要請	本市のガイドライン等に基づく臨時休館や再開等の対応の検討を行うとともに、所管施設の関係者等と実施体制等について、協議し要請する。	市民局	地域政策課		○	○	○	あり	あり
施設の使用制限等要請 (サーマルカメラの導入)	市民会館を含めた文化センター7施設のホールにサーマルカメラ等を導入し、イベントの主催者等を支援する。	市民局	地域政策課 男女共同参画課				○	あり	あり
仙台市「女性への暴力相談電話」の臨時開設 ※行動計画・マニュアルに記載なし	通常祝日は実施をしていないものの、ゴールデンウィーク期間中の配偶者暴力相談に対応するため、5月4日から6日に相談電話を臨時で開設	市民局	男女共同参画課			○		なし	なし
妊娠中の女性労働者への配慮通知等の情報提供 ※行動計画・マニュアルに記載なし	宮城労働局と連名で、厚生労働省発出の妊娠中の女性労働者への配慮等に関する通知を仙台市働く女性の活躍推進協議会の7団体及びせんだい男女共同参画財団のメーリングリスト登録団体等に対して情報提供	市民局	男女共同参画課			○		なし	なし
特別定額給付金	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行う（給付額：給付対象者1人につき10万円）。	市民局	市民生活課			○	○	なし	なし
地域の防犯対策	全校児童生徒を対象とした臨時休業の措置を受け、地域安全運動に関する対応について、防犯協会に通知	市民局	市民生活課			○		あり	あり
臨時休校及び学校再開時の仙台市交通指導隊の出動 ※行動計画・マニュアルに記載なし	仙台市交通指導隊	市民局	自転車交通安全課		○	○	○	なし	なし
悪質商法等への注意喚起	HP及びメール、チラシ等により悪質商法等への注意喚起情報を発信する。	市民局	消費生活センター		○	○	○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
新型コロナウイルス感染症の影響があり一時に納税できない納税者を徴収猶予とすることで、影響を受けている納税者へ適切な税制上の措置を行った。	法整備が施行の直前となっていたため対応に苦慮した。	法案の提案時期が施行直前であったため。	広報の充実等、納税者への申請勧奨を進めていく。
戸籍・住民課業務以外に税証明や保健福祉関係の手続きと合わせて周知することができた。	法律等で郵送申請が認められていないものについて、市民からの問い合わせがあった。	郵送申請ができないものについて周知ができていない。	今後も市民が必要とする情報をわかりやすく周知するために、ホームページの見直しを行っていく。
地域政策課、各区まちづくり推進課で連携し、3月初めから計6回にわたり、ガイドライン改訂に合わせて速やかな周知ができた。	ガイドライン改訂後、速やかに通知を発出する必要があるため、急な発出準備作業による各区等の業務負担が大きかった。	ガイドラインの改訂内容・タイミング等が事前にあまりわからず、公表されてから動き始めることが多いため。	ガイドライン改訂時期等の見直しに関する情報の収集を行う。
イベント中止等に係る市民利用施設使用料の全額返金（2月20日～）、市民利用施設の一部休止（3月5日～）、臨時休館（4月11日～）、施設の再開（6月1日～）とガイドラインの改訂等に基づき適切に対応ができていた。	ガイドラインの改訂内容等の情報が発出間際に周知される為、対応の検討から所管施設の関係者等との実施体制等の構築までの期間があまりに短く、業務の負荷が高く、担当職員等の身体や精神面への影響が懸念される。	ガイドラインの改訂内容・タイミング等が事前にあまりわからず、公表されてから動き始めることが多いため。	本市が主催する事業については、現在、収容率や人数上限が定められており、7月31日まで段階的に緩和していくという状況。今後、まずは8月1日以降の所管施設の取扱いについて、ガイドライン改訂が想定されることから、直前の業務負荷をできる限り軽減できるよう情報の収集等に努める。
サーマルカメラの導入については、市議会（6月）においても一定の評価を受けている。	局単独で導入を決定できない事項については、とりまとめる部署やスキームが必要ではないか。	他局での追加補正予算における購入の情報を得て、至急調整をはかったものであるが、全庁的な必要性や方向性について等、調整に多大な労力を費やした。このような場合に、とりまとめる部署やスキームが必要ではないか。	サーマルカメラの購入し、設置運用に向けた手続きを順次進める。
複数件の相談が寄せられ、DV被害に悩む女性の思いの受け止め、助言等の対応ができた。	急な実施決定となり、周知期間が短くなった。	実施の決定にあたり調整に時間を要したものの。	DV被害の増加が懸念される場合には、臨時の開設等について関係部署等との早い段階からの協議が必要である。
関係機関等へ広く周知する事ができた。	厚生労働省の発出から情報提供までに時間がかかってしまった。	情報収集が不足していた。	情報収集し、必要があれば情報提供していく。
仙台市全世帯数約52万世帯に対し、申請数約49万件、申請数に対する審査済数約38万件（約79%）、給付済数は約29万世帯（約60%）（7月6日午前時点）	一部の申請において、給付の遅れや事務処理の不備が生じている。	審査の過程で、不備と判断された申請書のリカバリーを行う体制が整っていない。	申請の受付期限である8月26日まで受け付けた申請書について、給付事務を行う。
臨時休業措置を受けて、防犯協会に通知を行い地域の防犯対策の強化を行った。	防犯協会はボランティアによる活動である。休業要請期間中にもかかわらず対応を要請している状況である。	—	現状どおり。
教育委員会の臨時休校等の通知を受け、順次交通指導隊の出動について適切に対応した。	学校の臨時休業の場合の対応がマニュアル等に規定されていない。	学校が臨時休業等とした場合、交通指導隊の立哨の実施については、学校ごとの対応や地域の実情に応じて柔軟に対応する必要があり、教育局等と情報をすみやかに共有する必要がある。	情報収集のためのルートを策定し、マニュアル等への記載を検討する。
各種媒体で情報提供を行うことができた。	—	—	継続して情報収集に努める。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無	
				A	B	C	D			
衛生管理体制の強化	<p>【保護施設等】 保護施設等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止の対策として購入した衛生用品等の購入費用及び新型コロナウイルス感染症が発生した施設の消毒に係る費用を補助する。</p> <p>【障害福祉サービス事業所等】 障害福祉サービス事業所や医療的ケア児者へマスク・消毒用エタノール等を配布する。</p> <p>【高齢福祉施設等】 高齢福祉施設等へマスク・消毒液などの配布や購入支援を実施する。</p>	健康福祉局	保護自立支援課、障害者支援課、介護事業支援課	○	○	○	○	なし	なし	
住居確保給付金の支給	新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方等を対象に、住居確保給付金を支給する。	健康福祉局	保護自立支援課				○	○	なし	なし
住まいの確保緊急支援	新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少により、住居を失った方に一時的な生活の場を提供する「一時生活支援事業」の実施箇所を増やすとともに、新たな住まいの確保や地域への定着を図る。	健康福祉局	保護自立支援課					○	なし	なし
「わんすてっぷ」による自立に向けた生活や就労等の支援	生活困窮者を対象としたワンストップ相談窓口を設け、収入が減少し家計が苦しいなどの日々の生活に関すること、仕事に関することなど、専門の相談員が話を伺いながら、解決に向けた提案や、解決までの支援を行う。また、新型コロナウイルス感染症の影響により増加する相談や新たな支援のニーズに対応するため、相談支援体制の強化を図る。	健康福祉局	保護自立支援課	○	○	○	○	なし	なし	
新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援	高齢者、障害者等の要援護者の把握及び要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。	健康福祉局	障害企画課、高齢企画課	○	○	○	○	あり	あり	
社会福祉施設に対する情報提供及び感染防止対策等の周知	国の特例措置やコロナ対応に係る留意点等及び利用者や従業者に感染が疑われた場合の対応等について事業者への周知を図る。	健康福祉局	障害者支援課、介護事業支援課		○	○	○	あり	あり	
心のケア・自死予防（自殺対策推進センター相談受付電話）	民間宿泊施設に移送された無症状・軽症の新型コロナウイルス感染症患者のメンタルヘルス低下を防止するための電話相談窓口を開設する。	健康福祉局	障害者支援課				○	あり	あり	
こころのケア対策	こころのケアに関する相談の実施・こころのケアに関する普及啓発活動・人材育成を含む支援者支援の実施	健康福祉局	精神保健福祉総合センター		○	○	○	あり	あり	
障害者への情報保障	障害のある方への情報保障のため、庁内関係課へ障害種別に対応した適切な方法について情報提供を実施する。	健康福祉局	障害企画課				○	なし	なし	
就労支援事業所における在宅就労支援事業	感染拡大防止の観点から、就労支援事業所に通所が困難な利用者が在宅でサービス提供を受けるため、国補助を活用し、テレワーク導入にかかる整備費用等を補助する。	健康福祉局	障害企画課		○			なし	なし	

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
<p>【保護施設等】 保護施設やホームレス支援施設等に対して、令和2年1月から3月、令和2年4月から6月までに購入した衛生用品等の購入費用を全て補助できた。</p> <p>【障害福祉サービス事業所等】 市備蓄品の放出等、現場で手に入りにくい衛生用品を配布できた。</p> <p>【高齢福祉施設等】 市備蓄品の放出のほか、国からの配布物品や県単位での購入物品の配布や情報提供を行うことができた。</p>	<p>【保護施設等】 3月頃から5月頃までは購入できない、又は購入までに著しく時間を要することがあった。</p> <p>【障害福祉サービス事業所等】 マスクについて、調達から配布までに時間がかかった。</p> <p>【共通】 対応業務について事前に想定しておらず時間的余裕がなかったため、対応が難しかった。</p>	<p>【保護施設等】 衛生用品への社会的な需要の高まりにより、購入が難しかった。</p> <p>【障害福祉サービス事業所等】 マスクについて、購入先から配布先の事業所等へ直接納品可能な仕組みが確立されていないため。</p> <p>【高齢福祉施設等】 備蓄品放出や国・県からの物品配布はマニュアル等でも想定がなかった。</p>	<p>【保護施設等】 時間は要したものの対象施設・事業運営者においては、必要な衛生用品が確保でき、本市あて補助申請があったことから、申請に基づいた補助を行う。</p> <p>【障害福祉サービス事業所等】 不足が予想される用品については、今後も国による補助や優先供給スキーム等を活用しながら、可能な限り配布を継続していく。</p> <p>【高齢福祉施設等】 引き続き国からの配布物品に対応する。また、県と連携してニーズに応じた対応を進める。</p>
<p>家賃額を支給することで、減収等により生活に困窮した方が、直ちに住居を失うことを防止できた。</p>	<p>国の制度改正が頻繁に行われ、支給対象者の拡大や要件緩和により支給件数が増加傾向にある。</p>	<p>休業要請や経済活動自粛により、想定を上回る申請件数が発生</p>	<p>速やかに支給するため、会計年度任用職員を活用し、人員体制を強化する。</p>
<p>令和2年7月1日より個室10室の居室を確保したことにより、プライバシーにも配慮した環境での支援が可能となった。</p>	<p>単なる居室確保にとどまらず、新たな住まいの確保や生活面での支援も必要</p>	<p>一時生活支援施設や無料低額宿泊所は常に満床に近い状態が続いている。住まいを失った方の背景は様々であり、その方に応じた支援が必要</p>	<p>仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」と連携した支援を行いながら、次年度以降の事業継続の必要性や事業規模について検討する。</p>
<p>相談窓口を複数設けるとともに、一定期間は相談業務に特化することで、リスクを避けながら数多くの相談を受け、生活困窮者の抱える様々な課題に対応してきた。</p>	<p>今後の経済状況によっては新規相談件数が増える可能性がある。急な離職や収入減により、相談先が分からず、支援に結びつかない方もいる。</p>	<p>休業要請や経済活動自粛等により、意図せずに生活困窮状態に陥った方が増えた可能性がある。</p>	<p>令和2年7月1日からのアウトリーチ支援員配置により、相談支援体制の強化が図れたことから、引き続き新規相談にも適時に対応するとともに、訪問や同行支援のほか、関係機関との積極的な連携により、生活困窮者を早期に把握し、適切な支援につなげていく。</p>
<p>寄せられた様々な相談に対応し、必要な連絡調整を行った。</p>	<p>緊急事態宣言下における要援護者の状況把握</p>	<p>感染拡大防止の観点から、見回り等による地域状況の把握は困難であったため。</p>	<p>感染拡大防止対策の徹底や対象企業等への協力依頼範囲等の検討が必要になる。</p>
<p>・緊急事態宣言時の対応については、障害者支援課と介護事業支援課で周知のタイミングを揃えることで、特に障害と介護の双方を行っている事業者に対し、円滑な情報提供を行うことができた。</p> <p>・国からの通知が集中して発出されたため、事業者に混乱が生じた面がある。</p>	<p>・事業者への迅速かつ正確な情報提供が求められる。</p> <p>・短期間に大量の情報を提供したためHPが分かりにくくなってしまった。</p>	<p>通知内容ごとに整理して提供する時間的余裕がなかった。</p>	<p>・正確な情報提供を行うだけでなく、分かりやすさを意識してHPを整理する。</p> <p>・重要な通知や情報については事業所あてに個別に通知するなど、適切に情報提供を行う。</p>
<p>民間宿泊施設の運用開始に合わせて、患者のメンタルヘルスの悪化に備えた体制を整備することができた。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>相談の利用やこころのケアの普及啓発により、市民の不安や抑うつ・ストレスの軽減に繋がった。</p>	<p>相談体制について、今回は現体制での対応が可能であったが、今後、感染が大規模に拡大し相談数が増加した場合、現体制では対応が困難となることが予測される。</p>	<p>感染拡大による相談数の増加の時期や程度は予測が難しく、感染者の推移を見ながら体制を整えていくことが求められる。</p>	<p>感染が拡大した場合に、他事業との兼ね合いを見ながら相談体制の拡充について検討が必要となる。</p>
<p>障害のある方への適切な情報保障に寄与することができた。</p>	<p>障害種別に合った適切な情報保障の具体的な内容・方法に関する庁内への周知。</p>	<p>各課が実施する際の情報保障について、情報保障ガイドラインや研修等で周知に努めているものの、職員の理解が及んでいない面がある。</p>	<p>情報保障のより具体的な内容・方法について庁内各課へ周知する方法を検討する。</p>
<p>令和元年度については年度末の短期間での実施だったが、各事業所の迅速な対応により適切に実施できた。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>令和2年度においても、国補助により事業を実施する見込み。</p>

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
事業の縮小・施設の臨時 休業の措置	仙台市のガイドラインに基づき、所管施設 における事業の縮小及び休館要請を行う。	健康福祉局	社会課、障 害者支援 課、高齢企 画課、保健 管理課、健 康政策課		○			あり	あり
在宅高齢者の健康維持	市ホームページや市政だよりに加え、様々 な媒体を通して、健康維持に関する留意点 や自宅でできる体操等を紹介する。	健康福祉局	地域包括ケ ア推進課		○	○	○	なし	なし
国民健康保険傷病手当金 の支給	国民健康保険の被保険者のうち、被用者 (雇用されている方。賃金を受け取って労 働に従事する方。)で、新型コロナウイルス に感染(発熱等の症状があり感染が疑わ れる方も含む)し、療養のため一定期間仕 事をお休みしたことにより給与等が支払わ れなかった方等を対象として、傷病手当金 を支給する。	健康福祉局	保険年金課			○		なし	なし
国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入 が減少した世帯等について保険料を減免 する。	健康福祉局	保険年金課				○	なし	なし
後期高齢者医療傷病手当 金の支給	後期高齢者医療の被保険者のうち、被用者 (雇用されている方や、賃金を受け取って 労働に従事する方)で、新型コロナウイルス に感染(発熱等の症状があり感染が疑わ れる方も含む)し、療養のため一定期間仕 事をお休みしたことにより給与等が支払わ れなかった方等を対象として、傷病手当金 を支給する。	健康福祉局	保険年金課			○		なし	なし
後期高齢者医療保険料の 減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入 が減少した世帯等について保険料を減免 する。	健康福祉局	保険年金課				○	なし	なし
介護保険料の減免	一定の要件に該当する被保険者を対象に、 令和2年2月から令和3年3月までに納期限が 到来する介護保険料を減免する。	健康福祉局	介護保険課				○	あり	なし
社会福祉施設における感 染している者が発生した 場合の対応	感染者の確実な休業や隔離を指示するとと もに、感染拡大を防止する。	健康福祉局	介護事業支 援課			○		なし	あり
福祉サービスの継続支援 ※行動計画・マニュアル に記載なし	福祉サービス事業所・施設が、感染拡大防 止を徹底しながらサービス提供を継続す るために支援する。	健康福祉局	障害者支援 課、介護事 業支援課		○	○	○	なし	なし
遺体の火葬・安置	火葬場の能力の限界を超える事態に備え、 火葬場の体制強化や、一時的に遺体を安置 できる施設等の確保のため、関係団体と事 前に協議するなど、体制整備を行う。	健康福祉局	保健管理課	○	○	○	○	あり	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
仙台市のガイドラインに基づき、施設の使用制限や休館対応を行ったことで利用者の感染防止が図られた。	・既利用予約者への自粛要請時期や方法について検討が必要。 ・他の市有施設と対応が異なる場合、市民に対しての説明に苦慮した。	・ガイドライン3訂版から新規利用申込の受付については中止したが、既予約者に対する利用自粛要請については整理がなされていなかったもの。 ・開館する基準が明確でないため、市民に対しての説明が困難であるもの。	国・県・市のガイドラインに基づき、他の市有施設の状況を踏まえ、利用受付の制限や自粛要請、休館等の対応を検討する。
テレビの情報番組やフリーペーパー等にも取り上げて頂き、より広く周知・広報することができた。	周知・広報した留意点等について、在宅高齢者が継続して実践できているのかが確認できず、効果を評価できない。	人との接触が感染拡大に繋がることから、防疫体制が不完全な状態で、地域の高齢者宅を訪問する事が困難だった。	引き続き広報を行うと共に、衛生用品（マスク・消毒液等）を確保した上で、可能な範囲で訪問を再開したり、地域と連携し生活不活発になった高齢者を把握し、地域の通いの場や介護予防教室等を通して改善に取り組む。
国の通知に基づき迅速に条例改正・要綱の制定を行った。	国調整交付金対象範囲の確認、事務取扱詳細の国への確認、後期高齢者医療との事務取扱調整等が必要であった。	—	今のところ申請なし。制度の周知を行っていく。
国の通知に基づき迅速に規則改正・要綱の制定を行った。	被保険者への周知について当初納付書にDMを同封するため短期間で対応する必要があった。	—	大量の申請が見込まれているため、相談・受付は各区・総合支所、申請書の審査・システム入力は本庁徴収対策室と役割分担して迅速に処理を行う。
(広域連合において制度改正等を実施するもの)	—	—	—
(広域連合において制度改正等を実施するもの)	—	—	—
国からの通知に基づき、要綱等の整備を行い、減免の勧奨を行った。	国保等の他の事業と調整し、要綱の整備や減免の開始時期の整理等に苦慮した。	令和2年4月9日に国から減免の算定基準等の通知があったが、国の補正予算成立後、減免に係る財政支援の通知がされていない。	国からの通知や今後の感染状況を注視し、減免対応について検討していく。
施設との情報共有や聞き取りは速やかに対応できた。また、感染拡大防止についてのアドバイスも適切に行っている。	複数の感染者等が発生した場合について、施設・事業所に隔離方法やゾーニングについての知識や経験がなく対応に不安がある。	今回のような未知のウィルスがまん延している状況においては、施設・事業所が従来想定していた感染症発生時の対応では十分ではない。	情報共有やアドバイスの手順やルールを整理しておく必要がある。また、事業所施設が事前に感染者発生に備えるため、施設を対象とした具体的な感染拡大防止研修の実施を検討する。
国の補助制度を活用し、消毒等の経費や代替サービス提供・他事業所との連携によるサービス継続に伴う増加費用を補助できる体制が整った。	【共通】 財政支援に留まらず、職員体制の維持が困難になった場合の連携・応援の体制構築への支援が課題となっている。 【高齢者福祉施設等】 補助内容が複雑で幅広いため、施設事業所の混乱を招かないよう情報発信する必要がある。	【共通】 施設内での感染者・濃厚接触者発生による職員不足、隔離による必要人員増について、法人を超えた対応体制を構築することが難しくなっている。 【高齢者福祉施設等】 休業を想定した代替サービスに係る補助は前例がなく、条件が複雑で分かりにくい。	【共通】 法人を超えた応援体制構築に向け、県及び関係団体と連携しながら対応を図る。 【高齢者福祉施設等】 補助事業については、条件を分かりやすく整理したうえで要綱を公表し、HPに掲載するとともに、対象となる事業所等へ個別に周知する。
遺体の受入を想定し、火葬場の稼働時間延長や、一時的な遺体安置施設の確保等をしたが、多数の遺体についての体制は確保出来ていない。	遺体を多数受け入れる場合の火葬炉運転体制や遺体の安置場所の確保	遺体を多数受け入れる場合の火葬炉運転についての指定管理者との調整、遺体の安置場所候補の選定を進めているところである。	現状の火葬能力、遺体保管能力を超えた場合の対応を、関係団体と協議し、具体的に設定する。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
医療体制の整備①	帰国者・接触者外来を有しない医療機関を 新型インフルエンザ等の患者が受診する可 能性もあるため、医師会等の協力を得て、 院内感染対策を講じた上で、一般の医療機 関における診療体制を整備する。	健康福祉局	健康政策課	○	○			あり	なし
医療体制の整備②	患者等が増加してきた段階においては、帰 国者・接触者外来での診療体制から、一般 の医療機関でも診療する体制に移行する。	健康福祉局	健康政策課			○		あり	あり
県内感染期における診療 所への診療体制移行の準 備①	県内感染期における帰国者・接触者外来か ら診療所への診療体制の移行に備え、仙台 市医師会と協力し、新型インフルエンザを 診療する医療機関を募り、一般診療所で診 療する体制を準備する。	健康福祉局	健康政策課	○	○			あり	なし
県内感染期における診療 所への診療体制移行の準 備②	感染第2波、第3波に備えるため、仙台市医 師会と引き続き協力し、発熱患者を診療す る医療機関を確保し、一般診療所で診療す る体制を準備する。	健康福祉局	健康政策課				○	なし	なし
医療体制及び患者への対 応等①	原則として、一般の医療機関でも診療を行 う体制とする。	健康福祉局	健康政策課			○		あり	あり
医療体制及び患者への対 応等②	医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器 材・医薬品の在庫状況を確認し、新型イン フルエンザ等やその他の疾患に係る診療が 継続されるように調整する。	健康福祉局	健康政策課			○		あり	あり
健康づくり	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受 け、在宅で過ごす時間が多くなる中、日常 生活活動量の低下と体重増加、それに伴う 生活習慣病のリスクが懸念される。「新し い生活様式」の視点を取り入れた健康づく りの推進を図る。	健康福祉局	健康政策課				○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
<p>仙台市医師会と連携及び協力のうえ、発熱症状を有する患者が受診可能とする診療所等の確保について協議を重ねた。</p>	<p>発熱患者が一般診療所を受診出来ない状況が生じた。</p>	<p>一般医療機関における検査・治療方法が存在しないことによる、一般診療所で診療不可となる場合を想定していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市医師会と引き続き協議を重ねながら、発熱患者の診療においてコールセンターへの情報提供が可能な協力診療所等の確保に努める。 一般医療機関における検査・治療方法が存在しない感染症を想定した行動計画を策定する必要がある。
<p>発熱患者診療の動向を把握するため、仙台市医師会による会員アンケート調査を実施のうえ、調査結果を共有した。</p>	<p>発熱患者が一般診療所を受診出来ない状況が生じた。</p>	<p>一般医療機関における検査・治療方法が存在しないことによる、一般診療所で診療不可となる場合を想定していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市で独自に全診療所に対してアンケート調査を実施することで、発熱患者の診療が可能な診療所等の把握を行う。 一般医療機関における検査・治療方法が存在しない感染症を想定した行動計画を策定する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 仙台市医師会と連携及び協力のうえ、発熱症状を有する患者が受診可能とする診療所等の確保について協議を重ねた。 発熱患者診療の動向を把握するため、仙台市医師会による会員アンケート調査を実施のうえ、調査結果を共有した。 仙台市医師会と連携及び協力のうえ、発熱症状を有する患者の受診診療においてコールセンターへの情報提供が可能な協力診療所等を確保し、7月1日より運用を開始した。 	<p>発熱患者が一般診療所を受診出来ない状況が生じた。</p>	<p>一般医療機関における検査・治療方法が存在しないことによる、一般診療所で診療不可となる場合を想定していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市医師会と引き続き協議を重ねながら、発熱患者の診療においてコールセンターへの情報提供が可能な協力診療所等の確保に努める。 仙台市で独自に診療所に対してアンケート調査を実施することで、発熱患者の診療が可能な診療所等の把握を行う。 一般医療機関における検査・治療方法が存在しない感染症を想定した行動計画を策定する必要がある。
<p>仙台市医師会と連携及び協力のうえ、発熱症状を有する患者の受診においてコールセンターへの情報提供が可能な協力診療所等を確保し、7月1日より運用を開始した。</p>	<p>発熱患者が一般診療所を受診出来ない状況が生じた。</p>	<p>一般医療機関における検査・治療方法・治療薬が存在しないことにより、一般診療所で診療不可となる場合を想定していなかった。</p>	<p>仙台市医師会との協力体制のもと、情報提供可能な診療所等リストの更新作業を行っていく。</p>
<p>仙台市医師会と連携及び協力のうえ、発熱症状を有する患者の受診診療においてコールセンターへの情報提供が可能な協力診療所等を確保し、7月1日より運用を開始した。</p>	<p>発熱患者が一般診療所を受診出来ない状況が生じた。</p>	<p>一般医療機関における検査・治療方法が存在しないことによる、一般診療所で診療不可となる場合を想定していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市で独自に全診療所に対してアンケート調査を実施することで、発熱患者の診療が可能な診療所等の把握を行う。 治療薬が存在しない感染症を想定した行動計画を策定する必要がある。
<p>緊急補正予算要求において調達資金を確保し、概ね順調に医療用資器材の調達及び医療機関への配布ができた。</p>	<p>市中の供給状況が改善しない中で、不足する資器材の迅速な調達が課題となる。</p>	<p>国が優先供給スキームを構築することとされていたが、国から医療機関に現物を提供することとなり、自治体は当該スキームによらず独自に購入先を探す必要が生じた。</p>	<p>医療用資器材については、供給状況に応じて速やかに調達し提供していく。</p>
<p>事業所から市民に向け、「3密」を避けたウォーキングの啓発を実施してもらうよう依頼。 「新しい生活様式」を取り入れた運動に関する情報を各区に発信。活動の場面で適宜活用を依頼した。また、各区が必要に応じ、3密を避けた健康づくり媒体を作成し、啓発を行った。</p>	<p>コロナに限らず、感染症の流行の長期化に伴う健康課題と解決のための具体的な手法について検討し備える必要があった。</p>	<p>緊急事態宣言による「不要不急の外出を控える」生活が長期間に及ぶことを想定していなかった。</p>	<p>せんだい健康づくり推進会議、生活習慣病予防担当者会議の場で具体策を検討</p>

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
感染症に関する情報発信	新型コロナウイルス感染症患者の市内での発生状況や積極的疫学調査の結果、検査実施状況や相談状況等について、個人情報の保護等に留意しながら、最新の情報を正確かつわかりやすく発信する。	健康福祉局	健康安全課	○	○	○	○	あり	あり
健康電話相談窓口の設置	新型コロナウイルス感染症の疑似症状がある方や不安を抱えている方など向けにコールセンターを設置し、相談者の状況に応じて帰国者・接触者相談センターにつなぐなど、適切な助言・指導を行う。聴覚や言語に障害のある方も相談しやすいよう、ファックスやメールなど複数の通信手段を確保する。	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	あり	あり
帰国者・接触者相談センターの設置	新型コロナウイルス感染症に関する相談対応、医療機関の受診調整を担う帰国者・接触者相談センターについて、相談者への速やかな対応が行えるよう体制を確保する。	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	あり	なし
帰国者・接触者外来の確保	疑似症状がある方に円滑に検査・診療を行うため、医師会や医療機関との連携のもと、帰国者・接触者外来の十分な体制を確保する。	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	あり	なし
重症者及び中等症者の病床確保	宮城県や医療機関等との連携により、重症者及び中等症者の受け入れに必要な病床を確保 また、本市も構成員である宮城県調整本部が行う療養先の調整について、適切な役割を果たした。	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	あり	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・検査、相談状況については、毎日ホームページにより情報を発信している。 ・市内での陽性患者発生状況については、陽性判明日に記者発表を行うとともに、ホームページにより情報を発信している。 ・積極的疫学調査の結果については、調査結果を取りまとめ、ホームページにより情報を発信している。 	<p>積極的疫学調査については、4月に感染拡大がみられた際には、調査内容の整理などに時間を要した。</p>	<p>第二波に向けては、調査及び調査内容の整理などを行う保健所の体制強化が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日々及び随時の情報発信を行っていく。 ・積極的疫学調査の速やかな公表については、第二波に向け、保健所の体制強化を進めることにより、体制確保を図る必要がある。
<p>宮城県と共同で24時間体制のコールセンターを運営。2月4日に開設したが、想定を超える相談件数があり、電話が繋がりにくい状況が生じたことから、順次回線数と人員の増強を図り、現在は20回線となっており、人員については、県看護協会への委託に加え、医療系の人材派遣会社からの派遣も受ける体制となっている。現在は入電件数が落ちていることから人員体制を縮小して運営している。</p>	<p>20回線までの体制については、必要な際に県看護協会と派遣会社の人員増により確保できる体制を確保済みである。今後、再度相談件数が増加した際は、速やかに人員体制拡充を図る必要がある。</p>	—	<p>引き続き、寄せられる相談に的確に対応できるよう安定的な運営を行う。また、相談件数が増加した際には速やかに体制の拡充を図るよう、県及び受託団体等と調整する。</p>
<p>現在、各区保健福祉センターに帰国者・接触者相談センターを設置。コールセンターから繋がれる案件や医療機関から連絡される案件について対応し、帰国者・接触者外来の受診調整等を行っている。</p>	<p>第一波では、帰国者接触者相談センターの機能と保健所支所として積極的疫学調査等を担う区保健福祉センターのマンパワー不足が課題となった。</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、的確な対応と受診調整等ができるよう運営していく。 ・第二波に向けては、帰国者接触者相談センターの体制についても保健所体制の強化の検討のなかで整理を行う必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・第一波において、一時、帰国者接触者外来の受診待ちを生じる状況もあったが、各医療機関での受け入れ体制の工夫や東北大学病院の臨時診療所としてドライブスルー方式の帰国者接触者外来を設置したことにより、受診待ちは解消された。 ・東北大学病院のドライブスルーについては、当初の設置場所の使用期限が6月末までであったことから、新たな設置場所について県とともに調整を行い、7月1日から新たな設置場所でドライブスルーを稼働させている（新設置場所は期限なし）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者接触者外来の医療機関に対しては、引き続き必要な体制を確保してもらえるよう調整していく必要がある。 ・東北大学病院のドライブスルーについては、感染状況を踏まえて一時開設日時を縮小していたが、現在は再度体制を拡充している。今後も、疑い患者数の状況に応じた体制の確保を図る必要がある。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、必要な方が帰国者接触者外来を受診できるよう必要な調整を行いながら体制を確保する。 ・東北大学病院のドライブスルーについては、必要なタイミングで拡充について県、東北大学と協議し、体制を確保する。
<p>現在は、感染状況を踏まえ、感染症病床29床、一般病床21床を合わせ50床を確保。また、入院調整については、4月下旬より県の調整本部による調整が本格稼働しており、有識者の意見を踏まえた入院調整を行う体制が整備されている。</p>	<p>感染状況を踏まえ、時期を逸することなく、速やかに入院医療機関の体制拡充を図っていく必要がある。</p>	—	<p>本市も参加している県の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーチーム会議等での議論を踏まえ、体制拡充の考え方等について整理したところであり、時期を逸することなく拡充の要請が県から医療機関になされるよう、市としても引き続き必要な関与をしていく。</p>

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
軽症者等の療養体制の確保	新型コロナウイルスの感染拡大が見られた場合に備え、軽症者等の療養施設の確保に向けて宮城県と積極的、主体的に協議し、必要な体制を確保 宿泊療養及び自宅療養において、軽症者の病状が急変した場合でも円滑に医療機関につなげられるよう、適切な健康フォローアップを行った。	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	なし	なし
検査体制の強化	市内でのクラスターの発生時はもとより、医療や介護従事者等の感染が疑われる場合などにおいても、必要なPCR検査が的確に実施できるよう、仙台市衛生研究所の検査能力強化を進めるほか、民間検査機関等のさらなる活用、ドライブスルー方式での検体採取などについて、関係機関への支援、連携を行うことなどにより、十分な検査体制を確保した。 また、国の検討・評価を踏まえ、より迅速・円滑な検査実施のため、抗原検査等の活用について検討	健康福祉局	健康安全課、衛生研究所		○	○	○	あり	なし
広域的な医療提供体制の整備	十分な医療体制を維持することができるよう、病院間におけるネットワークの構築や医療従事者の確保について、市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な医療提供体制の整備を図るため、国や県と連携して検討した。	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	なし	なし
人権配慮に関する啓発	新型コロナウイルス感染症は、誰もが罹患する可能性のある病気であり、決して誤った認識や差別を行わないよう、啓発に努めた。	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	なし	なし
県、市の連携・役割分担	県や関係機関と情報共有を行い、協力体制を強化した。	健康福祉局	健康安全課	○	○	○	○	あり	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
4月に確保した200室の施設について、使用期限が6月末となっていたことから、県とともに新たな施設の確保に取り組む、6月25日から100室の新たな施設での療養受入を開始している。なお、療養施設には看護師が24時間常駐、医師が24時間オンコールで対応するフォローアップ体制としている。	6月25日から受け入れを開始した新たな施設について、9月末までの契約となっていることから、10月以降の施設確保について県とともに取り組む必要がある。また感染状況に応じ、更なる施設の確保についても取り組む必要がある。	—	現行施設が円滑に運営されるよう、市としても積極的に関与する。 また、感染状況も見極めながら、必要な施設が確保されるよう、県とともに施設への打診等に取り組む。
・現在、衛生研究所の検査体制は80件/日となっているが、第二回定例会において全自動PCR検査機2台を購入するための予算が成立しており、発注済み。 ・抗原検査等については、新たな技術にかかる情報が国から随時示されることから、情報収集を継続している。	・検査能力を240件/日まで上げるには、人員の増加が必要である。 ・検査機器の需要増により、納品時期が確定していない。 あわせて、必要な試薬も確保する必要がある。	—	できるだけ早期に納品されるよう事務手続きを進める。検査機器2台が納品され後は衛生研究所において240件/日の検査が可能となる。
4月の指定都市市長会緊急要請において、国に要請を行っている。	—	—	本市の独自要望において要請を行うことを予定している。
陽性患者の記者発表資料において、「プライバシー保護のため、本人等が特定されることのないよう」報道機関に配慮を求めている。 また、市長記者会見において、市長より、「感染者に対する差別や誹謗中傷につながるような行動は控えていただく」よう、市民に要請している。	—	—	引き続き、機会を捉え、人権配慮にかかる情報発信を行っていく。
県・市連携して各種業務に取り組んできた。 ・県、市共同で健康電話相談窓口（コールセンター）を設置 ・入院協力医療機関や帰国者・接触者外来、宿泊療養施設の確保については、基本的には県の業務であるが、本市も調整や運営に積極的に関わっている。 ・東北大学の臨時診療所として設置したドライブスルー方式の帰国者・接触者外来について、県、市共同で立ち上げ、運営に協力している。 ・患者が発生した際の積極的疫学調査について、必要に応じ相互に調査依頼や情報共有を行って対応している。 ・患者の入院調整については、本市もメンバーとなっている県の調整本部において有識者の意見を伺いながら調整が行われている。	引き続き、必要な情報交換を行いながら、連携した対応が必要である。	—	引き続き、連携して取り組んでいく。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
積極的疫学調査	各区保健福祉センターにおいて、感染が判明した患者について、患者の基本情報や臨床経過、発症前後の行動歴、接触者等について調査し、感染源の推定や濃厚接触者の把握、健康観察等により感染拡大防止を図った。	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	あり	なし
クラスター対策	・複数の感染者が確認された施設について、無症状の利用者、関係者等を対象にドライブスルー方式による検体採取にてPCR検査を実施	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	あり	なし
入院協力医療機関の確保	・県内医療機関において、感染症指定医療機関の感染症病床29床を含め、最大388床程度の受け入れが可能 ・現在は、感染状況を踏まえ、感染症指定医療機関の感染症病床29床、即時転用可能な一般病床21床をあわせ50床を確保 ・入院調整については、4月下旬より県の調整本部による調整が本格稼働しており、有識者の意見を踏まえた入院調整を行う体制が整備されている。	健康福祉局	健康安全課		○	○	○	あり	なし
(局マニュアル) 1 実施体制 所管業務の安定的実施のための体制整備	業務の優先度について整理・検討を行った。	子供未来局	総務課(局として)			○		なし	あり
"	罹患職員増加による出勤職員減少を想定した業務体制を検討(対応職員のリスト化等)	子供未来局	総務課(局として)			○		なし	あり
(局マニュアル) 1 実施体制 局内・各課室等における所管業務の安定的実施のための対応体制	各職員に対して、マスクの装着と手洗い及びうがいの励行を呼びかける。	子供未来局	総務課(局として)		○	○	○	あり	あり
"	・1時間ごとに室内の換気を行った。 ・頻りに窓を開けて換気を行うようにする。	子供未来局	総務課(局として)		○	○	○	なし	あり
"	窓口等における感染防止対策の検討	子供未来局	総務課(局として)			○	○	なし	あり
"	所管事業の実施状況、内容等の見直しを行った。 (イベントや会議等の中止や延期の決定、その十分な周知等)	子供未来局	総務課(局として)		○	○	○	なし	あり
"	1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査及び3歳児健康診査を一時休止した。	子供未来局	子供保健福祉課		○	○	○	なし	なし
"	3～4か月児育児教室、母親(両親)教室、離乳食教室、幼児健康診査事後指導教室等、集団で実施している母子保健事業の中止	子供未来局	子供保健福祉課		○	○	○	なし	なし
"	一時保護所に入所している又は緊急入所児童で、コロナウイルス感染疑いのある場合の対応として、本館内へ一時的に隔離エリアを準備した。	子供未来局	保護支援課			○		なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
的確な積極的疫学調査を行い、クラスターの発生が推定された際には、PCR検査の対象者の範囲を拡大して実施したことなどにより、感染拡大防止に効果を発揮した。	—	積極的疫学調査を担う各区保健福祉センターは、帰国者・接触者相談センターの運営や仙台市衛生研究所への検体搬送等多くの業務を行っているため、第一波では過重な負担となった。	各区保健福祉センターの専門職が積極的疫学調査にマンパワーを集中できるように、第二波に向け、保健所の体制強化を進める必要がある。
第一波においては、検査対象を広く取り、ドライブスルー検査実施等により短期間に感染の広がりを把握し、対策を取ったことで、感染拡大の防止に効果を発揮した。	第一波においては、高齢者施設や医療機関等におけるクラスターは市内では発生しなかったが、発生した場合への備えが必要である。	—	・引き続き、集団感染が疑われる事案においては、濃厚接触者のみならず、適切な範囲にPCR検査を実施して感染状況を把握し、感染拡大を防止する。 ・高齢者施設や医療機関等でクラスターが発生した際に専門的見地から感染制御の助言・指導を行う「仙台市感染制御地域支援チーム」を感染症の専門家等により新たに構成し、発生に備える。
県の調査では最大388床程度の病床数の利用が可能とされているが、病床数を拡充するための転用には一定の時間を要する。	感染状況を踏まえ、時期を逸することなく、速やかに入院医療機関の体制拡充を図っていく必要がある。	—	現在、県のアドバイザー会議において、体制拡充の考え方等について検討しており、この成果を踏まえ、必要なタイミングで県とともに速やかに体制拡充を医療機関に要請していく。
マニュアルに基づいて一定の対応ができた。	—	—	—
マニュアルに基づいて一定の対応ができた。	—	—	—
一定の対応ができた。	—	—	—
一定の対応ができた。	—	—	—
パーティションを置くなどして一定の対応ができた。	—	—	—
一定の対応ができた。	—	—	—
健診の会場で集団感染が発生することを防ぐことができた。	特に法定健診（1歳6か月児及び3歳児）の中止はできず、一時休止期間中の対象者にも後から必ず健診を実施しなければならない。一時休止期間が長引くほど、受診対象者がたまり、再開後のリカバリーが困難になる。	新しい感染症の発生時でも集団での健診の実施を維持する方策を検討していなかった。将来の感染拡大状況の見極めが困難で、結果として一時休止の判断が早すぎた。	可能な限り健診を一時休止せずに継続して実施できるような体制（「3密」にならない健診の流れ、健診時間の短縮、等）を構築しておく。
母子保健事業の会場で集団感染が発生することを防ぐことができた。	妊娠・出産・育児等に関する知識を得たり、相談、交流をすることができた。	新しい感染症の発生時でも事業の実施を維持する方策を検討していなかった。将来の感染拡大状況の見極めが困難で、結果として一時休止の判断が早すぎた。	感染対策を行い「3密」を避けた開催方法を検討し、早期の再開を図る。
感染が拡大した場合などの対応ができた。	・当該エリアは、1フロアで男女の区別が課題 ・個室が3室程度しかなく、受入れ人数が超過した場合の対応に課題	緊急対応を行う居室として、本所内における可能な施設が限定されているため。	・病院等を含め一時保護委託先の検討 ・一時保護所施設の増築

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
〃	上記隔離エリアにおいて、国の通知に基づき当該児童を対応する職員や応援職員のリスト化	子供未来局	保護支援課			○		なし	なし
〃	上記隔離エリアについて隔離児童の増加を想定し、市有施設の活用を調整	子供未来局	保護支援課			○		なし	なし
〃	濃厚接触者の記録のため、面接待員について、相手氏名面接日時等の記録を行った。	子供未来局	相談指導課			○		なし	なし
〃	連絡や打ち合わせにあたっての電話等を活用	子供未来局	相談指導課			○		なし	なし
〃	児童相談所の相談支援に係る新型コロナウイルス感染症の対応として、緊急対応以外の保護者等との接触をできるだけ控えるため、面接等について電話等により対応し、来所や訪問による面接を自粛した。	子供未来局	相談指導課			○		なし	あり
(局マニュアル) 1 実施体制 事態推移の記録	局内の対応状況等を取りまとめ、報告書を作成した。	子供未来局	総務課			○	○	なし	あり
(局マニュアル) 1 実施体制 市管理施設・利用場所における対応体制	(のびすく) 関係者等と協議を行い、臨時休館、再開の時期等についての検討を行った。	子供未来局	総務課		○	○	○	なし	あり
〃	(児童クラブ) 関係者等と協議を行い、臨時休館、再開の時期等についての検討を行った。	子供未来局	児童クラブ 事業推進課		○	○	○	なし	あり
〃	(保育所等) 市内保育園にて感染者が発生し、臨時休園としたほか、児童・職員が濃厚接触者と特定された場合等は、必要に応じ自主休園し、消毒を実施した。	子供未来局	運営支援課			○		なし	あり
〃	(保育所等地域子育て支援事業) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン等に基づき、室内への自由来所等の一部利用制限を実施したほか、現在も利用人数や行事内容の制限等を行っている。	子供未来局	運営支援課		○	○	○	なし	あり
〃	可能な限り児童クラブの利用を控えていただくよう、機会を捉えて、保護者に対して利用の自粛要請を行った。	子供未来局	児童クラブ 事業推進課		○	○	○	なし	なし
〃	感染症拡大防止のため、家庭での保育が可能な方に対し、できる限り保育施設等の利用を控えるよう協力を要請	子供未来局	認定給付課			○		なし	なし
〃	(のびすく) 新型コロナウイルス感染症の症例定義に該当する者がいる場合や感染が確定したものが発生した場合の取り扱いを通知	子供未来局	総務課		○	○	○	なし	あり
〃	のびすくにおける感染防止及び密集性の緩和を図るため、事業の休止や受け入れ方法の見直し等について検討を行った。	子供未来局	総務課			○	○	なし	なし
〃	児童館内における感染防止及び密集性の緩和を図るため、事業の休止や受け入れ方法の見直し等について検討を行った。	子供未来局	児童クラブ 事業推進課		○	○	○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
感染が拡大した場合などの対応ができた。	当該エリアは、1フロアで男女の区分けが課題。 個室が3室程度しかなく、受入れ人数が超過した場合の対応に課題	緊急対応を行う居室として、本所内における可能な施設が限定されているため。	病院等を含め一時保護委託先の検討
本館隔離エリアでの対応可能な児童数が超過した場合の緊急対応施設を確保できた。	当該施設が休館時にしか活用できない。	本所内で緊急対応が可能な施設が限定されているため。	病院等を含め一時保護委託先の検討
感染が拡大した場合などの対応ができた。	—	—	今後再び感染拡大される状況を想定し、感染予防対策として引き続き行う。
感染が拡大した場合などの対応ができた。	—	—	今後再び感染拡大される状況を想定し、感染予防対策として引き続き行う。
厚生労働省からの通知を踏まえ一定の対応ができた。	相談や面接の際、一定の距離をとることが難しい。	対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかったもの。	今後再び感染拡大される状況を想定し、感染予防対策として施設内所児童等との継続的面接が可能となるよう、オンライン環境による面接手法についても検討を行っていく。
危機管理室が取りまとめる状況報を活用しながら一定の対応ができた。	取りまとめ始めるのが遅れた。	どの程度の取組まで報告事項としてあげるかや、報告の形式について周知を行うのが遅れたため。	局で期限を設定しながら随時更新していくなどして、定例的に行うものとしてフローを定着させる。
市内での感染が発生した時点で、のびすく（子育てふれあいプラザ等）に対し、適切に臨時休館を決定した。	急な決定となり、事前準備が十分にできず対応に苦慮した。	指定管理者への連絡が市内発生日当日となり、閉館に関して利用者へ周知を図る時間がタイトになってしまった。	臨時休館の可能性がある場合には、可能な限り早期に指定管理者と情報を共有する。
小学生の感染が認められた地域において、小学校等と情報の共有を図り、適切に臨時休館を決定した。	運営団体及び保護者への連絡体制の確保に苦慮した。	運営団体への連絡が閉庁日の夜間になり、また、保護者への周知に掛けられる時間がタイトだったため。	引き続き緊急時の連絡体制を確保するとともに、臨時休館の可能性がある場合には、可能な限り早期に運営団体と情報を共有する。
保育所等と迅速かつ、きめ細かく連絡を取りながら対応することで、感染症の拡大防止のために一定の対応ができた。	臨時休園にあたり、感染者等の情報をどこまで明らかにすべきか対応に苦慮した。	感染症拡大防止等のために情報を公開することと、個人のプライバシーを守ることに、どうバランスを取るか判断が難しい。	第2波の流行に備え、保育所等へ、感染症拡大防止策の周知に努めるとともに、関係者が感染者・濃厚接触者と特定された等の場合、市と保育所等が迅速に連絡を取りながら、消毒・臨時休園等の対応を行う。
ガイドライン及び他の児童施設の対応状況等を踏まえて、適切に対応を行った。	一定の「密」が発生しうる行事等について、どの段階で再開するか判断が難しい。	集団での飲食や歌唱を伴う行事、児童と不特定多数の地域住民等とのふれ合いの場等については、感染リスクが高いと考えられる。	感染症の流行状況等を踏まえ、保育所等へ事業の取扱いについて、きめ細かく通知を行うとともに、メール配信やホームページ等により利用者への周知に努める。
可能な限り児童クラブの利用を控えていただくよう、機会を捉えて、保護者に対して利用の自粛要請を行った。	緊急事態宣言期間中を除き、地域によっては、なかなか利用自粛が進まなかった。	利用自粛はあくまで要請であり、利用の要否は保護者の意思に委ねられるため。	引き続き、様々な機会を捉えて、できる限り利用の見合わせや利用時間の短縮にご協力いただくよう要請する。
保育施設等の密集状況が緩和され、感染症拡大防止につながった。	本市からの要請よりも前に、各施設において独自に協力依頼を行う事例があった。	行動計画や対応マニュアルにおいて、保育施設等の利用自粛要請を行う基準等を定めていなかったもの。	今回のケースを参考に、全国的及び地域的な感染の拡大状況等を踏まえ、利用自粛要請の実施を速やかに検討、判断する。
早期から指定管理者に対して周知徹底を図った。	該当するかどうか判断が難しい方がいた場合の取扱い等、様々なケースに対する判断が難しかった。	緊急時に備えた検討を日頃から行っていないかった。	緊急時に備えてケースに応じた対応方法を日頃から検討しておく。
6月の再開に向け、事業規模の縮小等適切に実施することができた。	事業規模の検討にあたり、指定管理者との間で縮小の規模・範囲の考え方で意見集約が難航した。	緊急時に備えた検討を日頃から行っていないかったため、考え方の統一に難航した。	緊急時に備えて緊急度合いに応じた事業規模の在り方を日頃から検討しておく。
小学校の臨時休校に伴い、教育委員会との協力のもと、小学校と児童クラブで分散して児童を受け入れることができた。	受け入れ当初は、地域によって小学校と児童館の意思疎通に苦慮する面があった。	当該形式での受け入れが初めてであり、双方の受け入れ準備や情報共有に時間を要したため。	今後、再度臨時休業となる場合には、今回の事例を踏まえ、引き続き教育委員会と連携し、児童の居場所の確保に努める。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
〃	国の補正予算や優先供給スキーム等を積極的に活用し、マスクや手指消毒用エタノール等を各児童館、児童養護施設、児童相談所等に配布した。	子供未来局	子供家庭支援課 児童クラブ事業推進課 運営支援課 児童相談所		○	○	○	なし	なし
(局マニュアル) 2 情報提供・共有 市管理施設等及び関係民間施設への情報提供	(のびすく) 基本的な感染予防対策(マスク着用・咳エチケット・うがい・手洗い等)を周知徹底し、個人レベルでの感染対策の普及を図るとともに、感染が疑われる場合及び感染した場合の対応についても周知を行った。	子供未来局	総務課		○	○	○	なし	あり
〃	(児童クラブ) 基本的な感染予防対策(マスク着用・咳エチケット・うがい・手洗い等)を周知徹底し、個人レベルでの感染対策の普及を図るとともに、感染が疑われる場合及び感染した場合の対応についても周知を行った。	子供未来局	児童クラブ事業推進課		○	○	○	なし	あり
(局マニュアル) 3 予防・まん延防止 個人・地域・職場における対策の普及	新型インフルエンザ等の基本的な感染予防対策の普及を図った。 【主な感染予防対策】 ①マスク着用等による咳エチケットを実施 ②うがいや手洗いをこまめに行う。 ③人ごみや不要不急な外出は控える。 ④室内の換気を頻繁に行う。 ⑤バランスの良い食事で十分な栄養をとる。 ⑥十分に睡眠や休憩をとり抵抗力を高め、無理のない生活を心がける。	子供未来局	総務課(局として)		○	○	○	なし	あり
(局マニュアル) 4 市民生活及び市民経済の安定の確保 物資及び資材の備蓄等	新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材の備蓄のため必要に応じて購入した。	子供未来局	総務課(局として)			○		なし	あり
(局マニュアル) 4 市民生活及び市民経済の安定の確保	保護者負担金の減免区分の新設(3~5月:一度も利用がなかった方は0円、6月以降:利用回数に応じて減免)	子供未来局	児童クラブ事業推進課		○	○	○	なし	なし
〃	感染症拡大防止のために登園を自粛した家庭の経済的負担の軽減を目的として、保育料の返還等を行った認可外保育施設へ助成を行った。	子供未来局	運営支援課				○	なし	なし
〃	保育施設等の利用自粛要請期間中に利用しなかった分の保育料について、月額から日割り計算を行い減額	子供未来局	認定給付課			○		なし	なし
(行動計画) サーベイランス・情報収集	感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化	子供未来局	児童クラブ事業推進課		○	○	○	あり	なし
事業者等への支援	国の補助金を活用し、保育施設等で感染拡大を防止するために必要な物品等の購入に要した経費に対して補助金を交付	子供未来局	環境整備課		○			なし	なし
市民利用施設・利用場所における対応体制	せんだい環境学習館たまきさんサロンを臨時休館した。	環境局	環境共生課		○			なし	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
国の補正予算や優先供給スキーム等を積極的に活用し、マスクや手指消毒用エタノール等を各施設等に配布した。	全国的な流通量の減少により、特にマスクとアルコール手指消毒液については、納品までに時間を要した。	感染防止に伴い需要が急増し、市場の流通量が著しく減少したため。	中長期的な備蓄分も含めて、衛生管理用品を確保する。
感染予防対策について、早期から指定管理者に対して周知徹底を図った。	3月～5月は休館したため、衛生管理用品を各館の購入や在庫に任せた結果、館によっては在庫が枯渇するところも発生した。	感染防止に伴い需要が急増し、市場の流通量が著しく減少したことや、衛生管理用品についての情報交換が足りなかった。	緊急時に備えて衛生管理用品の確保を行う。
感染予防対策について、早期から管理運営団体に対して周知徹底を図ることができた。	特に、マスクやアルコール手指消毒液の入手が困難になり、備蓄が少ない館での対応に苦慮した。	感染防止に伴い需要が急増し、市場の流通量が著しく減少したため。	中長期的な備蓄分も含めて、衛生管理用品を確保する。
マニュアルに基づいて一定の対応ができた。	—	—	—
一定の対応ができた。	マスク、消毒液の流通がない時期があり、調達に時間を要した。	・局内や各施設における備蓄を事前に一定程度確保しておく必要があった。 ・消毒液のほか、消毒液をふき取るためのペーパータオル等も必要になる。	一定程度の備蓄が常に保たれるように在庫を確認しながら買い足す。
利用自粛を要請するにあたり、新たな保護者負担金の減免区分を設けた（3～5月：一度も利用がなかった方は0円、6月以降：利用回数に応じて減免）	所管課及び各児童館で追加作業が発生し、業務量の増加につながった。	既存の業務フローや専用システムでは対応していない措置であったため。	中長期的な対応も視野に入れ、業務フローや専用システムの見直しを検討する。
認可外保育施設の利用者で登園を自粛等した家庭にも、認可保育施設を利用する家庭と同様の経済的負担の軽減が行われることで、一定の公平性を確保することができる。	認可外保育施設を利用する家庭へ確実に保育料が返還されるよう、助成要件に該当する認可外保育施設に漏れなく制度を活用してもらうことが課題である。	様々な運営形態の認可外保育施設があることから、十分に周知を行うとともに、きめ細かく申請支援を行うことで、当該事業が活用されるよう努める必要がある。	第2波以降の感染拡大により、新たに登園自粛要請を行う可能性があることから、国に対して、当該助成と同様の支援制度を創設するよう、機を捉えて要望していく。
保護者負担を軽減することで、経済的な支援及び利用自粛への協力促進を図ることができた。	保育システムが当該制度に対応しておらず、実施に向けて新たに事務を整備する必要があり、対応に苦慮した。	今般の感染拡大を受け、国において新たに法制された制度であり、制度の実施について想定していなかったもの。	今後の発生に備え、システム改修や事務作業の整備等の準備を行う必要がある。
小学校や保健所等との連携を図り、必要に応じて感染者情報を共有することができた。	関係機関から得られる情報が断片的になり、全体像を把握することに苦慮した。	個人情報保護の観点から、他機関への情報共有の内容が必要最小限となるため。	個人情報保護に配慮しながら関係機関と密に情報共有を図り、対策検討に必要な全体像を的確に把握する。
国が3月中旬に急遽打ち出した事業に対し、迅速に対応することができた。	制度構築から交付手続きまで短期間で実施したため、事業者への説明が不足した部分があった。	このような補助金については想定していなかったことに加え、年度末であったことから元々厳しいスケジュールであったもの。	令和2年度も同様の補助制度が設けられたが、前回よりはスケジュールに余裕があることから、周知・確認を確実に行っていく。
感染状況を踏まえ、臨時休館したことは適切であった。	ガイドラインに沿って休館期間の延長を繰り返したため、市民への周知が何度も必要となった。また、施設職員の勤務シフトも頻繁に変更する必要があり、調整に苦慮した。	ガイドラインに沿って対応したためやむを得ない。	感染状況を踏まえ、施設の運営について判断する。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
市内における事業の取り 扱い	主催イベントを中止または延期	環境局	環境共生課		○			なし	あり
所管施設の感染防止策の 推進及び臨時休館の検討	リサイクルプラザ	環境局	家庭ごみ 減量課		○			あり	あり
所管事業（催し物等）の 実施、中止の検討	当課主催の集客型啓発事業	環境局	家庭ごみ 減量課		○			あり	あり
感染予防の市民向け広報	・感染予防の観点からごみの取扱いに係る 注意点をまとめたチラシ（感染症拡大防止 のためのごみの出し方・集積所清掃を行う 場合の注意点）を作成し市ホームページに 掲載したほか、クリーン仙台推進員向け情 報誌の「仙台メビウス通信」でも周知を実 施 ・自宅療養者向けのごみの出し方のチラシ を作成し、各区保健福祉センターを通じて 対象者に配布	環境局	家庭ごみ 減量課			○		あり	あり
ごみ処理業務継続計画 （各課室等における所管 業務の安定的実施のため の対応体制）	・所管業務の委託業者等に対して、業務期 間中の感染予防措置の徹底を指示 ・清掃工場運転作業班の引継ぎ書面化 ・サージカルマスクを着用 など	環境局	施設課			○		なし	あり
感染者が発生した場合の 対応マニュアル作成	・BCPの策定、見直し ・業務経験者のリストアップ	環境局	施設課			○		なし	なし
窓口等における感染防止 対策	消毒液及び飛沫防止簡易パーテーションの 設置、職員のマスク装着、室内の換気、来 庁者接触記録の作成等	経済局	経済企画課 (各課共通)		○	○	○	あり	あり
所管業務の見直し	業務の優先度整理、縮小・中止等 市民利用施設対応体制の検討	経済局	経済企画課 (各課共通)		○	○	○	あり	あり
緊急経済対策	公的支援に対するニーズの変化も捉えなが ら、状況に応じた緊急経済対策を実施し た。	経済局	経済企画課 (関係各課)		○	○	○	なし	なし
WEB合同企業説明会	合同企業説明会が相次いで中止になってい ることから、2021年3月卒向けWEB合同企業 説明会を実施（6月15日～6月19日）	経済局	地域産業 支援課				○	なし	なし
事業者向け新型コロナウ イルス関連無料相談会	雇用調整助成金の申請手続き、雇用に関す る助成金や補助金について等社会保険労務 士が事業者からの相談に応じた。	経済局	地域産業 支援課			○		なし	なし
仙台市中央卸売市場新型 コロナウイルス感染症情 報連絡会議	市場内各種事業者と、仙台市の感染状況、 市場内での感染者情報の提供方法、他市場 の対応状況を説明	経済局	中央卸売市 場管理課		○			なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
感染状況を踏まえ、イベントを中止または延期したことは適切であった。	中止の判断をするにあたり、他部署での状況等を個別に確認する必要があった。	個別に確認するほか、他部署の状況を把握する方法がなかったため。	感染状況を踏まえ、主催イベントの実施について判断する。
ガイドライン（三訂版）が出た後、直ちにプラザの業務一部休止を決定した。	引越シーズンだったため、全面休館になるまで市民からリサイクル希望の家具を受け入れた。	引越時に持ち込まれた家具の受け入れを断るのは市民生活に支障が生じるため、やむを得なかった。	感染症の拡大状況と市民の危機感を踏まえながら、混乱の少ない対応を選択する。
感染拡大防止の観点から、早期より、集客型イベントの延期や中止の検討を行った。	感染確認初期のイベントについて延期の周知広報を短期間で行う必要があったが、参加者が特定されており、個別の連絡先を把握していたことから市HPと併せてメール、電話で連絡を行ったため、混乱せずに済んだが、不特定多数が対象であった場合は、周知広報をより広く実施することが必要。 集客型ではない啓発方法についても検討が必要。	非接触型・非集客型のイベント開催の方法を検討していなかった。	感染症の拡大状況と市民の危機感を踏まえながら、混乱の少ない対応を選択するとともに、イベント実施の広報時には不測の事態があった場合の対応方法も併せて周知するなど、中止、延期があった場合を想定して広報する。
4月7日には第一報をホームページに掲載（その後4月9日、5月7日、5月11日に更新）して注意喚起を行った。	急な作成となり、内容の精査に時間を要した。	資料編成時間等に余裕がないもの。	当該内容を基に、今後も同様の事態を想定した周知体制を整備する。
感染予防措置の徹底の指示、マスクの着用等は概ね適切であった。	マスク、消毒剤等の必要資材の確保に苦慮した。	必要資材が不足する事態を想定していなかったもの。	必要資材の在庫を一定程度確保する必要がある。
バックアップ体制を確認することで一定の対応ができた。	各清掃工場間での支援内容について調整に時間を要した。	各清掃工場の運転制御には熟練した技術と知識が必要であり、他工場からの支援を想定していなかったもの。	必要に応じてBCPや業務経験者の見直しを行う。
局内で感染が拡大していないことから、感染防止に一定の効果が表れていると考える。	—	—	継続する。
業務の優先度を整理したことで緊急経済対策を実施できていることから、有効であったと考える。	—	—	新型コロナウイルス拡大の状況を踏まえながら、順次業務を再開していく。
事業所向けの実態調査を毎月行っており、事業者が期待する公的支援の変化を捉えながら、感染症の状況に応じた緊急経済対策を実施できていると評価している。	職員の負担が大きい状況である。	非常時でありやむを得ないところであるが、業務の簡素化等により負担を下げる必要がある。	経済状況を見極めながら、必要な対策を実施していく。
仙台で働きたい全国の学生に、地元企業への理解を深める機会を提供できた。	参加企業募集の周知広報（募集を締め切った後に、複数の企業より、知っていたら応募したとの声あり。）	開催決定から開催までの期間がタイトであり、参加企業の募集期間が短期間になった。	感染状況等に注視しつつ、学生の就職スケジュールに応じた支援を迅速に実施する。
雇用調整助成金の申請手続き相談等に応じ、中小企業事業者のサポートを行った。	相談は事前予約制だが、予約が埋まらない時期（6月上旬～中旬）があった。	雇用調整助成金の申請手続きが5月から6月にかけて簡便になったこと等が要因と考えられる。	雇用調整助成金の申請手続きにとどまらず、経営上の課題をワンストップで総合的に支援するため、社会保険労務士等を配置した総合窓口（中小企業応援相談窓口）を7月より開設。
市場内各種事業者と、他市場の動向や感染者が発生した場合の情報提供の仕方等について情報を共有できた。	会議を開催するにあたり、準備から開始までの時間に余裕がないため、事前準備に苦慮した。	2月29日市内で最初の感染者が確認されたことから急遽開催したため、準備時間に余裕がなかった。	市場内各種事業者とは、今後も感染者の動向を見ながら、情報共有を進めていく。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
施設使用料納入期限の延長	市場内各種事業者が月々支払う施設使用料の納入期限を4カ月延長	経済局	中央卸売市場管理課			○		なし	なし
場内各所への注意喚起の掲示	発熱がある人の入場禁止を通知する張り紙を、場内各門や管理事務所入り口等に掲示	経済局	中央卸売市場管理課			○		なし	なし
窓口への飛沫防止ビニールシートの設置	卸会社・仲卸会社の社員に対応するための窓口に、感染防止のための透明ビニールシートを設置	経済局	中央卸売市場業務課			○		なし	なし
市場管理事務所に消毒液を設置	感染防止のために、管理事務所入り口をはじめ、事務所内各所に消毒液を設置	経済局	中央卸売市場管理課			○		なし	なし
窓口対応業務	窓口対応職員及び課員へのマスク装着と室内の換気	農業委員会事務局	事務課		○	○	○	あり	あり
所管事業の実施状況、内容等の見直し	会議類の短縮開催・書面協議・延期・中止	農業委員会事務局	事務課				○	なし	あり
飛沫感染防止 ※行動計画・マニュアルに記載なし	窓口に透明シートを設置し、来庁者と職員間の飛沫感染を防止	農業委員会事務局	事務課		○	○	○	なし	なし
外国人住民向けの情報提供	・市ホームページ及び（公財）仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイトにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を多言語で提供 ・仙台多文化共生センターにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連する生活支援施策などの情報提供や、専門相談窓口の紹介、通訳支援を行った。	文化観光局	交流企画課	○	○	○	○	あり	あり
テイクアウトはじめましたプロジェクトin仙台 ※緊急対策プランに掲載	新型コロナウイルス感染症の拡大による外食自粛ムードの中で、新たにテイクアウトや宅配サービスなどを開始した市内の飲食店や宿泊事業者をウェブサイトで紹介する等により支援	文化観光局	東北連携推進室		○			なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
コロナウイルス感染拡大以降売り上げが減少した事業者の支援につながっている。	使用料の減免や徴収猶予を求める要望が事業者から上がっているが、減免のためには財源の確保が必要である。	売上が減少した場合事業者への現状での対応策は納入期限の延長のみである。	農林水産省からの情報や、他市場の動向を注視しながら、今後の対応を検討していく。
場内から感染者が出ていないことから、注意喚起の効果が表れていると考える。	—	—	掲示は引き続き継続する。
場内から感染者が出ていないことから、一定の効果が表れていると考える。	—	—	シートの設置は継続する。
場内から感染者が出ていないことから、一定の効果が表れていると考える。	—	—	消毒液の設置は継続する。
窓口対応職員を含む職員全員のマスク装着、事務室廊下に手指消毒用アルコールを配置、1時間ごとの室内換気及びドアノブや机などの1日2回のふき取りを実施することにより感染防止が図られた。	マスクは在庫がほとんどなく、職員に自前で用意してもらった。手指消毒用アルコールも買えない状況が続き、苦慮した。	当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	感染拡大に備えて、マスクと手指消毒用アルコールの備蓄をする必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 毎月開催する総会は、事前に農業委員に資料を郵送して確認してもらい、当日は説明時間を短縮した。また、調査委員会では農業委員の申請者の呼び出しによる聞き取りをせずに、事務局が聞き取りを行って時短にした。農地利用最適化推進委員の出席を取りやめにし、参加人数を減らした。 会議中は窓を開け、机のレイアウトも以前より間隔をあけて並べた。 役員会及びあっせん事業運営委員会は書面協議にし、会議を開催しなかった。 年1回の全体会、隔月開催の企画検討チーム会議、7月開催の地域振興委員会は中止とした。 以上により、3密を回避することができた。	総会当日の説明がないため、議案や協議等の質疑応答が活発ではなく、時短にするメリットよりも議案等の内容が農業委員の印象に残らないデメリットの方が大きいと感じた。	農業委員会の総会は、農業委員会法により、書面議決が不可であり、リモート会議は、農業委員の自宅の通信環境を考慮すると困難なことから、通常の会議を開催しなくてはならなかった。	調査委員会での聞き取りは必要のため、6月分から一定の面積以上や新規就農者などの案件は聞き取りを行っていく。国内の感染状況や動向に注視し、徐々に元に戻していくが、感染拡大に備えて会議等の有り方を検討する必要がある。
のぼり用ポールや目玉クリップなど、あるものを使って設置し、経費をかけずに飛沫感染の防止が図られた。	在庫の透明ビニールを用いたため、霞がかっており、クリアな視界が確保できなかった。また、声も聞き取りにくく、個人情報の観点から声を大きくすることも難しく、耳が悪い人等の会話の方法を検討する必要がある。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	終息まで、このまま設置し続ける。
(公財) 仙台観光国際協会と連携し、外国人住民に向けた情報提供等を適切に実施した。	情報提供までにタイムラグが生じることがあった。	新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施において、翻訳についてあらかじめ考慮されておらず、担当部署との調整及び発信する情報の確定に時間を要した。	今後も、(公財) 仙台観光国際協会及び交流企画課において、関係部署と連携し、情報提供等を継続していく。
事業者、市民から好評であり、事業者からは「特設ウェブサイトへの掲載後にテイクアウト・デリバリーの売上が増加した」などといった声が寄せられた。	ウェブサイトのアクセス数が減少傾向にあり、事業の広報の強化が必要となっている。	外食自粛ムードの弱まりに伴い、ウェブサイトのアクセス数も減少した。	今後の状況を踏まえて事業の終了時期を判断する。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
宿泊需要の喚起 ※緊急対策プランに掲載	新型コロナウイルス感染症収束の段階に応じて、感染拡大防止に努めている宿泊施設の紹介や、観光需要を喚起する宿泊促進キャンペーン等を展開し、交流人口の回復と経済活性化を図った。	文化観光局	観光課				○	なし	なし
文化芸術活動支援 ※緊急対策プランに掲載	多様なメディアを活用して市民に文化芸術を届ける創造的な活動を助成することなどにより、文化芸術振興を推進	文化観光局	文化振興課			○		なし	なし
市内宿泊施設や観光施設との連絡調整	状況に応じた情報提供を行うとともに、施設の開館状況等を把握	文化観光局	観光課		○			なし	あり
情報提供	外国人旅行者向けSNSにおける感染状況等の情報発信	文化観光局	誘客戦略推進課	○	○	○	○	あり	あり
市民利用施設・利用場所における対応体制	感染症の拡大状況に応じ、休館・再開の判断や感染予防対策を行った。	文化観光局	誘客戦略推進課 スポーツ振興課 文化振興課		○	○	○	あり	あり
市主催事業の取扱い	感染症の拡大状況に応じ、中止・延期の判断	文化観光局	観光課 スポーツ振興課 文化振興課		○	○	○	あり	あり
市内公共交通機関の対応策及び運営状況の把握	交通事業者が行っている新型コロナウイルス対策や運行状況、経営状況の確認	都市整備局	交通政策課			○		あり	なし
市内公共交通機関の対応策及び運営状況の把握	バス事業者が行っている新型コロナウイルス対策や運行状況、経営状況の確認	都市整備局	公共交通推進課			○	○	あり	なし
安全な公共交通機関利用のための啓発活動 ※行動計画・マニュアルに記載なし	新型コロナウイルス対策に関する車内掲示物を民間バス事業者へ提供。また、公共交通機関を安全に利用するための啓発ポスターを作成し、学校等へ配布	都市整備局	公共交通推進課			○	○	なし	なし
市営住宅等における感染予防についての啓発	市営住宅等の住棟や敷地内において感染予防についてのポスター掲示等啓発を実施	都市整備局	市営住宅管理課				○	なし	なし
市営住宅等の集会所の利用一時停止	感染予防のため、町内会等一定人数が集まる集会所の利用を一時停止した。	都市整備局	市営住宅管理課			○		なし	なし
所管業務の安定的実施のための対応体制	第二波に備え、土地区画整理審議会開催手法に遠隔会議を加えるよう、運営規則を変更した。	都市整備局	蒲生北部整備課				○	あり	あり
公園内複合遊具の使用禁止措置	公園内の複合遊具等（224公園）の使用禁止措置をおこなった。	建設局	公園課			○		なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
<p>・仙台市HPでのテレワーク環境を整備している宿泊施設の紹介を行った。</p> <p>・市民を対象とした第1次宿泊促進キャンペーンを実施し、想定を大きく上回る応募があった。</p>	<p>準備に多くの時間を要した。想定をはるかに上回る反響があり、ニーズの正確な把握が必要</p>	<p>宿泊施設との調整や予算確保に時間を要したもの。</p> <p>また、宿泊需要の把握が困難であった。</p>	<p>国内の感染状況や第1次宿泊促進キャンペーンの実施結果を踏まえ、第2次宿泊促進キャンペーンを実施する。</p>
<p>・多様なメディアを活用した文化芸術創造支援事業は5月末まで募集を行い、6月下旬までに採択事業を決定した。287件の申請のうち175件を採択</p> <p>・コロナ状況下での文化芸術活動の継続に一定の支援は果たせた。</p>	<p>屋内イベントは収容率50%以内での開催という制約があり、文化芸術公演の再開が困難な状況が続いている。</p>	<p>同左</p>	<p>イベント再開の促進のため、市施設使用料の減免および民間文化施設を利用して文化芸術公演を行う主催者に対しての会場使用料の助成の制度を検討している。</p>
<p>国等が随時発信する支援策や、本市が策定するガイドラインの情報提供を随時行った。</p>	<p>業界団体を通じての情報提供を基本としており、どの団体にも属していない宿泊施設への情報提供が課題</p>	<p>どの団体にも所属していない宿泊施設については、郵送による情報提供としていた。</p>	<p>今後も随時情報提供を続けるとともに、調査依頼や重要情報は郵送にて全宿泊施設へ直接情報提供を行う。</p>
<p>英語、中国語（簡体、繁体）、タイ語の4言語のSNSで、随時情報発信を行い、適切に周知できていた。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>今後も適切な情報発信に努める。</p>
<p>・国等の方針を受けてガイドラインを改訂するという性質上やむを得ない面もあるが、利用者にとって急なタイミングでの方針変更もあったと思料される。</p> <p>・感染予防対策については、指定管理者と協議のうえ、適切に実施している。</p>	<p>・施設種別ごとの具体的な取り扱いを整理する場が体系化されておらず、ガイドライン改訂の度に、同種の施設を所管する部署同士で自発的な連絡調整を行った。</p> <p>・消毒液やビニールカーテン等、感染防止対策に必要な物品が入手困難であった。市で一括して調達する仕組みがあることが望ましい。</p>	<p>同左</p>	<p>業種別感染拡大予防ガイドラインを参考としながら、感染防止対策を適宜見直していく。</p>
<p>感染拡大防止の観点から適切に主催事業等の中止・延期判断を行うことができた。</p>	<p>イベントの性質にもよるが、準備や周知の関係上、開催日の1～3か月前には中止判断が求められる。それに対してガイドラインは数週間先までしか適用期間としておらず、所管課としての独自判断が求められた。</p>	<p>同左</p>	<p>・イベントに関する業種別感染拡大予防ガイドライン整備が進んでおり、それに沿った形で開催可能な事業については、実施を推進していく。</p> <p>・今後とも、感染症の拡大状況や社会全体の動向を見極めながら、適切に開催・中止の判断をしていく。</p>
<p>緊急事態宣言が発令された後、タクシー協会へ状況確認を行った。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>引き続き状況確認を行っていく。</p>
<p>緊急事態宣言が発令された後、民間バス事業者等との情報共有を図ることができ、対応は適切だった。</p>	<p>運行状況や経営状況等の把握に留まっており、対応策につながっていない。</p>	<p>新型コロナウイルス対策の支援制度がなかったため。</p>	<p>国内の感染状況に注視し、継続して対状況の把握に努めるとともに、支援策を検討する。</p>
<p>学校や市民センターなど公共交通機関利用者が多い施設への情報提供を適切に行うことができた。</p>	<p>ポスターの配布先や適切な掲示場所の検討に苦慮した。</p>	<p>行動計画や対応マニュアルに記載がなく、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。</p>	<p>公共交通機関の利用者減少に歯止めをかけるべく、今後も継続して行う。</p>
<p>市営住宅等への入居者への情報提供を適切に行うことができた。</p>	<p>より効果的な掲示場所の検討に苦慮した。</p>	<p>当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。</p>	<p>事前に掲示箇所を想定するとともに、より適切な周知方法を検討する。</p>
<p>感染予防を図る上で適切な対応だった。</p>	<p>利用再開時期のタイミングに苦慮した。</p>	<p>当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。</p>	<p>感染状況に応じた適切な利用停止・開始時期を想定・検討する。</p>
<p>事業遂行に向け、今後は停滞が避けられる。</p>	<p>参考事例が少なく、法律的に破綻していないか判断するのが難しかった。</p>	<p>当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。</p>	<p>遠隔会議の具体的な開催方法や経費について調整が必要</p>
<p>各区公園課及び局公園課の職員の柔軟な対応により、速やかに使用禁止の措置が出来た。</p>	<p>急な対応の決定となり、準備が十分にできず、人員の確保等に苦慮した。</p>	<p>対象の公園数が多く、対応マニュアルにおいても同様の事例に対応する想定をしていなかった。</p>	<p>具体的な数値等の効果測定が出来ないため、今後、同様対応をとるかは再検討が必要である。</p>

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
有料公園施設等の休館措置	有料公園施設等の休館・休止措置を行い、利用者に利用自粛を要請した。	建設局	公園課			○		なし	なし
下水道使用料の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響による事業不振や生活困窮に至った利用者について、使用料の支払い猶予を行った。	建設局	業務課		○			なし	なし
下水道使用料の減免	下水道使用料について、7月及び8月検針分から基本使用料分を減免	建設局	業務課				○	なし	なし
八木山動物公園の休園、一部休止	適切な感染症対策を実施するとともに、臨時休園や園内施設、イベントの一部休止と再開を段階的に行った。	建設局	八木山動物公園管理課		○	○	○	なし	なし
飛沫感染防止アクリルパネル設置 ※行動計画・マニュアルに記載なし	各課窓口カウンターに飛沫感染防止用アクリルパネルを設置	青葉区	総務課			○		なし	なし
飛沫感染防止アクリルパネル設置 ※行動計画・マニュアルに記載なし	主に1階の市民手続き窓口における職員・市民相互の飛沫感染防止用アクリルパネルを設置	青葉区	宮城総合支所総務課				○	なし	なし
区新型インフルエンザ等対策本部設置に伴う対応	市の新型インフルエンザ等対策本部設置と同時に区内に青葉区対策本部を設置し、必要に応じ区本部会議を開催	青葉区	区民生活課			○		なし	あり
宮城野区新型インフルエンザ等対策本部設置に伴う対応	国により緊急事態宣言が発令された場合、直ちに区対策本部を設置し、必要に応じ会議を開催	宮城野区	区民生活課			○	○	あり	あり
こころのケア対策	市民の不安解消のため、総合相談窓口（来所・電話等）で対応	宮城野区	障害高齢課	○	○	○	○	あり	あり
感染予防の啓発	感染予防対策についての正しい知識の普及啓発を行った。	宮城野区	障害高齢課			○	○	なし	なし
事態推移の記録	所管業務に関する事態の推移を記録し、保存するとともに、これらの記録をとりまとめ、報告書を作成	宮城野区	まちづくり推進課 区中央市民センター 公園課 等				○	あり	あり
所管施設、イベント等における対応	・施設の使用制限を行うとともに、利用者への感染予防対策の徹底を呼びかける。 ・区が主催するイベント等の中止を決定し、広報 ・消毒薬の設置や定期的な換気等の感染防止対策を行った。	宮城野区	まちづくり推進課 区中央市民センター 公園課 等		○	○	○	あり	あり
所管業務の安定的実施のための対応	・職場内に罹患者がした場合を想定し、業務の優先度や業務を継続するための体制等について検討 ・窓口へのアクリル板の設置、職員へのマスクの配付、手指消毒、定期的な執務室の換気等の感染防止対策を実施	宮城野区	区内各課 公所			○	○	あり	あり
新型インフルエンザ等対策本部設置に伴う対応	新型インフルエンザ等対策本部設置された場合、直ちに設置し、必要に応じ区本部会議を開催	若林区	区民生活課			○		あり	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
各施設の指定管理者等が対応にあたり迅速に対応できた。	急な対応の決定となったことで、指定管理者等への対応方法の伝達と他施設との調整に苦慮した。	休止の判断が各施設管理者に一任されたことで、指定管理者等との間で判断の相違が発生することとなった。	市全体で、休館・休止措置の判断を一本化できるように検討する必要がある。
市民への周知等、必要な対応ができた。	・実施にあたり水道局との連携が必須であり、双方の意思決定等のすり合わせ等に苦慮した。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	国内の感染状況や動向、経済活動の回復状況に注視し、適切な対応を継続
市民への周知や電算システムの改修対応等、必要な対応ができた。	・実施にあたり水道局との連携が必須であり、双方の意思決定等のすり合わせ等に苦慮した。 ・下水道事業の財政に及ぼす影響の精査に苦慮した。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	今後、同様な事態が発生した場合の対応策の前例として、記録を残すことが必要である。
国、県の方針、本市のガイドラインや感染者の推移を踏まえ適切に対応できた。	市民利用施設の休館・再開に関する基準が市として明確に示されないことで、判断に苦慮した。	再開等の判断が各施設に一任されたことで、判断に苦慮したが、自主的に情報収集を行い市民利用施設間で取扱いに相違が生じないよう関係部署と調整し対応することができた。	市民利用施設について、休館・休止措置に関する基準の設定を検討する必要がある。
直接的な飛沫感染の防止効果が高く、将来的な感染予防の際も利用できる。	アクリルパネルが品薄となっており、対応業者の選定に苦慮した。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	パネルについては今後も利用できる。また、手指消毒薬等の物資について、必要な時に必要な量が提供できるよう在庫管理を行う。
当初の透明シートから移行できたので、必要な換気や空調にも対応できた。	急な設置となり、事前準備が不十分な中、原材料が欠品となる期間もあり、対応に苦慮した。	行動計画や対応マニュアルにおいて、窓口対応における飛沫感染リスクを想定していなかった。	1階の多数の市民が手続きする各窓口に設置完了しており、今後の感染流行にも対応可能である。なお、手指消毒薬の入手困難な状況は続いている。
市の本部会議終了後に、青葉区本部会議を開催することができ、区内の本部員に対して、市本部会議内容の情報共有が適切に図れた。	配付資料を準備する関係で、市の本部会議終了後すぐに区本部会議を開催することが困難であり、スピーディーな情報共有に多少苦慮した。	市本部会議の資料の中に県本部会議の資料が入る関係で、毎回資料の分量が多くなる傾向がある。	危機管理室より市本部会議の資料を事前に提供してもらうことで、タイムリーな区内の情報共有に努めていく。
緊急事態宣言発令後、直ちに体制を移行し、区対策本部運営についても適切だった。	区対策本部会議の開始までに時間的な余裕がなく、資料の準備が遅れることもあった。	市対策本部からの資料提供が紙のみであったため、原本となる資料が手元に届くまで印刷ができなかった。メール等を使い、情報共有のスピードアップが必要	市対策本部が設置された場合は直ちに、区対策本部を設置し対応する。
担当職員間で、随時更新される情報を共有し相談にあたることで、一定の対応ができた。	新たな情報が次々に入ってくるので、情報の更新に苦慮した。	度重なる情報の更新について想定しきれなかったため。	国内の感染状況や動向に注視し、引き続き対応を継続する。
ガイドラインに沿って感染予防対策のチラシ等の作成を行い、タイムリーな支援ができた。	タイムリーな支援を行うため、資料をまとめる時間が短く苦慮した。	前例がない上に次々に更新される情報への対応しなければならなかったため。	国内の感染状況や動向に注視し、引き続き対応を継続する。
事態推移を時系列に記録することで次回の対応の基礎資料として活用できる。	記録するだけでなく、課題となった事例の分析と検証が必要。	課題となった事例の分析と検証を行う。	引き続き、事態推移を時系列に記録するとともに、課題の分析と検証を行う。
ガイドラインに沿って適切な感染予防対策ができた。	自由に利用できる公園に人が多く集まった。	屋内の施設が利用禁止となったため、公園に人が集まったと考えられる。	市のガイドラインに基づき、施設、イベント等の取り扱いを行う。
・業務継続計画及び応援体制等を検討し、非常時の業務体制づくり等ができた。 ・感染防止対策を実施することで、区役所内で感染者を出さなかった。	毎日マスク、消毒液を使用するため、必要数量の確保が困難だった。	感染拡大によるマスク、消毒液等の国内での需要が増加したため。	備蓄数の見直しや、供給ラインの確保が必要である。
本部運営について概ね適切に対応できた。	—	—	国内の感染状況や動向に注視し、適切な体制で対応を継続

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
予防・まん延防止	「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係る ガイドライン」に基づき、各種会合、事業 等を中止	若林区	区内各課		○	○		あり	あり
予防・まん延防止 感染防止のための適切な 措置	職員の執務中におけるマスクの着用、手洗 い・うがいの励行	若林区	区内各課		○	○	○	あり	あり
予防・まん延防止 感染防止のための適切な 措置	各フロア窓口へのアクリル板設置	若林区	総務課			○	○	あり	あり
区内における業務状況の 把握	職員が罹患した場合の当該人及び濃厚接触 職員の自宅待機に伴う所管業務の継続	若林区	区内各課			○	○	なし	なし
糖尿病性腎症重症化予防 事業	糖尿病・高血圧が重症化するリスクの高い 医療機関未受診者等への受診勧奨および保 健指導を実施	若林区	家庭健康課			○		なし	なし
災害公営住宅健康調査	年1回県が実施する健康調査アンケートの結 果を受け、要確認者に状況確認、保健指導 を実施	若林区	家庭健康課			○	○	なし	なし
幼児健康診査	幼児の心身の発育・発達の健康状態を確認 するとともに、生活習慣の形成、育児につ いての相談助言、医師・歯科医師等による 総合的な健診を実施	若林区	家庭健康課		○	○	○	なし	なし
3～4か月児育児教室	3～4か月の乳児の育児相談や小グループで の情報交換を実施	若林区	家庭健康課		○	○	○	なし	なし
健康相談・教室等の母子 保健事業	妊婦や乳幼児への健康教育、育児相談、幼 児健診の事後教室等	若林区	家庭健康課		○	○	○	なし	なし
予防・まん延防止	マスクの着用、手指の消毒、定期的な換 気、飛沫防止パネルの設置など感染防止対 策を徹底	太白区	区内各課公 所			○	○	あり	あり
区内における業務状況の 把握	コロナ感染等による区役所窓口の閉鎖など を想定した、優先業務の見直しや応援体制 の確保	太白区	区内各課公 所			○	○	あり	あり
市民利用施設・利用場所 における対応体制	感染者が来庁したため、一時、区役所を閉 鎖し、立ち寄ったフロアの噴霧による消毒 作業を行った。	太白区	総務課			○		なし	なし
太白区新型コロナウイルス 感染症対策会議の開催	太白区各課の新型コロナウイルス感染症につ いての情報共有、課題検討を行う対策会議を開催 した。	太白区	区民生活課			○	○	あり	あり
予防・まん延防止	飛沫感染防止用品の設置	泉区	総務課			○	○	なし	なし
予防・まん延防止	手指消毒剤の窓口設置	泉区	総務課		○	○	○	あり	なし
予防・まん延防止	マスクを終日着用	泉区	総務課			○	○	あり	なし
予防・まん延防止	感染防止に関する周知文の庁内掲示、総合 案内での配布	泉区	総務課			○	○	あり	あり
予防・まん延防止	庁内放送	泉区	総務課			○	○	あり	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
関係各団体、機関等に対し通知を行い、一定の対応ができた。	—	—	国内の感染状況や動向に注視し、適切な体制で対応を継続
全職員のマスク着用の他、まん延防止策に一定の対応ができた。	—	—	国内の感染状況や動向に注視し、適切な体制で対応を継続
一定の対応ができた。	—	—	国内の感染状況や動向に注視し、適切な体制で対応を継続
区内各課に対し、優先度合いに応じた業務仕分け、及び他区との応援・受援体制について申し合わせを行った。	区間で同時多発的に罹患者が発生した場合に業務の継続が困難になる恐れがある。	—	国内の感染状況や動向に注視し、適切な体制で対応を継続
平成31年度1月特定健診実施対象者に対して訪問をせず、電話のみ対応に変更し、一定の対応はできた。	手法を制限したことで感染予防の対策としては成果があったが、対象者との関係づくりは薄くなった。	電話のみの対応で直接訪問することができなかったため。	今回の手法に関しては、国内の感染状況をみて適切な体制で対応を継続する。
今年度4月より対応を検討し、感染予防の対策を周知し実施できた。	手法を制限したことで感染予防の対策としては成果があったが、対象者との関係づくりは薄くなった。	訪問はしたが、感染予防の対策として時間や距離の制限があったため、関係が深まりにくかった。	今回の手法に関しては、国内の感染状況をみて適切な体制で対応を継続する。
3月より全市的に休止となり、延期のお知らせを送付。支援を要する対象者は電話等で相談対応できた。	対象者への支援が薄くなった。また、事務処理等が増大した。	親子の状況を直接会って確認することができなかった。	感染対策を実施し再開している。休止中の対象者への健診実施については本庁と連携し対応する。
3月より全市的に中止となり、延期のお知らせと資料を送付。支援を要する対象者は電話等で相談対応できた。	対象者への支援が薄くなった。また、事務処理等が増大した。	親子の状況を直接会って確認することができなかった。	事業再開について、本庁と連携し対応する。再開にあたり、適切な実施方法を検討する。
3月より集団による事業は全的に中止となったが、支援を要する対象者は個別に対応できた。	事業中止により、育児についての不安軽減の機会が減少し、孤立防止の支援が不十分だった。	同じ立場の母親が、集い情報交換することにより、不安が改善する機会となっていた。	感染状況をみながら、再開に向けて適切な実施方法を検討する。
国内の感染状況や動向を注視し、適切に対応できた。	防災用備品はあったが、マスクや消毒用アルコールの追加調達に苦慮した。	感染拡大による国内での需要急増のため。	備蓄数の見直しや、供給ラインの確保が必要である。
区内各課に対し、優先度合いに応じた業務仕分け、及び他区との応援・受援体制について申し合わせを行った。	区間で同時多発的に罹患者が発生した場合に業務の継続が困難になる恐れがある。	—	国内の感染状況や動向に注視し、適切な体制で対応を継続
迅速に（来庁が発覚した翌日には）対応することができた。	—	—	—
各課の情報を共有し、太白区の対策会議運営についても概ね適切だった。	—	—	—
飛沫感染防止の用品（ビニールシート・アクリル板等）を購入して窓口に設置したことにより、来庁市民、窓口対応職員の安心感の向上につながった。	当区で飛沫感染防止の用品を購入した後、店舗で品物不足が生じた。	飛沫感染防止の用品の需要が急増し、入荷が追いつかない状況が発生したと思われる。	感染拡大に備え、飛沫感染防止の用品を常備しておく必要がある。
総務課で手指消毒剤を購入して庁内出入口や窓口に設置し、適宜補充するようにしたこと、来庁市民、窓口対応職員の安心感の向上につながった。	今回は運良く消毒剤を購入することができたが、今後、同様のケースがあった場合に確実に購入できるかは不明である。	対応マニュアルにおいて、事態の発生に備えた手指消毒剤の確保を想定していなかった。	感染が拡大した際に確実に消毒剤を購入できるよう、予め調達元を確保しておく必要がある。
各課公所にマスクを配付し、全職員がマスクを終日着用することができた。	マスクを一定数常備していなければ、全職員にマスクを終日着用させられない可能性があった。	行動計画や対応マニュアルにおいて、職員全員のマスク着用を想定していなかった。	感染拡大に備え、マスクを一定数確保しておく必要がある。
感染防止に関する周知文を庁内に掲示したことで一定の対応ができた。	—	—	—
庁内放送を毎日行うことで、一定の対応ができた。	—	—	—

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
市民生活及び市民経済の 安定の確保	特別定額給付金等に関する問合せへの対応	泉区	総務課			○	○	あり	なし
感染症発症に備えた消毒 作業実施業者の確保 ※行動計画・マニュアル に記載なし。	感染症が発生した際に庁舎内の消毒作業を 行う業者を確保	泉区	総務課		○	○	○	なし	なし
泉区新型インフルエンザ 等対策本部設置に伴う対 応	国により緊急事態宣言が発令された場合、 直ちに区対策本部を設置し、必要に応じ会 議を開催	泉区	区民生活課			○	○	あり	あり
予防・まん延防止	感染拡大防止対策として、講演会・集会等 の人が集まる事業は中止または延期とし、 参加者にしっかり周知した。	泉区	家庭健康課			○	○	なし	あり
予防・まん延防止	市民からの問い合わせや相談への対応のた め、管理課への保健師派遣などの協力を 行った。	泉区	家庭健康課			○	○	なし	あり
各課等における所管業務 の安定実施のための対応	カウンターへ飛沫防止アクリルパネルの設 置、カウンター等の定期消毒・執務室の換 気、消毒液の設置、マスクの配布と手洗い 及びうがいの励行、注意喚起のための庁舎 広報等を実施した。	秋保総合支所	総務課			○		あり	あり
市民利用施設・利用場所 における対応	施設のオープンスペースや駐車場の閉鎖・ 再開の時期等の指示・広報を行った。ま た、消毒液を入り口へ配置した。	秋保総合支所	総務課			○		あり	あり
職員の給与諸手当に関す る業務	臨時の特殊勤務手当における取扱いを整備	消防局	総務課				○	あり	あり
職員の安全衛生に関する 業務	感染防止対策を周知	消防局	総務課		○	○	○	なし	あり
職員の派遣等に関する業 務	職員の派遣の中止を検討	消防局	総務課		○	○	○	なし	あり
職員の服務に関する業務	時差出勤の実施	消防局	総務課		○	○	○	なし	あり
機械器具置場・消防団車 両の整備等に関する業務	活動時における感染防止対策としてマスク 及びアルコールを配備した。	消防局	総務課			○		なし	あり

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
課内で関連情報を共有し、各種資料を事前に読み込むことで、電話や窓口での問合せ、苦情などに一定の対応をしてきた。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月以降、特別定額給付金事業等の問合せ、苦情の電話が毎日区役所に多数寄せられている。問合せの内容は、特別定額給付金の申請方法（オンライン申請、特例申請含む）や申請書の配達時期、記載方法、振込時期のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた生活困窮者への支援（緊急小口資金特例貸付、総合支援資金特例貸付）、中小企業への支援（地域産業協力金、地域産業支援金）など、多岐に及んでいる。 電話は、生活や事業運営に困窮して切羽詰まった状況での連絡であり、また、中には窓口で説明、回答を強く求められることもあるが、必要な情報が不足している場合が多く、その対応に苦慮している。 	事前に国等から特別定額給付金事業等の制度概要や想定問答などの情報提供が十分になかった。また、特別定額給付金の申請方法や配達時期、記載方法、振込時期など、具体的な問合せがあった際に、市民生活課に電話が繋がらず必要な情報を得られなかったため、適切に回答することが難しいケースが多かった。	市民からの問合せなどに適切に回答するため、適宜必要な情報を共有することと、市民生活課との連絡体制を常に確保することが重要である。
泉区役所内でコロナウイルス感染者が発生した際に、庁内の消毒ができるよう個別に業者に連絡を取っており、発生に備え一定の準備ができていた。	発生直後に消毒の依頼をした際に、業者側で消毒を行う体制が整っていないことも想定される。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	協定等により予め消毒を行う業者を確保する必要がある。
緊急事態宣言発令後、直ちに体制を移行し、区対策本部運営についても適切だった。	—	—	市対策本部が設置された場合は直ちに、区対策本部を設置し対応する。
健診等を延期、教室事業を中止するなどした。また、周知は文書発送等により適切に行った。	いつどのように事業を行うか、あるいは中止するかなど、目安などがなく、随時の判断を迫られる。	初めての事態で誰も経験していないため。	県内の感染症発生動向等を見極め、随時検討していく必要がある。
管理課と随時相談の上、必要時職員を交代で派遣し市民への相談対応を適切に行った。	管理課対応を行う職員の負担が増加する。	通常業務との兼務となってしまったため。	当課事業の繁忙具合を見ながら、適宜、派遣回数を減らしていく。
職員全員で感染予防措置を徹底することで、予防意識の向上にもなり業務も滞りなく遂行出来ている。	毎日マスクや消毒液を使用するので、在庫に余裕がない。	大量にマスクや消毒液の在庫を常備する予算がなかった。	災害用・新型インフルエンザ用等の在庫を、非常時に使用できるようにする必要がある。在庫用の予算及び購入ルートの確保が必要である。
感染拡大の予防措置として妥当であった。	飲食スペースが不定期営業となったため、営業日・営業時間の確認に苦慮した。	営業事業者との間に営業日程表の提出義務がないため、調整することが出来なかった。	前月末までに翌月分の営業日程表の提出を依頼する。
新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがあると認められる者を病院等へ搬送する業務について、臨時の特殊勤務手当が支給されるよう整備を進めた。	適切な対応が出来ている。	同左	支給対象や支給額等について精査した後、手当を支給する。
早期より感染防止対策を周知することで、職員の感染防止に対する意識が向上した。	適切な対応が出来ている。	同左	感染状況に応じて、継続して周知を行う。
派遣先で在宅勤務を実施する等、感染防止について適切な対応ができた。	適切な対応が出来ている。	同左	感染状況に応じて、派遣の中止等について検討する。
早期より時差出勤を実施し、公共交通機関の混雑緩和、職員同士の接触低減を図ることができた。	適切な対応が出来ている。	同左	感染状況に応じて、継続して時差出勤を行う。
団員の安全確保のため早期に対応できた。	マスク等の確保が困難で少数ずつ複数回の配備となった。	当該事態を想定しておらず、感染防止対策用品が備蓄されていなかった。	感染防止対策用品の備蓄を行う。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
他団体の情報収集に関する業務	感染防止対策に係る他都市の状況について情報収集した。	消防局	総務課			○		なし	あり
庁舎の維持管理	来庁者用消毒液や飛沫防止用ビニールシートの設置により、庁舎の感染防止策を図っている。	消防局	管理課		○	○	○	あり	あり
予算・決算その他の経理	新型コロナウイルス関連の予算調整を行っている。	消防局	管理課			○	○	あり	あり
海外発生期における救急体制の強化	感染防止資器材の確認・増強、廃棄物処理体制の確立、現場到着時の渡航歴の聴取	消防局	救急課	○	○	○	○	なし	あり
県内未発生期における救急体制の強化	受入医療機関情報の収集、車内を分画した救急車の配備	消防局	救急課		○	○	○	なし	あり
県内感染期における救急体制の強化	傷病者の状態による緊急度判定の検討	消防局	救急課			○	○	なし	あり
県内感染期における救急体制の強化 【感染症類似傷病者の搬送について】	新型コロナウイルス感染症基準非該当ながら発熱のある傷病者の受け入れに向けた取り組みを行った。	消防局	救急課			○	○	なし	あり
感染症の流行状況に応じた感染防止対策の設定	流行状況に応じ、感染防止対策を整理し活動の円滑化を図るほか、資器材の活用体制、プロトコルの設定を行った。	消防局	救急課		○	○	○	なし	なし
救命講習の縮小及び段階的再開	仙台市全体のイベント取扱いに準じ市民を対象とした救命講習について縮小して再開を行った。	消防局	救急課		○	○	○	なし	なし
宮城県との連携	宮城県調整本部で実施した宿泊施設の療養利用についてリアルタイムでの状況を情報共有し、救急事案発生時の体制を確立した。	消防局	救急課			○	○	なし	なし
感染防止資器材の備蓄体制の確立	新型コロナウイルス感染症のような長期かつ終息時期の不明確な感染症に対応できる感染防止資器材の備蓄の在り方を検討する。	消防局	救急課				○	なし	なし
学校における感染防止対策の徹底	市立学校における感染防止対策を徹底するため、消毒用エタノールやハンドソープ、清掃用ペーパータオル等の感染症対策用品を各校に配当した。	教育局	健康教育課		○	○	○	あり	あり
児童生徒の居場所づくり	小学校1～3年生（4月以降は4年生を含む）と小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、保護者が仕事等により休まず、自宅等で一人で過ごす場合、児童クラブへの登録に関わらず、通常の授業時間に該当する時間帯は学校で受け入れた。ただし、新入学児童については午前中までとした。	教育局	教育指導課		○	○	○	なし	あり
休業期間中の児童生徒の見守り	臨時休業期間において、教職員からの電話連絡や訪問により児童生徒の見守りを行うとともに、配慮を要する児童生徒について、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談支援を行った。	教育局	教育相談課		○	○	○	なし	

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
対応方針を決定し周知することができた。	各都市における消防団の状況が様々であることから、対応策の決定に時間を要した。	当該事態を想定しておらず、対応マニュアル等が策定されていなかった。	今回策定した対応方針を、機会を捉え随時検討を行う。
緊急事態宣言が発令された後直ちに実施していたことで、適切な感染防止策を維持できている。	さらに感染拡大した場合を考慮した感染防止策の検討が必要である。	国や県から発出される感染予測に応じた庁舎の感染予防策を実施する必要がある。	各種通知や情報提供を注視し、消防力の維持に支障が出ないよう庁舎の感染防止策を検討の上実施する。
局内の予算組み替え及び補正予算の調整を適切に行った。	予算組み替えに当たっては、事業実施の有無やその必要性について関係各課から聴取し、取りまとめるのに苦慮した。	全ての事業について、緊急性及び優先順位を点検する必要があるがあった。	財政局へ補正予算について提出する。
事案に応じた感染防止対策の設定など必要な対策を講じた。	終息までの期間が不明確な状況で感染防止資器材の備蓄数量等について検討が必要である。	同左	今後の対応状況や他都市の状況を踏まえて適切な感染防止資器材の備蓄体制を確立する。
健康福祉局と連携した情報収集は円滑に行われ、専用救急車も最大で3台を運用した。	限られた専用救急車での運用は、配置箇所から遠隔地で発生した事案の対応に時間を要することとなる。	専用救急車の適正配置など検討を要する。	引き続き関係部署との情報共有を密にするとともに、事案ごとの出場体制を明確にする。
健康福祉局、医療機関と連携し取組み、共通手順の作成に至った。	共通手順の作成ができたが、国、医療機関、保健所、消防で緊急度判定基準を完全に統一できていない状況にある。	国の方針を整理し、団体ごとの緊急度判定基準を持つに至るが、その置かれている状況で異なる。	今後も消防、健康福祉部門、医療機関の緊密な連携が必要である。
関係機関と連携し仙台医療圏の共通手順を作成した。病院照会サポートシステムなども活用した情報共有は活動の円滑化につながっている。	発熱傷病者の病院収容について整理が行われたが、感染症の流行状況によっては共通手順の見直しが必要である。	病院収容に長時間を要する事案の縮減に向けた取り組みである。市民から「たらい回し」とみなされる事案の発生は避けなくてはならないため有効である。	流行状況によって医療機関の受け入れ体制は変化すると見込まれることから、現時点の共通手順の活用では対応できない時期への対策を検討しなくてはならない。
その時期に応じた体制の在り方を検討し、必要な対策を講じた。	対策のオン・オフの基準について先を見据えた検討が必要である。	感染防止の充実には隊員の不安の払拭、救急隊員からの感染拡大を防止するものであり、重点的な取り組みが必要である。	市内の陽性者の発生は判断を許さないものであり、状況を注視し、対策を行っていく。
仙台市全体のイベント取扱いの方針に基づき対応した。イベント再開に際しては三密を避ける基準を明確に設定した。	基本的には全体の方針に準じた対応ではあるが、新しい生活様式に準じたイベントの在り方を模索した。	適切な対応ができています。	今後も新しい生活様式における救命講習の在り方を精査していく。
必要な体制を確立し、情報の共有を行った。	宿泊施設が市中心部でない場合、仮に救急要請があっても時間を要することが懸念された。	宿泊施設から救急要請はなかったが、迅速に対応できる体制は構築していた。	引き続き宮城県調整本部と連携して対応する。
今後の検討が必要である。	現時点で適正な備蓄量の積算ができていないため、今後の対応や他都市の状況をもとに備蓄量の算出を行う。	同左	現時点で最も大きな課題であり、情報収集と検討に努める。
感染防止対策のため、一定の感染症対策用品を調達することが出来た。	感染収束が不透明な状況の中で、感染症対策用品が不足することのないよう対応していく必要がある。	—	臨時休業時や再開後の用品使用状況を検証し、今後どの程度用品が必要か把握する必要がある。
児童生徒の安全を確保するとともに、保護者に安心感を提供することができた。	分散登校日と児童生徒の受け入れが重なった日において、対応する人員や場所の確保に苦慮した。そこで、児童生徒の受け入れの際は、必要に応じて全職員で対応した。	児童生徒を受け入れる際、室内の「密」を避ける必要があり、一教室当たりの人数を少なくし、特別教室を含め複数の教室を使用して対応したため。	児童クラブ担当課とも調整を図りながら、受け入れ体制を検討していく必要がある。
配慮を要する児童生徒の家庭に直接電話連絡をしたり、学校を通じて状態を確認し、対応の助言を行った。	感染症対策の観点から対面での直接的な支援を行うことができなかった。	感染症拡大防止の観点から、対面での支援が困難だったため。	今後の感染に係る影響を把握しながら長期的な支援を行っていく。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
休業期間中の家庭学習の 支援 (小・中学校)	臨時休業中の児童生徒の家庭学習を支援するため、5月以降、教職員がポスティングや訪問等により学習課題や週間計画表の配布を行うとともに、学習課題の返送等により家庭学習状況の把握を行った。また、教育委員会等のHPにおいて、家庭学習の進め方や、学習に活用できる動画コンテンツの配信等を実施した。	教育局	教育指導課		○	○		なし	あり
休業期間中の家庭学習の 支援 (高校、中等教育学校)	臨時休業中、生徒の家庭学習を支援するため、5月以降、学校の実情に応じて、学習課題を郵送し期日を定め返送により家庭学習状況の把握を行った。また、オンライン上のコミュニケーションツールを活用してのHRや家庭学習の進捗状況の確認、学習動画コンテンツの配信などを行った。	教育局	高校教育課		○	○		なし	あり
休業期間中の家庭学習の 支援 (科学館)	科学館のHPにおいて、小中学生が理科の家庭学習に活用できる動画コンテンツの配信を行った。	教育局	科学館		○	○	○	なし	なし
テレビを活用した児童生 徒の支援	臨時休業により学校生活や学習の経験がほとんどない小学校1年生を対象に、学校生活へのスムーズな適応を支援するため、県と協力し、在仙民放各局からテレビ番組を放送した。	教育局	教育指導課				○	なし	なし
感染症対策に留意したガイ ドライン資料等の送付	学校再開に向けて、新型コロナウイルス感染症対策に留意した予防対策や指導の工夫についてまとめたガイドラインをまとめ、学校における活用を図った。	教育局	健康教育課 教育セン ター			○	○	なし	あり
学習の遅れへの対応 (授 業の見直し1)	学校行事の精選や教科等の指導の重点化を図るなど教育課程の見直しを行った。また、長期休業中に授業日を設定し、授業時数の確保に努めた。	教育局	教育指導課				○	なし	あり
学習の遅れへの対応 (授 業の見直し2)	学校再開後の各教科における年間指導計画を見直す際に参考となる弾力的な授業・単元等の工夫例を学年ごとに作成し、学校再開後の年間指導計画等での活用を図った。	教育局	教育センター				○	なし	なし
学習の遅れへの対応 (家庭学習及び指導方法 の工夫)	再開後の授業で対面指導を取り扱わないことも可能と考えられる家庭学習の工夫例、学校再開後の授業における指導の工夫例を学年ごとに作成し、家庭学習の支援及び再開後の授業の指導計画等での活用を図った。	教育局	教育センター			○	○	なし	なし
学習の遅れへの対応 (学 習支援員の配置)	長期間の臨時休業を踏まえ、児童生徒のきめ細かな学習支援とフォローアップを行うため、学習支援員の配置を行う。	教育局	学びの連携 推進室				○	なし	なし
学びのICT活用推進	新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔学習の必要性が高まったことも踏まえ、児童生徒一人一台端末の整備を進めるとともに、学校教育におけるICT活用の更なる推進を図る。	教育局	教育指導課			○	○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
家庭学習に係る各種支援を実施することが出来た。	早い段階における家庭学習支援に努めたものの、校種や発達の違いに応じた対応が難しかった。	家庭学習支援に係る資料の準備等について各種作業が発生した。	今後の感染症流行への対応も含めて、家庭学習時に迅速に対応できる体制の構築が必要である。
家庭学習に係る各種支援を実施することが出来た。	各校が求める多様な家庭学習支援に対して円滑に対応するために、関係部署との連携が必要であった。	家庭学習支援に係る資料の準備等について各種作業が発生したものの。	今後の感染症流行への対応も含めて、家庭学習時に迅速に対応できる体制の構築が必要である。
臨時休業の長期化に対応し、児童生徒の学習の支援を行うことができた。	学校の学習課題との連携を図っていく必要がある。	—	今後の感染症流行への対応として、事前の準備を進めていく。
登校準備の仕方や授業内容など、学校生活を具体的にイメージできる内容としてまとめており、小学校生活の円滑なスタートに向けた一助とすることができた。	—	—	今後も必要に応じて県と連携を図っていく。
学校における感染予防対策等のアウトラインを示すことにより、対応の目安として予防対策及び指導に活かす資料となった。	新型コロナウイルス感染症の拡大状況や学校規模等もあり、工夫例の提示としての表し方となった。	—	今後も文部科学省通知及び県・市の感染状況も鑑みながら、適宜改訂していく必要がある。
昨年度の未指導分も含めて、今年度内に指導すべき内容を終わらせる見通しを持つことができた。	学校行事の実施については、各学校の実情に応じた対応も生じることから、一律の対応を示すことは難しい。	—	教育課程編成のための支援の在り方について検討を重ねる必要がある。
工夫例を具体的に示したことによって、学校の実情に応じて活用を図る資料となった。	学校としては、授業時数削減の視点での年間指導計画例の提示を求める声も多かった。	前年度までの未履修の状況や学校の実態等を考え、時数削減の視点ではなく、弾力的な取扱い例として示し、学校の実情に応じた活用を図った。	6/5付文部科学省「学校における学習活動の重点化に係る留意事項等」について併せて活用を図るよう通知した。
工夫例を具体的に示したことによって、学校の実情に応じて活用を図る資料となった。	4月10日付文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」を受けて、作成を始めたが、5月15日の通知となり、家庭学習の支援の面では課題が残った。	前例のない資料の作成となり、作成までの検討及び作成後の確認等に時間を要した。	年間を通した年間指導計画を見直す際の参考となる資料として5/29付「年間指導計画における弾力的な取り扱いの例について」を发出している。
6月下旬より学習支援員の募集を開始し、順次選考と学校への配置を進めている。	教員経験者や大学生など、所要の人材確保を進めていく必要がある。	—	各小中学校へ学習支援員を配置し、今年度末まで学習支援を行う。
一人一台端末について、高速大容量の校内ネットワーク整備とあわせて、調達を進めている。また、各家庭の通信環境についてアンケート調査を行った。	・臨時休業期間中はホームページでの支援情報や動画コンテンツの提供など、様々な工夫を行い、ICTを活用した家庭学習支援に取り組んだが、ICT利活用スキル状況等により各学校により対応に濃淡があった。 ・家庭の通信環境の状況に差がある。	・動画を配信するためのマニュアルが整備されていない。 ・インターネット環境がない家庭のほか、通信量に制限のある家庭も一定数ある。	・遠隔学習の充実を図るため、マニュアルの整備を進め、あわせて教職員向けの研修を充実していく。 ・家庭の通信環境への支援については他自治体における事例も参考に検討していく必要がある。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
市有施設の利用休止、施設での感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症防止拡大のため、臨時休館を実施した。 ・感染防止対策として、来館者用手指消毒液や清掃用エタノール等を調達した。 ・施設再開時における感染防止対策として、一部設備・サービスの利用を休止としたほか、飛沫防止用アクリル板等を整備した。(局内所管の一部施設のみ実施) ・施設利用者に、マスク着用や手指消毒の推奨案内やソーシャル・ディスタンス確保等の呼びかけを、施設内やホームページにて周知を実施した。 	教育局	生涯学習課、文化財課、博物館、科学館、市民図書館、生涯学習支援センター		○	○	○	なし	なし
各局区新型インフルエンザ等対応マニュアルや各種ガイドラインの作成等	市行動計画を踏まえた各局区新型インフルエンザ等対応マニュアルや各種ガイドライン等を作成し、必要に応じて見直しを行う。	水道局	水道危機管理室	○				あり	あり
危機対策本部設置に伴う対応	局内の指揮体制及び情報連絡体制を確保するため、対策本部設置と同時に情報連絡室を設置する。	水道局	水道危機管理室			○		なし	あり
新型インフルエンザ等対策本部設置に伴う対応	局内の指揮体制及び情報連絡体制を確保するため、対策本部設置と同時に情報連絡室を設置する。	水道局	水道危機管理室			○		なし	あり
局内における所管業務の安定的実施のための対応体制	水道事業継続のための業務優先度を設定	水道局	水道危機管理室	○				あり	あり
局内における所管業務の安定的実施のための対応体制	罹患職員の増加に伴い、出勤職員が減少した場合における業務の安定実施の確保のために必要なマニュアル等を作成する。	水道局	水道危機管理室		○			あり	あり
局内における所管業務の安定的実施のための対応体制	対策本部等からの情報を局内各課室等へ随時伝達	水道局	水道危機管理室		○	○	○	なし	あり
局内における所管業務の安定的実施のための対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用義務、手洗い・消毒の励行 ・職員の出勤状況や業務状況の集約 ・定期的な換気、習慣化(庁舎内一斉実施) ・委託業者等への対応(感染予防措置の徹底を指示、感染者の発生状況の情報交換要請) 	水道局	水道危機管理室		○	○	○	あり	あり
局内における所管業務の安定的実施のための対応体制	浄水場業務経験者(バックアップ候補者)の腸内細菌検査(局職員・公社職員)	水道局	水道危機管理室		○	○		なし	あり
局内における所管業務の安定的実施のための対応体制	在宅勤務(浄水場及び水質管理課のみ)	水道局	総務課		○	○		なし	なし
局内における所管業務の安定的実施のための対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤 ・休憩時間(昼休み)の弾力的運用 ・休暇取得、超過勤務縮減の推進 	水道局	総務課		○	○	○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策のため、一定の感染症対策用品を調達することが出来た。 ・施設利用者の大半がマスクを着用して利用した。 	感染収束が不透明な状況の中、感染症対策用品が不足することのないよう対応していく必要がある。	—	臨時休館時や再開後の利用者数や用品使用状況を検証し、今後どの程度用品が必要か把握する必要がある。
仙台市新型インフルエンザ等対応マニュアル（水道局）を作成しており、実施体制や各種対応に関して参照したが、マニュアルの内容としては見直しが必要なものであった。	今回の感染症対策として、局が対応すべき内容を網羅できていなかった。	今回レベルの感染症の発生を想定していなかった。	対応マニュアルの見直しについて検討する。
情報連絡室運営について概ね適切であった。	—	—	今後も適切かつ迅速な運営を行う。
情報連絡室運営について概ね適切であった。	—	—	今後も適切かつ迅速な運営を行う。
出勤抑制や職員に感染者が発生した場合等に、必要最低限水道事業を継続するための準備ができた。	業務優先度に沿って事業を実施した場合に、業務によっては業務経験者等を配置するなど、人員の融通について状況に応じた対応が必要になること。	業務によっては専門性の高い業務があるため。	業務優先度に沿って事業を実施することとなった場合に、局の最優先業務である浄水場の運転を継続するのに必要な職員の人員を確保するため、当該職員の感染防止について、今後も徹底する。
浄水場職員について、出勤職員が減少した場合における運用に関して、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ新たに検討し、当該事象発生時に備えることができたが、実際は発動に至らなかった。	局の最優先業務である浄水場の運転を継続するために必要な職員が減少した場合の運用に関して、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ新たに検討したものの、局内全体として同等の検討を行うまでには至らなかった。	局の最優先業務である浄水場の運転を継続するために必要な職員が減少した場合について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ新たに最優先で検討したため。	出勤職員が減少した場合における運用に関して、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ更に検討を行う。
対策本部等の情報については局内に遅滞なく共有できた。	—	—	今後も適切かつ迅速に行う。
感染防止策として一定の効果があつたと考える。	—	—	今後も適切に行う。
水道供給継続のための局内応援体制の準備ができた。	—	—	今後も適切に行う。
感染防止策として一定の効果があつたと考える。	今回の実施に関して特段の課題はなかったものの、更に長期化した場合の取扱いについて検討する必要がある。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	当該内容に係るルール作りや、対応マニュアルへの追記について検討する。
感染防止策として一定の効果があつたと考える。	対応マニュアル等に記載していなかった。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	当該内容に係るルール作りや、対応マニュアルへの追記について検討する。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
局内における所管業務の 安定的実施のための対応 体制	・公用車の対策（運転日誌に同乗者記載、 窓の開放、エアコン外気モード切替等） ・会議等の対策（規模縮小、隔離、換気） ・来庁者への対応（アルコール消毒の徹 底、接触機会縮減のための臨時的措置（郵 送等の活用）、営業等外部来庁者の入庁自 粛要請） ・事務室分散化（浄水場及び水質検査セン ター）	水道局	水道危機 管理室		○	○	○	なし	なし
各課室等における所管業 務の安定的実施のための 対応体制	・委託業者等への対応（工事中止願・工事 延期願への柔軟な対応） ・対面業務におけるシールド（フィルム 等）の設置	水道局	水道危機 管理室		○	○	○	なし	なし
市民利用施設・利用場所 における対応体制	局庁舎や局所管市民利用施設（水道記念 館）のフロアごとに、立ち入り制限等を行 う。	水道局	水道危機 管理室		○	○	○	あり	あり
市民利用施設・利用場所 における対応体制	局所管市民利用施設（水道記念館）の感染 防止対策や休館の実施	水道局	総務課 営業課		○	○	○	あり	あり
対策の事後検証	第一波の終息後、新型インフルエンザ等の 発生に伴う対応及び各種記録を基に各種対 策の検証を行う。	水道局	水道危機 管理室				○	あり	あり
情報提供体制	市民参加行事等の対応（PR事業等の中止・ 延期・見合わせ）	水道局	営業課		○	○	○	あり	あり
情報提供体制	水道局ホームページ及び広報紙により、市 民に対し次のとおり情報提供 ・水道水による手洗い励行の呼びかけ ・水道水の安全性を周知	水道局	水道危機 管理室		○	○	○	なし	あり
市民生活及び市民経済の 安定の確保	浄水処理薬品等のストック確認、市場調達 動向の確認	水道局	国見浄水課 茂庭浄水課		○	○		なし	あり
市民生活及び市民経済の 安定の確保	水道料金の支払い猶予	水道局	営業課		○	○	○	なし	なし
市民生活及び市民経済の 安定の確保	水道料金の減免（令和2年7月及び8月検針 分）	水道局	営業課			○		なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
感染防止策として一定の効果があつたと考える。	対応マニュアル等に記載していなかった。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	当該内容に係るルール作りや、対応マニュアルへの追記について検討する。
感染防止策として一定の効果があつたと考える。	対応マニュアル等に記載しておらず、対応に苦慮するものもあつた。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかったものもあつた。	当該内容に係るルール作りや、対応マニュアルへの追記について検討する。
感染防止策として一定の効果があつたと考える。	—	—	今後も適切に行う。
<p>【来館者同士による感染防止の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来館者への感染防止に係る周知や密集を避けるための取り組みについて、来館者のご理解・ご協力もいただきながら、運営できている。 <p>【運営の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月19日からの一部開館以降、一日おおむね50名の来館者数で推移しており、例年と同じ傾向で推移している。 	<p>【来館者同士による感染防止の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内展示ゾーンの開放時期や、触れることができる展示物の取り扱いについて、未定であること。 <p>【運営の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の課外授業等団体による来館が、例年に比して見込めないことから、通年での来館者数が減少する可能性が高い。 ・小学校での授業数確保に伴う課外授業の減少や水道記念館の立地場所に起因し、貸切バスなど密集を伴う移動となることなどから、団体による来館者数の減少が見込まれる。 	—	来館者へのマスク着用や手指の消毒、密集が発生しない館内備品の配置など、既存の取り組みを継続するとともに、来館者及び館内従事者の感染防止に資する対策について、情報収集のうえ採用について検討する。
第一波を受け、局内からの意見を集約し、第二波、第三波に備えた対応方針を決定した。	局内から広く意見集約の上、決定しており、各対策ごと実現可能性も含め現在検討している。	対策の中にはこれまで行ったことのないものもあるため、検討に時間を要する。	進捗管理を行い、実現できるものは適宜行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・3密状況、濃厚接触機会の発生を抑止し、新型コロナウイルス感染リスクを排除できたことにより、局事業による新型コロナウイルス感染の発生、感染拡大を防げた。 ・早期の事業中止、延期決定により混乱なく対応を進めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏を中心として、感染者が増加している状況があり、今後、第2波、第3波の発生も懸念される。他部署での対応状況も参考としながら今後予定されている各事業（延期としていた事業も含む。）の実施等を早期に判断、混乱することなく対応を進める必要がある。 ・イベント等を開催する場合、感染防止策が課題となる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度予定される各事業について、できるだけ早期に実施有無を判断する。 ・実施と判断した事業についても感染の拡大状況を踏まえ、直前でも中止する。 ・事業を実施する場合、十分な感染防止策を講じる。 ・リモートで対応できる事業はリモートで実施する。 ・常に臨機応変、適時適切な対応を進める。
感染防止に効果がある手洗いと水道水の安全性について周知できた。	—	—	今後も適切に行う。
浄水処理を安定継続するための確認ができた。	—	—	今後も適切に行う。
市民の経済的負担の緩和に一定の効果があつた。	—	—	今回の新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払いの対応を適切に行う。
市民の経済的負担の緩和に一定の効果があつた。	—	—	7月、8月検針分の減免処理を適切に行う。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
対策物資の調達等 物資及び資材の備蓄等	マスクを配備した上で、バス乗務員、駅務員、地下鉄運転士等に着用を指示。また、地下鉄主要駅の券売機付近や各定期券発売所窓口・交通局本局庁舎等に手指消毒用アルコールを設置	交通局	総務課		○	○	○	あり	あり
市内での感染対策	バス車内のポスター掲示や地下鉄の車内放送・地下鉄駅の構内放送・ホームの案内表示器等でお客様へ咳エチケットなど感染症対策への協力の呼びかけを発信	交通局	業務課 営業課		○	○	○	なし	あり
	案内放送、チラシの配布等によりバス・地下鉄車内での会話を控えていただく旨の呼びかけを実施	交通局	業務課 営業課				○	なし	あり
Web会議の実施 ※行動計画・マニュアル に記載なし	5月11日開催の外部有識者会議「仙台市交通局中期経営計画検討委員会」について、委員の一部が在宅勤務となっていたことや、緊急事態宣言下であることを踏まえ、Zoomを用いてWeb上で開催した。一般の傍聴および取材は不可とした。	交通局	経営企画課			○		なし	なし
定期券の特例払い戻し ※行動計画・マニュアル に記載なし	学校の一斉休校や緊急事態宣言により定期券が不要となった利用者が発生したが、当該事態下では、払戻し手続きのために窓口を訪れることができない又は訪れることが望ましくないことから、最終利用日にさかのぼって払い戻す特例を設け、緊急事態宣言終了後等に手続きするよう呼びかけた。	交通局	経営企画課		○	○	○	なし	なし
バス車内の換気 ※行動計画・マニュアル に記載なし	バス車内の右側前・左側後窓の開放、バス停停車時や待機場所での前・中扉の開放、換気扇の活用などを行うことで、お客様や乗務員の感染防止を実施	交通局	業務課			○	○	なし	なし
車内等での感染防止対策	バス車内の消毒を行い、お客様や乗務員の感染防止を実施	交通局	整備課		○	○	○	なし	あり
バス車内の飛沫感染防止 対策 ※行動計画・マニュアル に記載なし	運転席側最前列の座席について着座の制限を実施するとともに、運転席周辺へのビニールカーテンを設置	交通局	整備課			○	○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
流行の初期においては、局で予め備蓄していたマスク・消毒液を配備し対応を行っており、新型インフルエンザ対応行動計画等に則り、局で日頃からマスク・消毒液の備蓄をしていたことが功を奏した。一方で、2月以降に入手が困難となり、在庫が逼迫する状況となった。	マスク・消毒液の調達が困難となった時期があった。さらなる感染拡大に備え、感染が落ち着いている時期にある程度の備蓄が必要である。	物品が入手困難となった際に各局が個別に入手に奔走するのではなく、全市的にまとめて物品を確保し各局に配分する方が、より柔軟かつ安定的な対策が可能になると考える。	これまでの調達及び配備状況を分析し、計画的な物品の購入を行い、さらなる感染拡大への対応も含めた長期的な対応に備える。
感染症対策への協力の呼びかけの発信等により、バス・地下鉄のほとんどの利用者にはマスクの着用にご協力いただいている。	マスクの着用をしていないバス・地下鉄の利用者が一定数いる。	「新しい生活様式」の実践が求められる中で、一事業者による呼びかけに加えて、行政としてもマスクをしていない市民に対して、マスク着用の呼びかけが求められる。	交通局としては、引き続きお客様に対して、咳エチケットなど感染症対策への協力の呼びかけを発信していく。
会話を控えていただく旨の呼びかけの発信等により、バス・地下鉄のほとんどの利用者は会話を控えていただいている。	車内で会話をしているバス・地下鉄の利用者が一定数いる。	一事業者による呼びかけに加えて、行政としても「新しい生活様式」の実践を定着させるための呼びかけが求められる。	交通局としては、引き続きお客様に対して、車内での会話を控えていただく旨の呼びかけを発信していく。
5名の外部委員のうち4名がリモートで参加。大過なく委員会を実施できた。	急な対応であったため、Web会議に必要な機器、通信回線及びZoomの有料アカウントはすべて借用で対応した。局では複数の出席者が1台のiPadを共用したが、画面を皆で見るができない、音声聞き取りづらい等の不便があった。	交通局内にWeb会議用の機器（WEBカメラ、スピーカーフォン等）、通信回線及びZoomの有料アカウントがなかったことによる。	さらなる感染拡大に備える必要があることや、民間企業等へリモートワークが普及拡大していることを踏まえると、個別の課や個別の会議ごとではなく、市役所全体として恒常的にWeb会議が可能な体制を整えるべきである。
一斉休校及び緊急事態宣言下において払い戻しのお客さまが窓口集中する事態を避けられた。	①特例実施には連絡定期券を発売している他社（宮城交通、JR東日本）との調整を要するため、調整中に通常ルールで払い戻してしまったお客さまへの事後対応が必要となった。 ②特例の実施を知らずに定期券を利用し特例の対象外となってしまうお客さまからのクレームが発生した。 ③交通局が市役所の一組織であることを理由に、経済支援的な観点からより手厚い特例対応を求める声があった。	①払い戻しにおける前提や計算式などのルールはホームページや駅、定期券発売所での掲示により周知を図っていたが、能動的に情報を取得しにいかないお客様へ情報が行き渡らなかった。 ②連絡定期券を発売している他事業者と事前に払い戻しのルールなど協議していなかったことから調整に時間を要したと考える。 ③経済支援の観点からの特例実施は、交通局の経営体力を踏まえると困難である。	お客さまへの効果的な周知方法や、他事業者との迅速な調整手法について検討する。
窓やドアの開放などの車内換気は、感染防止には有効な対策であり、お客様からの要望でもあることから、実施するにあたり、乗務員やお客様からの協力への理解は得ている。	「窓が開いていない」とのご意見がある他、バス停停車時に両方のドアの開放を実践していない車両が見受けられる。	乗務員は、窓を開放することや、乗客の利用がない扉を開け閉めの習慣がない。また、乗客が窓を閉める場合がある。	乗務員への働きかけとして、窓・ドアの開放を実施することの声掛けを行うとともに、お客様には、引き続き車内放送や、車内ポスター等で車内換気対策の協力を依頼する。
早期に実施可能な範囲で開始し、順次実施回数を増やし対策を行った。	委託している清掃業者に消毒業務を依頼したが、人員等に限りがあることや、業種から比較的高齢の方が従事しており、臨時的な業務量の増加にすべて対応して頂くことが困難であった。また、消毒用のアルコールを緊急的に購入したが、消毒液の不足や購入後の保管等に苦慮している。	清掃業者として、臨時業務の対応期間が分からない中、新たな雇用はリスクがあり、対応には限界があることは止むを得ない状況と考える。また、不足している回数を補うだけの業務を別の業者と契約することも、困難である。消毒用アルコールについては今後、取り扱いを定める必要がある。	抗菌加工の施工による消毒業務の負担軽減を検討する。
乗務員及び利用者の飛沫感染対策として一定の効果はあるものとする。	飛沫感染対策として設置したものは、ビニールシートの為、耐久性に不安があり長期間の使用に課題が残る。	急遽設置が決定したことや早期に取り付ける必要もあったこと、更には車両の構造上、材質や設置方法に制約があった。	新型コロナウイルス感染症の今後の対策等を見ながら、その他の手法について検討する。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無	
				A	B	C	D			
定期券発売所での飛沫感 染防止対策 ※行動計画・マニュアル に記載なし	定期券を扱う4か所の営業所（実況営業所、 白沢出張所、霞の目営業所、東仙台営業 所）に、感染拡大防止のためビデオフィ ンやアクリル板を設置	交通局	業務課			○	○	なし	なし	
バスのダイヤ変更 ※行動計画・マニュアル に記載なし	緊急事態宣言の期間延長や学校の休校期間 延長等の影響で、利用者が減少しているこ とを受けて、5月にダイヤ変更による減便を 実施	交通局	輸送課				○	なし	なし	
地下鉄の車内換気 ※行動計画・マニュアル に記載なし	平日ラッシュ時間帯に南北線では1車両につ き2箇所の窓開け、東西線では強制換気によ り外気との循環を実施	交通局	施設課 (車両課)			○	○	なし	なし	
車内等での感染防止対策	地下鉄車内の消毒を実施	交通局	施設課 (車両課)	○	○	○	○	なし	あり	
駅窓口の飛沫感染防止対 策 ※行動計画・マニュアル に記載なし	地下鉄駅の窓口に透明の間仕切りを設置	交通局	営業課			○	○	なし	なし	
地下鉄のダイヤ変更 ※行動計画・マニュアル に記載なし	緊急事態宣言による外出自粛要請により、4 月の地下鉄利用者数が大幅に減少したこと から、5月に減便や、特別ダイヤでの運行を 実施	交通局	営業課			○	○	なし	なし	
密集を避ける対策 ※行動計画・マニュアル に記載なし	地下鉄で分散乗車の呼びかけや、地下鉄混 雑状況の公表を行うなど、車内での密集を 避ける対策を実施	交通局	営業課				○	なし	なし	
局新型インフルエンザ等 対策本部設置に伴う対応	県内で感染者が発生した場合、対策本部を 設置し、必要に応じ本部会議を開催する。	ガス局	総務課			○	○	○	なし	あり
事業運営体制の維持・強 化	所管業務を継続業務と縮小業務に整理し、 事業運営体制を維持・強化する。	ガス局	総務課			○	○	あり	あり	
時差出勤の導入	職員の出勤時間を3つに区分した時差出勤 制度を導入し、通勤時における感染防止を 図る。	ガス局	総務課			○	○	○	あり	なし
職務専念義務の免除項目 の追加	職員が発熱した場合や濃厚接触者となった 場合、学校の臨時休業に伴い子を養育する 場合等を、職務専念義務の免除項目として 追加	ガス局	総務課			○	○	○	なし	なし
執務場所の分散化	局内全課を対象に会議室等を利用して執務 室を分散化。(5月29日終了)	ガス局	総務課			○	○	なし	なし	
昼休憩の分散化	職員の昼休憩を2つの時間帯に区分した分散 化。(5月29日終了)	ガス局	総務課			○	○	なし	なし	
情報収集及び周知	市・関係団体等を通じて、感染状況等に関 する情報を入手するとともに、迅速かつ適 切に局内関係部署に周知する。	ガス局	総務課			○	○	○	あり	あり
職員等への感染の予防の ための措置	咳エチケット等の感染予防に関する意識啓 発に努めるとともに、事業継続性の観点か ら職員に対し備蓄マスク等の衛生用品の配 布を行う。	ガス局	総務課			○	○	○	あり	あり
ガス料金支払期限の延長	国からの要請を受けて、生活福祉資金貸付 制度の「緊急小口資金」「総合支援資金」 の貸し付けを受け、一時的にガス料金の支 払いが困難となっている需要家を対象に、 2020年2、3、4、5、6、7、8月検針分のガス 料金の支払期限をそれぞれ1か月延長する措 置を実施	ガス局	経営企画課			○	○	○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
定期券発売営業所等の窓口において、来所される方との飛沫感染防止対策として非常に有効である。	—	—	引き続き設置を継続する。
ダイヤ変更作業に時間を要したため、実施時期が遅くなった。	ダイヤ変更作業に伴う様々な作業を短期間で行わなければならない、対応に苦慮した。	通常ダイヤ変更作業は約3か月程度必要となるため、それに伴う様々な作業時間の確保ができない。	第二波が生じた場合のダイヤ変更作業をあらかじめ進め、対応できるように備える。
密閉空間の解消として効果があった。	換気中の冷暖房効果が低くなる可能性がある。	冷暖房は換気中に行うことを想定されていない。	今後車内温度等を測定し、冷暖房効果の検証を進めていく。
地下鉄車両を媒介した感染の拡大は確認されておらず、一定の効果があったと考えられる。	頻回な消毒作業による負担増。	乗客が手を触れる部分が広範囲にわたる。	車内の抗菌コーティング等の感染防止対策も検討していく。
飛沫感染防止に効果があった。	—	—	引き続き設置を継続する。
平日朝の通勤時間帯と比較して、車内は混雑しなかった。	いわゆる三つの密の回避を呼びかけている中、利用状況に合わせた減便の措置が利用者に理解を得られたとは言いがたい。	混雑状況が想定内であっても、密集等に対して利用者が敏感になっている。	適切な運行ダイヤを検討していく。
分散乗車の呼び掛けによって、混雑している先頭車両ではなく、中間車両から乗車することで、車内の密集を避けることに一定の効果があった。	混雑している先頭車両から乗車する利用者が一定数いる。	ホームの階段降り口付近が先頭車両に近いので、そこから乗車することが習慣になっている利用客が一定数いる。	交通局としては、引き続きお客様に対して、分散乗車の呼びかけ等、車内での密集を避ける対策を実施していく。
県内で感染が確認された後、直ちに体制を移行し、本部運営についても適切であった。	—	—	感染状況等を注視しながら、適切な体制で対応を継続する。
優先業務と縮小業務の整理を適切に行い、安定供給と保安の確保を継続することができた。	マニュアル上縮小とされる一部法定業務について、法定であるが故に国の判断を待つ格好となり取り扱いに苦慮した。	ガス事業法に規定される法定業務であり、国による特例措置の実施が必要であることが要因	業界の指針に準拠した優先・縮小の考え方としており、今後の業界の方向性等を踏まえながら必要に応じてマニュアルを修正するなど適切に対応していく。
感染状況等に応じ対象を拡大するなど適切に対応することができた。	制度を利用する職員が少なかった。	ほとんどの職員が自家用車通勤であることが要因	感染状況等を注視しながら、制度を継続する。
感染状況等に応じ対象を拡大するなど適切に対応することができた。	追加された職務専念義務免除の適用条件に合致せず、有給休暇対応となった状況があった。	感染状況に応じて急遽かつ順次拡大された制度であり、個別の状況により適用条件に合致しないことはやむを得ないものとする。	感染状況等を注視しながら適切に対応する。
会議室等を有効利用したほか、各所属間で職員の配置を入れ替える等の工夫をしながら実施できた。	利用可能スペースの確保や端末設置等の環境整備に苦慮した。	利用可能な執務スペースが限られていることが要因であるが、各所属間で職員の配置を入れ替える等の工夫をして対応した。	感染状況等を注視しながら、今回の知見を活かし適切に対応する。
主に食堂利用時における感染防止啓発に取り組み、密集、密接の防止を図ることができた。	—	—	引き続き食堂利用者への感染防止啓発に努めるとともに、感染状況等を注視しながら適切に対応する。
市及び日本ガス協会を通じた情報収集に努め、局内に対し迅速かつ適切に情報提供を行うことができた。	—	—	引き続き情報収集に努めながら、局内に対し迅速かつ適切に情報提供を行う。
局内LAN等を通じ適切に意識啓発を行ったほか、マスク等の衛生用品の配布も滞りなく実施することができた。	マスク、消毒用アルコールの確保に苦慮した。	全国的な需要の高まりによる供給不足が要因	引き続き感染予防に関する意識啓発に努めながら、マスク等の衛生用品の備蓄を進める。
感染拡大に伴う社会情勢等を踏まえながら迅速に対応し、影響を受けた需要家の生活支援に一定の効果があったと考えている。	—	—	感染状況等を注視するとともに、経済産業省及び日本ガス協会からの要請等も踏まえながら適切に対応していく。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
需要家に向けた広報	新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえたガス局の取り組みについて、需要家に対し局ホームページを通じた広報を行う。	ガス局	経営企画課		○	○	○	あり	あり
局ショールームの臨時休館	国による緊急事態宣言を受け、局ショールーム「ガスサロン」を臨時休館	ガス局	営業企画課		○	○		あり	あり
料理教室の中止	国内での新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、調理・飲食を伴う料理教室の開催を中止（6月20日再開）	ガス局	営業企画課		○	○	○	あり	あり
子どもの家庭学習（食育）支援	家庭での学習支援、食育の一環として、子どもがひとりでも安全・簡単に調理ができる「子どもが作るレシピ」を局ホームページで公開	ガス局	営業企画課			○	○	なし	なし
施設窓口における感染症予防対策	施設窓口にアルコール消毒及び飛沫感染防止フィルムを設置するとともに、利用者に対して感染症拡大防止の協力依頼等を記載したチラシの掲示を行った。	ガス局	営業企画課				○	なし	なし
武漢滞在歴申告ポスターの掲示	武漢市滞在歴のある患者に対して申し出を促す周知ポスターを院内に掲示した（英語・中国語含む）。	市立病院	医療安全管理課	○				なし	なし
入院患者への面会制限	院内感染防止のため、面会の制限を実施した。ただし、入退院の付添い、手術当日、日用品の受け渡し等の病院側で必要と判断したものを除いた。また、15歳以下の子は一切面会不可とした。	市立病院	医療安全管理課		○			なし	なし
入院患者への面会禁止	院内感染防止のため、入院患者への面会禁止を実施した。	市立病院	医療安全管理課		○	○	○	なし	なし
院内対策検討会議の設置	院内の指揮体制・情報連絡体制確保のため、院内幹部、感染対策室等をメンバーとする会議体を設置	市立病院	総務課		○	○	○	なし	あり
時差出勤の導入	感染拡大防止のため、勤務区分の弾力的な設定を可能とした。4月下旬に対象職員及び勤務区分を拡大	市立病院	総務課		○	○	○	なし	なし
医療用資材の使用量抑制	サージカルマスクの供給不足に伴い、院内の使用量抑制を実施。以後、N95マスク、サージカルガウン等の不足物資についても使用量の抑制や代替品の使用を実施した。	市立病院	財産管理課		○	○	○	なし	なし
電話診察・FAX等による処方箋送付	慢性疾患を有する定期受診患者が継続的な医療・投薬を希望する場合に、電話診察・FAX等による処方箋送付を実施	市立病院	経営医事課		○	○	○	なし	なし
感染症病棟以外の陽性患者受入れ	市内での感染拡大に伴う陽性患者の入院受入れ増加により、感染症病棟以外の病棟の一部個室への陽性患者受入れを実施した。	市立病院	医療安全管理課		○	○	○	なし	なし
開館時間の短縮	院内感染防止のため、開館時間の短縮を行った。	市立病院	財産管理課		○	○	○	なし	なし
病院入口での発熱スクリーニング	院内感染防止のため、来院者に対して正面入口で検温を実施	市立病院	財産管理課		○	○	○	なし	なし
リハビリテーション室利用時間の分離	院内感染防止のため、入院患者と外来患者のリハビリテーション室利用時間を分離した。（～5月26日）	市立病院	リハビリテーション科		○	○		なし	なし
妊婦検診時の家族付添、夫の立会分娩を中止	院内感染防止のため、妊婦検診時の家族付添と夫の立会分娩を中止した。	市立病院	経営医事課		○	○	○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
迅速な情報発信に努め、状況に応じ随時更新を行う等適切な情報発信を行うことができた。	—	—	引き続き迅速かつ適切に情報発信を行っていく。
県内での感染者が確認された段階で迅速に市民利用スペースの休止を決定し、その後、感染状況等に応じ臨時休館とするなど適切に対応することができた。	—	—	来館者に対し感染防止対策への協力を依頼しながら運営を継続する。なお、第2波の発生等感染状況に応じ、市民利用スペースの再休止を含め適切に対応する。
参加者の安全を最優先に考え、県内での感染者が確認された段階で迅速に中止を決定し、既申込者への中止連絡や局ホームページを通じた広報を適切に行うことができた。	—	—	マスク着用や検温、人数制限等の感染防止対策をとりながら安全に配慮して開催する。なお、第2波の発生等感染状況に応じ、再中止を含め適切に対応する。
安全・簡単に調理できる魅力的なレシピ開発に取り組み、学校の臨時休業に伴う子どもの学習支援として一定の成果があったと考えている。	—	—	簡単レシピ以外にも楽しめるようなコンテンツを追加する等、引き続き支援を継続する。
施設窓口における感染症拡大防止対策が図れたものと認識している。	一部の箇所では飛沫感染防止フィルムの入荷が遅れた。	全国的な需要の高まりによる供給不足が要因。	引き続き、利用者に対して感染症拡大防止の協力を依頼しながら対策の徹底に努める。
該当する患者はいなかったが、来院した患者の目に留まるよう周知を行った。	交流企画課へ翻訳依頼したが、急な対応となり、適切な作業期間を提示できなかった。	行動計画や対応マニュアルにおいて、当該内容に係る事態の発生を想定していなかった。	行動計画や対応マニュアルへ当該内容の反映が必要である。
院内感染が起きていないことから、院内への持ち込み事例を防いでいると推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	4月1日に入院患者への面会禁止へ移行した。
院内感染が起きていないことから、院内への持ち込み事例を防いでいると推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	当面、継続する予定である。
当院に収容依頼のあった陽性患者の入退院状況や物資の在庫状況、その他院内感染対策について情報共有できた。	—	—	当面、継続する予定である。
対象職員のうち4割弱が時差出勤を適用しており、対象部署における接触機会の低減には一定程度貢献している。	大部分を占める医療職の職員については、対象外となるため、病院全体で見ると効果は限定的となる。	業務の性質上、医療職の職員は時差出勤の導入が困難である。	国の方針や本市の感染状況等を踏まえた上で、実施の内容及び継続の判断を行う。
現時点で枯渇した医療用資材は発生していない。	—	—	供給が安定するまで、当面、継続する予定である。
対面での診察を減らすことにより、院内への持ち込み事例の防止に寄与したと推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	当面、継続する予定である。
感染者数が増加した時期に受入れ患者数を増やすことができた。	感染拡大期に備え、事前に検討を行っており、実施にあたって特段大きな混乱はなかった。	—	みやぎアラートに沿って、病床拡大の要請があった際は、再度感染症病棟以外の病棟で陽性患者の受入れを行う予定である。
来院者の院内滞在時間の短縮に効果があった。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	当面、継続する予定である。
一定程度、発熱者を検知することができた。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	当面、継続する予定である。
院内感染が起きていないことから、一定程度効果があったものと推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	5月27日利用時間の分離を解除した。
院内感染が起きていないことから、一定程度効果があったものと推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	当面、継続する予定である。

事業名 (行動計画・対応マニュアルに 記載のある対策名等を記載)	事業内容	担当局	担当課	実施時期※				行動計画 への記載 有無	対応マ ニュアル への記載 有無
				A	B	C	D		
糖尿病教室を中止	院内感染防止のため、患者向け糖尿病教室を中止した。(～5月26日)	市立病院	栄養管理科		○	○		なし	なし
予定入院患者のコロナ陽性患者の接触歴の確認を開始	院内感染防止のため、予定入院患者に対し、総合サポートセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症患者との接触歴の確認を開始	市立病院	総合サポートセンター			○	○	なし	なし
里帰り分娩における妊婦検診の受診調整	院内感染防止のため、当院での里帰り分娩における妊婦検診を、市内帰省後2週間間隔をあける対応を実施	市立病院	経営医事課			○	○	なし	なし
院内ボランティアの活動を休止	緊急事態宣言を受けて、院内ボランティアの活動を中止した。(～5月31日)	市立病院	総合サポートセンター			○		なし	なし
乳児検診の対象者を制限	小児科での乳児検診を当院で出生した1か月児のみとした。	市立病院	経営医事課			○	○	なし	なし
分娩予定者の感染防止対策の要請	当院分娩予定者について、入退院前後の県外からの家族の帰省自粛を要請	市立病院	経営医事課			○	○	なし	なし

事業に対する評価等			
評価	課題	原因の分析・検証	今後の方向性
感染の恐れがある行為を防ぐことにより、院内感染の防止に寄与したものと推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	5月27日以降再開している。
院内感染が起きていないことから、院内への持ち込み事例を防いでいると推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	当面、継続する予定である。
院内感染が起きていないことから、院内への持ち込み事例を防いでいると推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	当面、継続する予定である。
感染の恐れがある行為を防ぐことにより、院内感染の防止に寄与したものと推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	6月1日以降、活動を再開している。
院内感染が起きていないことから、院内への持ち込み事例を防いでいると推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	当面、継続する予定である。
院内感染が起きていないことから、院内への持ち込み事例を防いでいると推察される。	実施にあたり、特段大きな混乱はなかった。	—	当面、継続する予定である。

宮城県内における新型コロナウイルス感染症の患者発生状況

令和2年6月30日現在

宮城県 No.	仙台市 No.	確定日	年代	性別	国籍	居住地	濃厚接触者	渡航歴 (発症前2週間)	行動歴等
1	1	2月29日(土)	70代	男性	日本	仙台市内	家族2人 陰性 (健康観察期 間終了)	クルーズ船 乗船	下船後、公共交通機関利用
2	-	3月26日(木)	40代	女性	日本	七ヶ浜町	なし	なし	3月22日及び24日に自家用車でマスクを着用し買い物を行っていた 一人暮らしであり、持病のため自宅療養中であった
3	2	3月29日(日)	30代	女性	外国籍	仙台市内	1名 (健康観察期 間終了)	なし	秋田県で感染が確認された患者2名を含むグループと、3月21日のおおむね21時から翌22日の 1時までの間に仙台市内の飲食店(HUB仙台一番町四丁目店)にて飲食をともにしていた 3月24日以降は短時間の買い物等以外は、自宅で過ごしていた 公共交通機関は利用していない 発症後はマスクを着用していた
4	3	3月29日(日)	30代	男性	日本	仙台市内	1名 (健康観察期 間終了)	なし	3月20日のおおむね19時から23時ごろまでの間に、仙台市No.1と仙台市内の飲食店(HUB仙 台一番町四丁目店)にて飲食をともにしていた 3月25日県外から帰宅 公共交通機関の利用はあったが、常にマスクを着用していた 26日以降は、マスクを着用の上、短時間の買い物等で外出した以外は自宅で過ごしていた
5	4	3月30日(月)	30代	女性	日本	仙台市内	なし	なし	3月20日のおおむね23時から翌21日の2時までの間、仙台市内の飲食店(HUB仙台一番町四丁 目店)にて飲食しており、この間に秋田県で感染が確認された患者2人を含むグループと飲食 をともにしていた時間があった 発症後は、外出していない
6	-	3月30日(月)	30代	男性	日本	大崎保健所管内	調査中 ※	なし	3月24日に勤務先医療機関で診療を行った 3月25日以降は勤務先に出動していない その他の行動歴については現在調査中※
7	5	3月31日(火)	40代	男性	日本	仙台市内	6名 (健康観察期 間終了)	なし	3月22日～25日に札幌市に滞在、航空機利用 3月27日に車で濃厚接触者と外出したが、それ以外は自宅で過ごしていた
8	6	4月1日(水)	20代	女性	外国籍	仙台市内	20名 (健康観察期 間終了)	なし	3月29日および30日に確認された仙台市内の患者と同じ店舗(HUB仙台一番町四丁目店) を、3月20日のおおむね20時から23時に利用していた 3月22日 金華山にハイキング 3月24日～27日出勤 3月27日は学校に出動していたが、生徒との接触はなかった 3月28日以降は、短時間の買い物等以外は自宅で過ごしていた
9	7	4月1日(水)	20代	女性	外国籍	仙台市内	8名 (健康観察期 間終了)	なし	3月29日および30日に確認された仙台市内の患者と同じ店舗(HUB仙台一番町四丁目店) を、3月20日のおおむね20時から24時に利用していた 3月22日金華山にハイキング 3月23日濃厚接触者と外出 3月25日は自宅で過ごしていた 3月26日～27日学校に出動していたが、生徒との接触はなかった 3月28日以降は自宅で過ごしていた
10	8	4月1日(水)	20代	男性	日本	仙台市内	1名 (健康観察期 間終了)	なし	3月29日および30日に確認された仙台市内の患者と同じ店舗(HUB仙台一番町四丁目店) を、3月20日のおおむね20時から24時に利用していた 3月26日から27日にかけて上京 3月27日帰宅以降は自宅で過ごしていた 外出時は常にマスクを着用していた
11	9	4月1日(水)	20代	男性	日本	仙台市内	28名 (健康観察期 間終了)	なし	3月29日および30日に確認された仙台市内の患者と同じ店舗(HUB仙台一番町四丁目店) を、3月20日24時から3月21日午前1時に利用していた 発症後の3月28日及び29日に、職場において接客業務を行っていた。通勤時公共交通機関の 利用なし。常にマスクを着用していた 3月30日以降は自宅で過ごしていた
12	10	4月2日(木)	40代	女性	日本	仙台市内	9名 (健康観察期 間終了)	なし	3月30日は出勤。マスクを着用していた 3月31日以降は、外出していない
13	-	4月3日(金)	40代	女性	日本	富谷市	調査中 ※	なし	最終出勤日は3月24日 その他の詳細については現在調査中※
14	11	4月3日(金)	20代	男性	外国籍	仙台市内	11名 (健康観察期 間終了)	なし	3月20日(21時～26時頃) および21日(21時半～25時頃)に、HUB仙台一番町四丁目店を利用 (※仙台市内患者2(30代女性・外国籍)、仙台市内患者3(30代男性・日本国籍)の患者と 飲食をともにしていた時間帯あり) 3月25日濃厚接触者と飲食 3月27日自宅で濃厚接触者と飲食 3月28日濃厚接触者と飲食 3月29日以降は、自宅で過ごしていた
15	12	4月3日(金)	20代	女性	日本	仙台市内	10名 (健康観察期 間終了)	なし	3月30日親族訪問 3月31日午後に入入手続きのため、太白区役所に来庁 4月1日医療機関を受診しようとしたが、休診だった 公共交通機関は利用していない、4月2日以降は外出していない
16	13	4月3日(金)	20代	男性	日本	仙台市内	なし	なし	3月10日～3月20日の間に、東京と仙台を行き来していた 3月28日に、仙台市内患者12の引っ越しを手伝った 3月30日以降は、外出していない

宮城県内における新型コロナウイルス感染症の患者発生状況

宮城県 No.	仙台市 No.	確定日	年代	性別	国籍	居住地	濃厚接触者	渡航歴 (発症前2週間)	行動歴等
17	14	4月3日 (金)	20代	男性	日本	仙台市内	なし	なし	3月31日午後に入入手続きのため、太白区役所に来庁 4月1日以降は外出していない
18	15	4月3日 (金)	20代	男性	日本	仙台市内	なし	なし	3月31日午後に入入手続きのため、太白区役所に来庁 4月1日以降は、外出していない
19	16	4月4日 (土)	60代	男性	日本	仙台市内	3名 (健康観察期 間終了)	なし	3月31日濃厚接触者宅を訪問 4月1日以降は自宅を過ごしていた
20	17	4月4日 (土)	50代	男性	日本	仙台市内	1名 (健康観察期 間終了)	なし	4月2日以降は自宅待機
21	-	4月5日 (日)	40代	男性	日本	気仙沼市	調査中 ※	なし	3月24日～28日まで、仕事のために関東方面に行っていた 症状が出現した3月29日以降は市内の実家にて療養していた。受診以外は外出していない。別 症状のために医療機関Bを4月2日に受診 患者は外出時(受診時含む)には常にマスクを着用していた その他の詳細については現在調査中※
22	18	4月5日 (日)	50代	女性	日本	仙台市内	8名 (健康観察期 間終了)	なし	3月29日出勤 自宅濃厚接触者と飲食 3月30日以降は自宅を過ごしていた
23	19	4月5日 (日)	20代	男性	外国籍	仙台市内	なし	なし	3月27日に仙台市内11例目の患者(20代男性・外国籍)と接触 3月31日以降は短時間の外出(接触者なし)をした以外は、自宅を過ごしていた 公共交通機関は利用していない
24	20	4月6日 (月)	30代	男性	日本	仙台市内	3名 (健康観察期 間終了)	なし	3月26日出勤 3月27日出勤 3月28日以降は自宅を過ごしていた
25	21	4月6日 (月)	30代	男性	日本	仙台市内	なし	なし	3月31日に東京都より仙台市へ転居。区役所は訪れていない 4月2日以降は、外出していない
26	22	4月6日 (月)	40代	女性	日本	仙台市内	3名 (健康観察期 間終了)	なし	特別養護老人ホームハートケア鶴ヶ谷に勤務。症状が出た4月2日以降は出勤していない 4月3日以降は、自宅を過ごしていた
27	-	4月7日 (火)	10代	女性	日本	富谷市	調査中 ※	なし	4月3日に陽性が確認された県内13例目の患者の同居家族。行動歴については調査中※
28	-	4月7日 (火)	50代	男性	日本	名取市	調査中 ※	なし	3月24日～25日まで埼玉県に滞在。移動手段は車
29	23	4月7日 (火)	20代	女性	日本	仙台市内	2名 (健康観察期 間終了)	なし	3月31日出勤～4月1日出勤 4月2日以降は短時間の買い物等以外は自宅を過ごしていた
30	24	4月7日 (火)	30代	男性	外国籍	仙台市内	1名 (健康観察期 間終了)	なし	3月25日に仙台市内患者11と飲食を共にしている 3月30日以降は、自宅を過ごしていた
31	25	4月7日 (火)	20代	女性	外国籍	仙台市内	なし	なし	英会話講師として勤務 3月31日マミー保育園、ASTER向陽台校 4月1日ASTER新田校、4月2日いずみ保育園 4月3日ASTER向陽台校、4月4日以降は自宅を過ごしていた
32	26	4月7日 (火)	30代	男性	日本	宮城県外	8名 (健康観察期 間終了)	なし	3月30日仕事のため東京から仙台へ濃厚接触者と車で移動(以降、ホテルに滞在) 4月1日～2日まで出勤 4月3日以降は外出していない
33	-	4月8日 (水)	40代	男性	日本	美里町	調査中 ※	なし	3月23日～3日間、仙台市へ出張。移動手段は車 4月1日から5日までは医療機関の受診以外は外出していないが、一旦解熱した4月6日は 車で勤務先に出勤
34	27	4月8日 (水)	30代	男性	日本	仙台市内	15名 (健康観察期 間終了)	なし	4月2日～3日まで出勤 4月4日以降は外出していない 公共交通機関の利用なし、勤務中含めて常にマスクを着用していた
35	-	4月9日 (木)	30代	男性	日本	多賀城市	調査中 ※	なし	福島県で4月7日に陽性が確認された患者の濃厚接触者 4月6日午後福島県から車を使い多賀城市に転居。転居後は外出していない
36	28	4月9日 (木)	50代	男性	日本	仙台市内	1名 (健康観察期 間終了)	なし	3月31日以降は、短時間の買い物等以外は自宅を過ごしていた
37	29	4月10日 (金)	40代	男性	日本	仙台市内	5名 (健康観察期 間終了)	なし	4月2日発症以降は自宅を過ごしていた
38	30	4月10日 (金)	30代	女性	日本	仙台市内	なし	なし	4月2日以降は自宅を過ごしていた

宮城県内における新型コロナウイルス感染症の患者発生状況

宮城県 No.	仙台市 No.	確定日	年代	性別	国籍	居住地	濃厚接触者	渡航歴 (発症前2週間)	行動歴等
39	-	4月11日(土)	30代	男性	日本	美里町	調査中 ※	なし	4月5日夕方に悪寒、4月6日に宿泊施設ティファナ・インにて翌9時まで勤務
40	-	4月11日(土)	80代	女性	日本	美里町	同居家族	なし	県内33例目患者の濃厚接触者 4月8日の健康観察開始後、外出していない
41	31	4月11日(土)	30代	女性	日本	仙台市内	3名 (健康観察期間終了)	なし	4月6日及び7日いずれも保育園に保育士として勤務 4月5日及び8日以降は短時間の買い物等以外は自宅で過ごしていた 外出時はマスクを着用していた 発症後、公共交通機関の利用はなし
42	32	4月11日(土)	30代	女性	日本	仙台市内	2名 (健康観察期間終了)	なし	4月8日いずれも保育園に保育士として勤務 4月9日以降は自宅で過ごしていた 外出時はマスクを着用していた 発症後、公共交通機関の利用はなし
43	33	4月11日(土)	50代	女性	日本	仙台市内	2名 (健康観察期間終了)	なし	いずれも保育園の保育士 4月7日以降は自宅で過ごしていた
44	34	4月11日(土)	20代	男性	日本	仙台市内	1名 (健康観察期間終了)	なし	3月22日～27日にかけて東京に滞在 市内患者28の濃厚接触者であったことから、保健所より連絡 3月27日発症後～4月6日は短時間の外出以外は自宅で過ごしていた 4月7日マスク着用し外出 4月8日以降は自宅で過ごしていた
45	35	4月11日(土)	20代	女性	日本	仙台市内	5名 (健康観察期間終了)	なし	3月17日・18日東京へ1泊 4月3日濃厚接触者と外出 4月4日東京へ1泊 移動時は常にマスク着用していた 4月5日以降は自宅で過ごしていた
46	36	4月12日(日)	10歳未満 (保育園児)	女性	日本	仙台市内	2名	なし	在籍するいずれも保育園で保育士(患者31～33)の感染が確認されたことから帰国者・接触者外来を受診 4月12日陽性が判明 4月9日以降は自宅で過ごしていた
47	37	4月12日(日)	10歳未満 (小学生)	男性	日本	仙台市内	2名 (健康観察期間終了)	なし	ASTER向陽台校において、市内25例目の患者が講師を務める英会話教室を受講していたことから、帰国者・接触者外来を受診 4月8日以降は自宅で過ごしていた
48	38	4月12日(日)	10代 (小学生)	女性	日本	仙台市内	なし	なし	ASTER向陽台校において、市内25例目の患者が講師を務める英会話教室を受講していたことから、帰国者・接触者外来を受診 4月12日陽性が判明 4月12日以降は自宅で過ごしていた
49	39	4月12日(日)	10代 (小学生)	女性	日本	仙台市内	4名 (健康観察期間終了)	なし	ASTER向陽台校において、市内25例目の患者が講師を務める英会話教室を受講していたことから、帰国者・接触者外来を受診 4月7日以降は自宅で過ごしていた
50	40	4月12日(日)	10歳未満 (小学生)	女性	日本	仙台市内	2名 (健康観察期間終了)	なし	ASTER向陽台校において、市内25例目の患者が講師を務める英会話教室を受講していたことから、帰国者・接触者外来を受診 4月7日発症後は自宅で過ごしていた
51	41	4月12日(日)	40代	男性	日本	仙台市内	16名 (健康観察期間終了)	なし	仙台市職員、建設局道路部南道路建設課(市役所本庁舎6階)に勤務 4月7日帰宅後に発熱。4月11日救急搬送 4月2日、3日、6日、7日 出勤 4月4日、5日及び8日以降は自宅で過ごしていた
52	-	4月13日(月)	40代	女性	日本	美里町	同居家族	なし	県内33例目の患者の濃厚接触者、4月8日以降外出していない。 4月12日帰国者・接触者外来を受診
53	42	4月13日(月)	50代	女性	日本	仙台市内	なし	なし	県内45例目(市内35例目)の患者の濃厚接触者 4月8日以降は短時間の買い物等以外は自宅で過ごしていた 外出時はマスクを着用していた 公共交通機関は利用していない
54	43	4月13日(月)	20代	男性	日本	仙台市内	1名 (健康観察期間終了)	なし	県内45例目(市内35例目)の患者の濃厚接触者 4月7日～4月9日出勤 勤務中含め外出時は常にマスクを着用していた 公共交通機関は利用していない 4月10日以降は自宅で過ごしていた
55	-	4月14日(火)	50代	男性	日本	大崎市	調査中 ※	なし	県内39例目患者の濃厚接触者。4月6日に咳、痰、咽頭痛、嗅覚異常などの症状 4月6日から11日までは勤務先に出勤。公共交通機関は利用していない
56	-	4月14日(火)	80代	男性	日本	美里町	調査中 ※	なし	県内33例目、40例目および52例目の濃厚接触者。4月8日の健康観察開始後は外出していない。 無症状病原体保有者 5月9日死亡
57	44	4月14日(火)	40代	男性	日本	仙台市内	11名 (健康観察期間終了)	なし	4月3日(金曜日)出勤 外出時は常にマスクを着用していた 4月4日以降は自宅で過ごしていた
58	45	4月14日(火)	30代	女性	日本	仙台市内	なし	なし	4月5日以降は、自宅で過ごしていた

宮城県内における新型コロナウイルス感染症の患者発生状況

宮城県 No.	仙台市 No.	確定日	年代	性別	国籍	居住地	濃厚接触者	渡航歴 (発症前2週間)	行動歴等
59	46	4月14日 (火)	10歳未満 (保育園児)	男性	日本	仙台市内	2名 (健康観察期 間終了)	なし	4月6日～4月8日いずみ保育園に通園 4月9日以降は自宅で過ごしていた
60	47	4月14日 (火)	50代	女性	日本	仙台市内	1名 (健康観察期 間終了)	なし	4月9日発症以降は自宅で過ごしていた
61	48	4月14日 (火)	50代	男性	日本	仙台市内	なし	なし	県内43例目(市内33例目)患者の濃厚接触者 4月10日発症以降は自宅で過ごしていた
62	49	4月14日 (火)	40代	男性	日本	仙台市内	なし	なし	4月11日以降は自宅で過ごしていた
63	50	4月14日 (火)	30代	女性	日本	仙台市内	なし	なし	4月11日以降は外出していない
64	51	4月14日 (火)	10代 (小学生)	男性	日本	仙台市内	3名 (健康観察期 間終了)	なし	ASTER向陽台校において、市内25例目の患者が講師を務める英会話教室を受講していたこと から、検体を採取。陽性が判明。 4月14日以降は自宅で過ごしていた
65	52	4月15日 (水)	60代	女性	日本	仙台市内	なし	なし	県内12例目(市内10例目)患者の同僚。 4月8日以降は短時間の買い物等以外は自宅で過ごしていた 外出時はマスクを着用していた 公共交通機関は利用していない
66	53	4月16日 (水)	50代	女性	日本	仙台市内	5名 (健康観察期 間終了)	なし	3月28日、29日 外出 3月30日以降は短時間の買い物等以外は外出していない 公共交通機関は利用していない
67	54	4月16日 (水)	30代	男性	日本	仙台市内	11名 (健康観察期 間終了)	なし	4月4日～6日自宅で過ごしていた 4月7日外出、4月8日仙台市都市整備局開発調整課に来庁 4月9日、10日自宅で過ごしていた 4月11日、12日濃厚接触者宅を訪問 4月13日以降は自宅で過ごしていた。外出時はマスクを着用していた
68	55	4月16日 (水)	50代	女性	日本	仙台市内	1名 (健康観察期 間終了)	なし	県内12例目(市内10例目)患者の濃厚接触者 4月7日以降は短時間の買い物等以外は自宅で過ごしていた 外出時はマスクを着用していた 公共交通機関は利用していない
69	56	4月16日 (水)	10代	女性	日本	仙台市内	なし	なし	県内57、58例目(仙台市内44、45例目)患者の濃厚接触者(家族) 4月16日以降は自宅で過ごしていた
70	57	4月16日 (水)	10代	女性	日本	仙台市内	なし	なし	県内57、58例目(仙台市内44、45例目)患者の濃厚接触者(家族) 4月5日以降は短時間の買い物等以外は自宅で過ごしていた 外出時はマスクを着用していた 公共交通機関は利用していない
71	58	4月16日 (水)	10歳未満	男性	日本	仙台市内	なし	なし	県内57、58例目(仙台市内44、45例目)患者の濃厚接触者(家族) 4月6日以降は自宅で過ごしていた
72	59	4月16日 (水)	20代	女性	日本	仙台市内	なし	なし	県内59例目(仙台市内46例目)患者の濃厚接触者 4月13日以降は外出していない
73	60	4月16日 (水)	20代	女性	日本	仙台市内	2名 (健康観察期 間終了)	なし	いずみ保育園の保育士。陽性者との接触が考えられたことから検体を採取、陽性判明 4月16日以降は自宅で過ごしていた
74	61	4月16日 (水)	20代	女性	日本	仙台市内	2名 (健康観察期 間終了)	なし	いずみ保育園の保育士。陽性者との接触が考えられたことから検体を採取、陽性判明 4月16日以降は自宅で過ごしていた
75	62	4月16日 (水)	50代	男性	日本	仙台市内	6名 (健康観察期 間終了)	なし	県内57例目(仙台市内44例目)患者の濃厚接触者 4月7日出勤 4月8日以降は短時間の買い物等以外は自宅で過ごしていた 外出時は常にマスクを着用していた
76	-	4月16日 (水)	10歳未満	女性	日本	富谷市	調査中 ※	なし	ASTER向陽台校において、県内31例目(仙台市内25例目)患者が講師を務める英会話教室を 受講していたことから検体を採取、陽性判明
77	-	4月16日 (水)	20代	女性	日本	富谷市	調査中 ※	なし	ASTER向陽台校における県内31例目(仙台市内25例目)患者との接触が考えられたことから 検体を採取、陽性判明
78	-	4月16日 (水)	30代	女性	日本	富谷市	調査中 ※	なし	ASTER向陽台校における県内31例目(仙台市内25例目)患者との接触が考えられたことから 検体を採取、陽性判明
79	-	4月17日 (金)	40代	女性	日本	加美町	調査中 ※	なし	4月12日および13日は外出しなかった 4月14日は勤務先に出勤。出勤時はマスクを着用 その他については現在調査中

宮城県内における新型コロナウイルス感染症の患者発生状況

宮城県 No.	仙台市 No.	確定日	年代	性別	国籍	居住地	濃厚接触者	渡航歴 (発症前2週間)	行動歴等
80	-	4月18日 (土)	30代	女性	日本	多賀城市	同居家族	なし	4月7日以降は外出していない
81	63	4月18日 (土)	20代	男性	日本	仙台市内	1名 (健康観察期 間終了)	なし	4月9日以降は短時間の買い物等以外は自宅で過ごしていた 外出時はマスクを着用していた 公共交通機関は利用していない
82	64	4月18日 (土)	30代	男性	日本	仙台市内	なし	なし	4月16日以降は自宅で過ごしていた
83	-	4月18日 (土)	20代	女性	日本	名取市	調査中 ※	なし	症状出現後は受診以外に外出していない
84	-	4月20日 (月)	30代	男性	日本	名取市	同居家族	なし	県内83例目患者の濃厚接触者 4月15日以降、受診以外に外出していない
85	-	4月25日 (土)	20代	女性	日本	多賀城市	調査中 ※	なし	飲食店従業員 症状出現後も4月14日および17日に勤務 公共交通機関は利用していない
86	-	4月27日 (月)	40代	男性	日本	加美町	同居家族	なし	県内79例目患者の濃厚接触者 4月17日以降外出していない
87	65	4月28日 (火)	10代	女性	日本	仙台市内	14名 (健康観察期 間終了)	なし	県内85例目患者の濃厚接触者 4月21日出勤、4月22日濃厚接触者と外出、4月24日出勤 4月18日～4月20日、23日及び25日以降は自宅で過ごしていた 外出時はマスクを着用していた
88	-	4月28日 (火)	50代	男性	日本	山元町	同居家族	なし	県外陽性判明者の濃厚接触者 4月22日以降外出していない
89	66	6月18日 (木)	20代	男性	日本	仙台市内	8名 (健康観察期 間終了)	なし	6月15日出勤、勤務終了後知人A、Bと外出 6月16日出勤、勤務終了後知人Cと外出 6月17日以降は自宅で過ごしていた。公共交通機関は利用していない
90	-	6月22日 (月)	40代	男性	日本	塩釜市	調査中 ※	なし	6月18日から20日は自家用車にて出勤、その他調査中 外出時はマスク着用
91	-	6月24日 (水)	70代	女性	日本	多賀城市	家族のみ	なし	県内85例目患者の濃厚接触者
92	67	6月26日 (金)	30代	女性	日本	仙台市内	2人 (その他 調査中)	なし	アルバイト、6月23日出勤、その他調査中
93	68	6月28日 (日)	50代	男性	日本	仙台市内	17人 (その他 調査中)	なし	市№67の濃厚接触者 6月25日、26日出勤
94	-	6月28日 (日)	20代	女性	日本	名取市	同居家族 (その他 調査中※)	なし	県内90例目患者の濃厚接触者 症状出現2日前(18日)以降は出勤していない

※ 宮城県の記者発表資料を基に記載しているため、現在の状況とは異なる場合があります。

各都道府県の検査陽性者の状況（空港検疫、チャーター便案件を除く国内事例）

令和2年6月29日 24時時点

都道府県名	PCR検査 陽性者	PCR検査 実施人数※1	入院治療等を 要する者 (人)		退院又は療養解除 となった者の数 (人)	死亡（累積） (人)	確認中※2 (人)	
				うち重症				
北海道	1,239	20,523	86		6	1,054	99	0
青森	27	974	0		0	26	1	0
岩手	0	929	0		0	0	0	0
宮城	94	3,698	5		0	88	1	0
秋田	16	992	0		0	16	0	0
山形	69	2,538	1		1	68	0	0
福島	82	6,649	2		0	80	0	0
茨城	174	5,278	5		0	159	10	0
栃木	76	7,018	10		0	65	0	1
群馬	152	4,934	2		0	131	19	0
埼玉	1,122	33,985	103		3	954	65	0
千葉 ※5	949	18,047	36		2	868	45	0
東京	6,171	80,514	451		12	5,395	325	0
神奈川	1,471	12,480	69		11	1,306	96	0
新潟	84	4,913	1		0	82	0	1
富山	227	3,914	0		0	205	22	0
石川	300	2,904	17		1	256	27	0
福井	122	3,372	0		0	114	8	0
山梨	74	5,606	2		0	71	1	0
長野	77	3,264	1		0	76	-	0
岐阜	156	5,131	3		1	146	7	0
静岡	81	7,448	3		0	77	1	0
愛知	523	12,620	6		0	477	34	6
三重	46	2,856	1		0	44	1	0
滋賀	101	2,345	1		0	99	1	0
京都	375	10,074	12		0	345	18	0
大阪	1,816	39,970	25		3	1,705	86	0
兵庫	705	14,695	8		0	654	43	0
奈良	92	3,760	0		0	90	2	0
和歌山	64	3,979	1		0	60	3	0
鳥取	3	1,478	0		0	3	0	0
島根	24	1,240	0		0	23	0	1
岡山	26	1,926	1		-	25	-	0
広島 ※5	168	7,802	0		0	165	3	0
山口	37	2,267	0		0	37	0	0
徳島	6	900	0		0	4	1	1
香川	28	2,649	0		0	28	0	0
愛媛	82	2,605	1		0	77	4	0
高知	74	1,971	0		0	71	3	0
福岡	845	16,383	13		2	799	33	0
佐賀	47	1,618	0		0	47	0	0
長崎	17	3,199	0		0	16	1	0
熊本	49	4,273	1		0	45	3	0
大分	60	4,834	0		0	59	1	0
宮崎	17	1,562	0		0	17	0	0
鹿児島	11	2,563	1		0	10	0	0
沖縄	142	3,016	0		0	139	7	0
(その他) ※3	149	-	1		-	148	-	0
合計	18,270	385,696	869		42	16,424	971	10

※1 PCR検査実施人数は、一部自治体について件数を計上しているため、実際の人数より過大である。また、更新がなかった自治体については、前日の数値を記載している。

※2 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚労省において作成したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者として改めて計上していない自治体があるため、合計は一致しない。

※3 その他は、長崎県のクルーズ船における陽性者

※4 東京都の数値は次の出典より引用した：<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>

※5 空港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない

「市民の声」に寄せられた 新型コロナウイルス感染症対応に係る内容について（速報値）

新型コロナウイルス感染症関連の市民の声は、国内で感染が確認された令和2年2月以降、数多く寄せられている。件数そのものが多いだけでなく、初めて投稿する方や、専用コールセンターにつながらず広聴担当課に電話する方、さらに、これまで市政に対して、特にご意見等を発することのなかった方々の投稿も目立つ傾向であった。

寄せられたご意見等については、直接回答するほか、ホームページに問い合わせの内容を掲載するなど、各所管課において可能な限り真摯に対応してきた状況である。

	件数	市民の声の主な内容・傾向	状況
2月	59件	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの入手困難に関する問い合わせ、マスクの配付要望 ・仙台市の感染症対策に対する要望・意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県と共同のコールセンター設置
3月	257件	<ul style="list-style-type: none"> ・感染情報公開への要望・意見 ・小・中学校の卒業式に参加できないことに対する要望・意見 ・学校の休業延長を求める意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校臨時休業開始 ・市民利用施設の一部休止
4月	1,688件	<ul style="list-style-type: none"> ・学校休業延長の要望や再開に関する意見、分散登校に関する意見 ・自粛要請を求める意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・会見・クラブレクのライブ配信開始 ・ホームページ切り替え ・緊急事態宣言（国）
5月	430件	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金支給の遅れに関する意見 ・休業要請の延長等に関する要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金、地域産業協力金等の受付開始 ・緊急事態宣言解除（国）
6月	255件	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金支給の遅れに関する意見 ・学校再開に伴うエアコン設置等、学校に対する意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校再開 ・市民利用施設再開（一部除く）

※1 新型コロナウイルス感染症に関連する要望・意見の件数を掲載した。ただし、広聴担当課（市民局広聴統計課、各区区民生活課、宮城総合支所まちづくり推進課および秋保総合支所総務課）で受け付けたもののみで、かつ確定前の数値である。コールセンターや所管部署に直接寄せられた意見等は含まれていない。

※2 市民の声の広聴手段としては、市長への手紙、ホームページ等インターネットによる投稿、電話や来庁などがある。いずれの件数も前年に比べて増加しており、特にインターネットによる投稿は、4月には対前年同月比10倍超となっている。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（三訂版）

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

2 事業の取り扱い

(1) 本市が主催する事業について

① 流行地域（※3）で実施する事業

中止または延期するものとする。

② 流行地域以外（国内及び国外）で実施する事業

イベントの必要性や下記（ア）に記載するイベントの特性から考えられるリスクの度合いを踏まえたうえで、事業の延期、中止を判断するものとする。イベントを実施する場合においても、下記（イ）の措置を講じた上で、必要に応じ事業規模の見直しを図るなどして実施するものとする。

（ア）参加者の特性（高齢者等が占める割合が高い等）、会場の状況（屋内で密閉された空間等）、開催時間（長時間である等）、規模（参加者が多数である等）、緊密度（参加者間の距離が緊密である等）、その他（会食の有無等）

（イ）流行地域の人等（※4）及び咳等の呼吸器症状のある人に対する参加の自粛要請または、マスクの着用等（困難な場合は咳エチケットの事前周知）による周囲への感染予防対策等

(2) 本市が共催、後援等を行う事業について

前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に要請するものとする。

3 施設の取り扱い

(1) 施設の運営にあたっては、適切な感染予防対策（手指消毒用アルコールの設置、注意喚起チラシの掲示、発熱のある方への利用自粛の呼びかけ等）を講じることとし、不特定多数の方が予約なしで利用できる施設または施設内の一部スペースについては、会場の状況、利用者の緊密度などの施設の特性から考えられるリスクの度合いを勘案した上で、利用の休止を判断するものとする。

(2) 適用期間内の新規の利用予約申請は受け付けないものとする。ただし、地域で特に必要のある会合などのため利用する場合については、個別に判断の上、感染予防対策を徹底した上で、利用を受け付けることができるものとする。

(3) 既利用予約者に対しては、適切な感染予防対策を講じることなどの注意喚起を行うこととする。

(4) 適用期間内におけるイベント中止等に係る市民利用施設利用料は全額返金することとする。

4 職員の出張等

(1) 流行地域へのお出張命令については、行わないものとする。

(2) 本市職員は、私用により流行地域へ旅行することは控えるものとする。

5 適用期間

当ガイドラインの適用は、3月31日（火）までとし、感染症の発生状況等により、見直すこととする。

- ※1 「事業」とは、多数（概ね 50 名程度）の市民等を集客するイベントのことをいう。
- ※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。
- ※3 「流行地域」とは、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域等をいう。
- ※4 「流行地域の人等」とは、感染者と 14 日以内に接触歴のある人または流行地域へ旅行・居住している人で、流行地域外へ移動してから 14 日以内の人をいう。

ガイドラインに基づき利用の休止等を行う施設及びスペースについて

3月4日現在

所管局	施設名	所管部署		休止範囲	対応内容
		担当課	電話番号(直通) ※市外局番は022		
総務局	市政情報センター・区情報センター	文書法制課	214-1209	一部	閲覧スペースの机・椅子・パソコンの利用及び新聞の閲覧を休止する。
まちづくり 政策局	せんだい3.11メモリアル交流館	防災環境都市 ・震災復興室	214-1117	全館	3月は他の月に比べ来館者数が多く、利用者の緊密度などの状況を踏まえ、全館休止とする。
まちづくり 政策局	震災遺構仙台市立荒浜小学校	防災環境都市 ・震災復興室	214-1117	その他	3月は他の月に比べ来場者数が多く、利用者の緊密度などの状況を踏まえ、校舎内の立入は不可とする。ただし、駐車場及び屋外にあるトイレは開放し、建物外観の見学は可とする。(駐車場敷地等での集会は禁止)
財政局	市役所本庁舎	庁舎管理課	214-8116	一部	市民のへや、ギャラリー2の利用を休止する。 ※ギャラリーホール(所管:文化観光局文化振興課)についても、ギャラリーとしての使用は行わない。
市民局	区文化センター	地域政策課	214-6130	一部	自由に利用できる閲覧スペースやロビー等で机や椅子が設置されている場所の利用を休止する。
市民局	市民会館	地域政策課	214-6130	一部	自由に利用できるロビー等で机や椅子が設置されている場所の利用を休止する。
市民局	戦災復興記念館	地域政策課	214-6130	一部	自由に利用できるロビー等で机や椅子が設置されている場所の利用を休止する。
市民局	泉文化創造センター	地域政策課	214-6130	一部	自由に利用できるエントランスホール等で机や椅子が設置されている場所の利用を休止する。
市民局	市民センター	地域政策課	214-6130	一部	自由に利用できる親子室、遊戯室、図書室、託児室、会議スペースのある市民活動室等の利用を休止する。
市民局	コミュニティ・センター	地域政策課	214-6130	その他	運営団体に市の方針を示し、方針にしたがって対応するよう依頼する。
市民局	市民活動サポートセンター	市民協働推進課	214-1089	一部	フリースペース(5階交流サロンなど)の利用を休止する。
市民局	国際センター駅舎上部施設(青葉の風テラス)	市民協働推進課	214-8002	その他	普通財産貸付による運営であり、運営団体に対し、本市の対応等について情報提供し、適切に対応するよう依頼する。
市民局	エル・パーク仙台	男女共同参画課	214-6143	一部	市民活動スペース、子どもの部屋(予約利用は可)、ロビー内の机・椅子の利用を休止する。

ガイドラインに基づき利用の休止等を行う施設及びスペースについて

3月4日現在

所管局	施設名	所管部署		休止範囲	対応内容
		担当課	電話番号(直通) ※市外局番は022		
市民局	エル・ソーラ仙台	男女共同参画課	214-6143	一部	市民交流・図書資料スペース(ただし貸出・返却は可)、キッズコーナー、ロビー内の椅子の利用を休止する。
健康福祉局	仙台市福祉プラザ	社会課	214-8158	一部	無料区画(ロビー等)の利用を休止する。
健康福祉局	仙台市宮城社会福祉センター	社会課	214-8158	一部	予約対象外の区画(浴室台)の利用を休止する。
健康福祉局	仙台市泉社会福祉センター	社会課	214-8158	一部	予約対象外の区画の利用を休止する。
健康福祉局	障害者福祉センター	障害者支援課	214-8164	一部	貸館対象外の区画(ロビー等で机、椅子が設置されている場所)について、休止する。
健康福祉局	シルバーセンター	高齢企画課	214-8167	一部	サウナ・浴室、福祉用具展示室、1階ロビーの利用を休止する。 ※プールは本年3月8日から4月5日まで修繕工事のため利用休止。
健康福祉局	老人福祉センター	高齢企画課	214-8167	全館	
健康福祉局	老人憩の家	高齢企画課	214-8167	その他	運営団体に市の方針を示し、方針にしたがって対応するよう依頼する。
健康福祉局	北山霊園管理事務所	保健管理課	214-8204	一部	管理事務所内の集会所について、新規の受付は行わない。
健康福祉局	葛岡墓園管理事務所	保健管理課	214-8204	一部	管理事務所内の集会所(和室)について、新規の受付は行わない。
健康福祉局	いずみ霊園管理事務所	保健管理課	214-8204	一部	管理事務所内の集会所(和室)について、新規の受付は行わない。
健康福祉局	健康増進センター	健康政策課	214-8198	一部	一般利用、支援プラントレニングを休止する。(健康づくり支援プランを除く)
子供未来局	仙台市子育てふれあいプラザ	子供未来局 総務課	214-8790	全館	託児室(休館前に申請された利用に供する場合を除く。)及びその他の施設の利用を休止する。 ※電話による、子育てに係る相談等については、体館中も指定管理者において対応する。

ガイドラインに基づき利用の休止等を行う施設及びスペースについて

3月4日現在

所管局	施設名	所管部署		対応内容
		担当課	電話番号(直通) ※市外局番は022	
子供未来局	仙台市子育てふれあいプラザ若林	子供未来局 総務課	214-8790	全館 託児室(休館前に申請された利用に供する場合を除く。)及びその他の施設の利用を休止する。 ※電話による、子育てに係る相談等については、休館中も指定管理者において対応する。
子供未来局	仙台市子育てふれあいプラザ長町南	子供未来局 総務課	214-8790	全館 託児室(休館前に申請された利用に供する場合を除く。)及びその他の施設の利用を休止する。 ※電話による、子育てに係る相談等については、休館中も指定管理者において対応する。
子供未来局	仙台市子育てふれあいプラザ泉中央	子供未来局 総務課	214-8790	全館 託児室(休館前に申請された利用に供する場合を除く。)、交流スペース・活動スペース、ホール及びその他の施設の利用を休止する。 ※電話による、子育てに係る相談等については、休館中も指定管理者において対応する。
子供未来局	児童館・児童センター	児童クラブ事業 推進室	214-8176	一部 児童クラブ機能以外の児童館事業(乳幼児親子の利用や児童生徒の自由来館等)は休止する。
子供未来局	保育所等地域子育て支援センター(室) ※市内29施設	運営支援課	214-8178	一部 自由来所や各種行事を休止し、電話・訪問相談は実施。保育所併設施設であるが、保育所については通常通り運営(状況により臨時休園の可能性あり)
環境局	せんだい環境学習館 たまきさんサロン	環境共生課	214-0007	全館 セミナースペース、サロンスペースの利用及び図書の出貸は休止。 現在、貸し出し中の図書については返却期限を利用再開まで延長
環境局	葛岡リサイクルプラザ	家庭ごみ減量課	214-8229	一部 学習室・展示室・ロビーの利用を休止する。 衣類・本、わりばしリサイクルの受入休止(家具・家電等は受入可)
環境局	今泉リサイクルプラザ	家庭ごみ減量課	214-8229	一部 展示室の利用を休止する。 衣類・本、わりばしリサイクルの受入休止(家具・家電等は受入可)
環境局	スポパーク松森	施設課	214-8241	一部 マシジム室の利用を休止中(3/2～)。 スタジオ、無料区画(玄関ロビー、休憩室、2階ギャラリ)、温水プールの採暖室の利用を休止する。
経済局	仙台市中小企業活性化センター	地域産業支援課	214-1003	その他 貸館部分についてはガイドラインに準じた取り扱いとする。 市民利用施設システム対象外の区画は現在工事中のため立ち入り不可(実質的な休止)。 仙台市産業振興事業団事務室としての7階部分は営業継続、ただし交流スペースを有する「アシスタタ交流サロン」部分は休止中(3/2～)。
文化観光局	仙台多文化共生センター	交流企画課	214-1252	一部 交流ロビー・児童室の利用を休止する。(図書資料の出返却は可)
文化観光局	せんだい秋保文化の里センター	観光課	214-8259	一部 展示スペース、受付等にある机・椅子の利用を休止する。

ガイドラインに基づき利用の休止等を行う施設及びスペースについて

3月4日現在

所管局	施設名	所管部署		対応内容	
		担当課	電話番号(直通) ※市外局番は022	休止範囲	備考(休止するエリア等)
文化観光局	作並観光交流センター(ラサント)	観光課	214-8259	一部	展示スペース、受付等にある机・椅子の利用を休止する。
文化観光局	仙台国際センター	誘客戦略推進課	214-8771	一部	1階共有スペースの机・椅子の利用を休止する。
文化観光局	スポーツ施設(トレーニング室保有の9施設)	スポーツ振興課	214-8829	一部	以下の施設(全9施設)のトレーニング室の利用を休止中(3/2～) 仙台市体育館、若林体育館、青葉体育館、泉総合運動場(泉体育館)、新田東総合運動場 (宮城野体育館)、根白石温水プール、中田温水プール、葛岡温水プール、仙台市陸上競 技場
文化観光局	スポーツ施設(全26施設)	スポーツ振興課	214-8829	一部	無料区画(ロビー等で机、椅子が設置されている場所)、軽運動場、幼児体育室の利用を 休止する。
文化観光局	温水プール(全9施設)	スポーツ振興課	214-8829	一部	以下の温水プール(全9施設)の採暖室の利用を休止する。 仙台市体育館温水プール、宮城広瀬温水プール、根白石温水プール、今泉温水プール、 葛岡温水プール、中田温水プール、鶴ヶ谷温水プール、水の森温水プール、新田東温水 プール
文化観光局	今泉運動場	スポーツ振興課	214-8829	一部	休憩棟内浴室の利用を休止する。
文化観光局	青年文化センター	文化振興課	214-6137	一部	地下1階パフォーマンス広場の利用を休止中(3/1～)
文化観光局	仙台文学館	文化振興課	214-6137	一部	2階こども本の部屋及び情報コーナー・交流コーナーの利用を休止する。
建設局	都市公園内屋内施設(便所・あずまや除く)	建設局公園課 各区公園課	214-8395	一部	七北田公園体育館トレーニング室は休止中(3/1～) 新期利用予約申請の受付を中止。 無料区画(ロビー等)は状況に応じて休止する。
建設局	太白山自然観察の森 ビジターセンター	建設局公園課	214-8395	一部	無料区画(ロビー等)は状況に応じて休止する。
建設局	八木山動物公園	八木山動物公園 管理課	229-0122	一部	屋内3施設(ふれあい館、は虫類館、サイカバ屋内展示場※クロサイとカバが屋外にいる場 合は観覧可能)は閉館。
太白区	長町駅前プラザ	太白区 まちづくり推進課	247-1111(代) 内線6136	全館	

ガイドラインに基づき利用の休止等を行う施設及びスペースについて

3月4日現在

所管局	施設名	所管部署		対応内容
		担当課	電話番号(直通) ※市外局番は022	
教育局	せんだいメディアテーク	生涯学習課	214-8886	一部 予約せず自由に利用できるスペース(7階スタジオ等)は利用を制限する。 2階映像音響ライブラリーは、資料の貸出、返却、予約受付、利用者登録のみ可。 視聴覚資料の閲覧は休止。
教育局	図書館	市民図書館	261-1586	一部 資料の貸出、返却、予約受付、利用者登録のみ可 閲覧席の利用、図書資料の閲覧及び視聴覚資料の館内視聴を休止する。
教育局	博物館	仙台市博物館	225-2557	その他 受電設備等の改修工事のため臨時休館中(12/28~3/31)
教育局	科学館	仙台市科学館	276-2201	一部 チャレンジ・ラボ、幼児コーナー、ロボットひろば、アンモナイトセンターほか一部展示を休止する。
教育局	泉岳自然ふれあい館	生涯学習課	214-8844	一部 本館について団体・個人の利用受入を停止する。 (総合案内・休憩コーナーは通常通り利用可能)
教育局	天文台	生涯学習課	214-8844	一部 展示室のみ利用可とし、プラネタリウム及びひとみ望遠鏡は休止する。
教育局	大倉ふるさとセンター	生涯学習課	214-8844	一部 古民家の見学のみ可とする。
教育局	縄文の森広場	文化財課	214-8892	一部 体験活動室は利用を中止する。
教育局	史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設	文化財課	214-8892	一部 作業・学習室は利用を中止する。
交通局	市電保存館	経営企画課	712-8312	全館
ガス局	ガス局シヨールーム「ガスサロン」	営業企画課	292-5953	一部 シヨールーム内でのミーティング等の利用を休止する。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（八訂版）

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国及び宮城県から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

2 事業の取り扱い

(1) 本市が主催する事業について

- ① 屋内で多数の人（※3）が集まるイベントについては、原則として中止または延期するものとする。
- ② 食事を提供するイベントについては、原則として中止または延期するものとする。
- ③ 上記①②以外の事業については、下記(ア)に記載するイベントの特性から考えられるリスクの度合いを踏まえ、下記(イ)の措置を講じ、必要に応じ事業規模の見直しを図った上で実施するものとする。

(ア) リスクの度合い

- ・参加者の特性（高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦、市外からの観光客等）
- ・開催規模（参加人数）
- ・開催場所（屋外・屋内、換気の状態、広さや密度、閉鎖空間）
- ・開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ・大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話の有無

(イ) 感染予防対策等の措置内容

- ・「流行地域（※4）の人等」（※5）及び発熱や咳等の呼吸器症状がある人に対する参加の自粛要請
- ・手洗いの徹底や咳エチケットの励行
- ・会場入り口等に手指消毒用アルコールを設置
- ・こまめな換気（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導を行い、3密（密閉・密集・密接）を回避

(2) 本市が共催、後援等を行う事業について

前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に要請するものとする。

3 施設の取り扱い

(1) 施設の運営にあたっては、適切な感染予防対策（手指消毒用アルコールの設置、注意喚起チラシの掲示、発熱や咳等の呼吸器症状がある人への利用自粛の呼びかけ等）を徹底する。

(2) 市民利用施設の取り扱いについては、原則として以下のとおりとする。（別紙参照）

- ① 適用期間中は、施設や利用者の特性、実施可能な感染予防対策等を考慮した上で、施設ごとに利用の休止等を判断するものとする。
- ② 休館中の施設においては、既利用予約者に対して、利用の自粛を要請するとともに、やむを得ず利用する場合には、感染予防対策の徹底を要請するものとする。
- ③ 休館中の施設においては、適用期間以降のものも含め、新規の利用予約は受け付けないものとする。ただし、開館に向けて、施設ごとに予約受け付けの再開を判断するものとする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのイベント中止等に係る市民利用施設利用料は全額返金することとする。（適用期間以降のものについても対象とする。）
- ⑤ 施設利用者に対しては、感染予防対策の励行を呼びかけるものとする。

4 職員の出張等

- (1) 流行地域へのお出張命令については、行わないものとする。
- (2) 国内へのお出張命令については、原則として行わないものとする。
- (3) 本市職員は、私用により旅行することは控えるものとする。

5 適用期間

当ガイドラインの適用は、5月31日（日）までとし、感染症の発生状況等により、見直すこととする。

- ※1 「事業」とは、市民等を集客するイベントのことをいう。
- ※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。
- ※3 「多数の人」とは、概ね50人以上を目安とする。
- ※4 「流行地域」とは、WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域等（国が指定する緊急事態措置を実施すべき区域を含む）をいう。
- ※5 「流行地域の人等」とは、感染者と14日以内に接触歴のある人または流行地域へ旅行・居住している人で、流行地域外へ移動してから14日以内の人をいう。

市民利用施設の状況

5月15日現在

施設名	施設の再開・休止等の状況		再開日 (予定)	施設の状態	所管部署		
	利用可	一部 利用可			利用不可	所管局	担当課
せんだい3.11メモリアル交流館			5月19日	○		まちづくり 政策局	防災環境都市 ・震災復興室 214-1117
震災遺構仙台市立荒浜小学校・仙台市荒浜地区住宅基礎			5月19日	○		まちづくり 政策局	防災環境都市 ・震災復興室 214-1117
区文化センター			6月1日	○		市民局	地域政策課 214-6130
市民会館			6月1日	○		市民局	地域政策課 214-6130
戦災復興記念館			6月1日	○		市民局	地域政策課 214-6130
泉文化創造センター			6月1日	○		市民局	地域政策課 214-6130
市民センター			6月2日	○		市民局	地域政策課 214-6130
コミュニティセンター			6月1日以降	○		市民局	地域政策課 214-6130

市民利用施設の状況

5月15日現在

施設名	施設の再開・休止等の状況		再開日 (予定)	施設の状態	所管部署	
	利用可	一部 利用可			利用不可	所管局
市民活動サポートセンター			6月1日	・6月1日に利用を再開し、5月18日9時より先着順にて予約の受付を開始します(5月18日～31日は、電話受付のみ) 【再開後の施設利用について】 ・多数の方が利用できるフリースペース(5階交流サロンなど)及び利用者用パソコンは、当面利用休止とします。 ・貸室については、定員の半数程度での利用を要請します。	市民局	市民協働推進課 214-1089
エル・パーク仙台			6月1日	【ギャラリーホール、スタジオホール、セミナーホール、調理実習室】 ・引き続き8月31日までの間を利用休止とし、8月31日利用分までの新規予約は受付いたしません。 【上記以外の施設】 ・6月1日に利用を再開し、5月21日12時より先着順にて予約の受付を開始します 【再開後の施設利用について】 ・多数の方が予約なしで利用できる施設内の一部スペース等は、当面利用休止とします ・再開する会議室や和室等については、定員の半数程度での利用を要請します。	市民局	男女共同参画課 214-6143
エル・ソーラ仙台		○	6月1日	研修室等の予約利用の施設については6月1日に利用を再開し、5月21日12時より先着順にて予約の受付を開始します。 【再開後の施設利用について】 ・多数の方が予約なしで利用できる施設内の一部スペース等は、当面利用休止とします。 ・再開する研修室等については、定員の半数程度での利用を要請します。 ・図書資料貸出については、一部サービスを実施しています。(予約した図書の受取、返却、利用者登録等。予約は電話での受け付け(17時まで))	市民局	男女共同参画課 214-6143
仙台市福祉プラザ			6月1日	・窓口業務は継続しています。 ・歯科福祉プラザは利用できません。 ・6月1日より再開する講習等(ふれあいホール、プラザホール、展示ロビーを除く)について、5月16日より12月以降の抽選予約の受付を通常通り開始し、5月21日12時より6月以降の空き施設の予約について先着順にて予約の受付を開始します。 ・再開後も、ふれあいホール、プラザホール、展示ロビー、館内オープンスペースは当面利用休止とします。	健康福祉局	社会課 214-8158
仙台市宮城社会福祉センター			6月2日	・窓口業務は継続しています。 ・5月26日より、6月2日以降の新規利用予約を再開します。予約は電話で受付します。 ・既予約団体等には利用の自粛等を要請します。 ・再開後も浴室は当面利用休止とします。	健康福祉局	社会課 214-8158
仙台市泉社会福祉センター			6月2日	・窓口業務は継続しています。 ・5月26日より、6月2日以降の新規利用予約を再開します。予約は電話で受付します。 ・既予約団体等には利用の自粛等を要請します。	健康福祉局	社会課 214-8158
障害者福祉センター			6月1日	・窓口業務は継続します。 ・既予約団体等には利用の自粛等を要請します。 ・機能訓練等の事業は実施します。	健康福祉局	障害者支援課 214-8164
シルバーセンター			6月1日	・窓口業務は継続します。 ・既予約団体等には利用の自粛等を要請します。 ・5月16日より、第三研修室、会議室及び和室の12月以降の抽選予約の受付を開始します。 ・5月21日12時より、6月以降の空き施設の予約について先着順にて予約の受付を開始します。 ・再開後も、温水プール、第三研修室、会議室、和室以外は当面利用休止とします。	健康福祉局	高齢企画課 214-8167
老人福祉センター			6月1日		健康福祉局	高齢企画課 214-8167
老人憩の家			6月1日	運営団体に、市の方針にしたがって対応するよう依頼します。	健康福祉局	高齢企画課 214-8167
北山霊園管理事務所内集会所			6月1日		健康福祉局	保健管理課 214-8204
葛岡霊園管理事務所内集会所			6月1日		健康福祉局	保健管理課 214-8204

市民利用施設の状況

5月15日現在

施設名	施設の再開・休止等の状況		再開日 (予定)	施設の状態	所管部署	
	利用可	一部 利用可			利用不可	所管局
いずみ霊園管理事務所内集会所			6月1日	○		健康福祉局 保健管理課 214-8204
健康増進センター			6月1日	○		健康福祉局 健康政策課 214-8198
のびすく仙台(仙台市子育てふれあいプラザ)			6月2日	○		子供未来局 総務課 214-8790
のびすく宮城野(仙台市原町児童館内)			6月1日	○		子供未来局 総務課 214-8790
のびすく若林(仙台市子育てふれあいプラザ若林)			6月2日	○		子供未来局 総務課 214-8790
のびすく長町南(仙台市子育てふれあいプラザ長町南)			6月2日	○		子供未来局 総務課 214-8790
のびすく泉中央(仙台市子育てふれあいプラザ泉中央)			6月2日	○		子供未来局 総務課 214-8790
児童館・児童センター		○	6月1日		子供未来局 児童クラブ事業 推進課 214-8176	
保育所等地域子育て支援センター(室) ※市内29施設		○	6月1日		子供未来局 運営支援課 214-8178	
せんだい環境学習館 たまさんサロン			6月1日	○	環境局 環境共生課 214-0007	
葛岡リサイクルプラザ			6月1日	○	環境局 家庭ごみ減量課 214-8229	
今泉リサイクルプラザ			6月1日	○	環境局 家庭ごみ減量課 214-8229	
仙台中小企業活性化センター			未定	○	経済局 地域産業支援課 214-1003	
仙台多文化共生センター			6月1日	○	文化観光局 交流企画課 214-1252	
せんだい秋保文化の里センター			6月1日	○	文化観光局 観光課 214-8259	
仙台市秋保ビジターセンター			6月1日	○	文化観光局 観光課 214-8259	
仙台市秋保二ロキャンプ場			未定	○	文化観光局 観光課 214-8259	

市民利用施設の状況

5月15日現在

施設名	施設の再開・休止等の状況		再開日 (予定)	施設の状況	所管局	所管部署	
	利用可	一部 利用可				利用不可	担当課
仙台国際センター			未定	○	文化観光局	誘客戦略推進課	214-8771
スポーツ施設(25施設)			6月1日	○	文化観光局	スポーツ振興課	214-8829
仙台市陸上競技場			未定	○	文化観光局	スポーツ振興課	214-8829
青年文化センター			6月1日	○	文化観光局	文化振興課	214-6137
仙台文学館			5月19日	○	文化観光局	文化振興課	214-6137
晚翠草堂			5月19日	○	文化観光局	文化振興課	214-6137
都市公園内複合遊具等 (都市公園1,804公園のうち複合遊具等を設置している224公園)			6月1日	○	建設局	建設局公園課 各区公園課	214-8395
青葉の森緑地 ビジターセンター			5月19日	○	建設局	建設局公園課	214-8395
太白山自然観察の森 ビジターセンター			5月19日	○	建設局	建設局公園課	214-8395
七北田公園 都市緑化ホール			6月2日	○	建設局	建設局公園課	214-8395
七北田公園体育館			6月1日	○	建設局	建設局公園課	214-8395

市民利用施設の状況

5月15日現在

施設名	施設の再開・休止等の状況		再開日 (予定)	施設の状況	所管部署		
	利用可	一部 利用可			利用不可	所管局	担当課
都市公園運動施設 (野球場・庭球場・壁打ちコート・運動広場)			6月1日	・施設使用料の返還等については、休館中も各施設の窓口にて対応します。 ・既予約団体等には、利用の自粛等を要請します。 ・5月16日より、7月以降の抽選予約の受付を通常通り開始します。 ・5月18日より、七北田公園壁打ちコートの利用を再開します。 ・5月21日12時より、6月の空き施設の予約について先着順にて予約の受付を開始します。	建設局	建設局公園課 各区公園課	214-8395
都市公園内野外音楽堂 (勾当台公園・榴岡公園・台原森林公園)			6月1日	5月21日9時より、予約の受付を開始します。	建設局	建設局公園課 各区公園課	214-8395
水の森公園キャンプ場 (宿泊棟・テントサイト・デイキャンプサイト)			6月1日	5月21日12時より、空き施設の予約の受付を開始します。	建設局	建設局公園課 泉区公園課	214-8395
海岸公園デイキャンプ場(デイキャンプサイト)			6月1日	5月21日12時より、空き施設の予約の受付を開始します。	建設局	建設局公園課 若林区公園課	214-8395
海岸公園パークゴルフ場			5月20日	屋内スペースについては感染予防対策を講じ、順次利用を再開します。	建設局	建設局公園課 若林区公園課	214-8395
海岸公園馬術場			未定	改めて、HP等で再開日を周知します。	建設局	建設局公園課 若林区公園課	214-8395
都市公園内茶室 (六幽庵、緑水庵、仙庵、茂ヶ崎庵)			6月1日	5月21日9時より、予約の受付を開始します。	建設局	建設局公園課 各区公園課	214-8395
野草園			5月19日	軽食売店、企画展示室等については感染予防対策を講じ、順次利用を再開します。	建設局	建設局公園課	214-8395
秋保大滝植物園			5月19日	屋内スペースについては感染予防対策を講じ、順次利用を再開します。	建設局	建設局公園課	214-8395
八木山動物公園			5月19日	・5月中の土日は臨時休園とします。 ・感染拡大防止のため、屋内展示場3施設の休止、園内イベント、ふれあい体験、えさやり体験の休止のほか、様々な対策を実施します。詳細はホームページに掲載します。	建設局	八木山動物公園 管理課	229-0122
長町駅前プラザ			6月1日		太白区	太白区 まちづくり推進課	247-1111(代) 内線6136
秋保大滝れすとほうす			6月1日		太白区	秋保総合支所 総務課	399-2111(代)
せんだいメディアテーク			6月1日	・電話による問い合わせ等については対応します。 ・既予約団体等には利用の自粛等を要請します。 ・6月1日以降も、オーブンスクエア、ギャラリー、スタジオシアターは利用休止とし、8月31日利用分までの新規予約は受け付けないものとします。	教育局	生涯学習課	214-8886
図書館 (市民図書館・広瀬図書館・宮城野図書館・榴岡図書館・若林図書館・太白図書館・泉図書館)		○	5月12日	9時30分から17時00分まで、予約した図書等の受取、図書等の返却、再貸出、利用者登録(更新、再発行、パスワード発行)、移動図書館車の巡回サービスが利用できます。 ※図書等の新たな予約受付は、5月19日(火)より開始します。	教育局	市民図書館	261-1585
博物館			5月19日	再開後も、プレイミュージアム、情報資料センターほか一部設備・サービスは休止します。 なお、館内レストラン「三の丸」及びミュージアムショップの営業時間は10時～16時となります。	教育局	仙台市博物館	225-3074
科学館			5月19日	再開後も、チャレンジ・ラボ、幼児コーナー、ロボットひろば、アンモナイトセンター、展示学習用タブレットは休止します。	教育局	仙台市科学館	276-2201

市民利用施設の状況

5月15日現在

施設名	施設の再開・休止等の状況		再開日 (予定)	施設の状態	所管部署		
	利用可	一部 利用可			利用不可	所管局	担当課
泉岳自然ふれあい館			6月1日	○	施設の状態 ・窓口業務は継続し、電話による問い合わせ等についても対応します。 ・6月1日より本館宿泊以外の利用を再開します。なお、本館及び市民キャンプ場は5月19日から利用予約受付を再開します。	教育局	生涯学習課 214-8844
天文台			5月21日	○	施設の状態 ・電話による問い合わせ等については対応します。 ・5月21日より展示室の利用を再開します(ミュージアムショップは6月1日から再開します)。 ・再開後も、プラネタリウム及びひとみ望遠鏡の利用は休止します。	教育局	生涯学習課 214-8844
大倉ふるさとセンター			6月1日	○	施設の状態 ・窓口業務は継続し、電話による問い合わせ等についても対応します。 ・6月1日よりキャンプサイトの利用及び古民家の見学を再開します。なお、ウェブサイトは5月19日から利用予約受付を再開します。 ・再開後も、多目的室及び工房の利用は休止します。	教育局	生涯学習課 214-8844
縄文の森広場			5月19日	○	施設の状態 再開後も、体験活動室の利用は休止します。	教育局	文化財課 214-8892
史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設			5月19日	○	施設の状態 再開後も、作業・学習室の利用は休止します。	教育局	文化財課 214-8893
富沢遺跡保存館			5月19日	○	施設の状態 再開後も、作業・学習室の利用は休止します。	教育局	文化財課 214-8892
歴史民俗資料館			5月19日	○	施設の状態 再開後も、学習室、昔あそびコーナーの利用は休止します。	教育局	文化財課 214-8892
仙台城見聞館			5月19日	○	施設の状態 再開後も、学習室、昔あそびコーナーの利用は休止します。	教育局	文化財課 214-8544
仙台市水道記念館			5月19日	○	施設の状態 ・水と環境エリアは休止します。 ・飲食可能としていた休憩スペースについては飲食不可とします。	水道局	総務課 304-0007
市電保存館			5月19日	○	施設の状態 展示車両への乗車、制服・制帽を着用しての記念撮影は休止します。	交通局	経営企画課 712-8312
ガス局ショールーム「ガスサロン」			5月19日	○	施設の状態 ・従来どおりガス料金収納窓口は利用可能。 ・館内案内、施設の予約受付は6/1から再開します。	ガス局	営業企画課 292-5853
市政情報センター			5月19日	○	施設の状態 再開後も、多目的室及び工房の利用は休止します。	総務局	文書法制課 214-1209
市役所本庁舎市民のへや・ギャラリー2			6月1日	○	施設の状態 再開後も、多目的室及び工房の利用は休止します。	財政局	庁舎管理課 214-8116
市役所本庁舎ギャラリーホール			未定	○	施設の状態 再開後も、多目的室及び工房の利用は休止します。	文化観光局	文化振興課 214-6137
六郷保健センター			6月1日	○	施設の状態 予防接種券の交付、母子健康手帳の再交付は、若林区役所家庭健康課で対応します。	若林区	若林区 家庭健康課 282-1111(代) 内線6771
七郷保健センター			6月1日	○	施設の状態 予防接種券の交付、母子健康手帳の再交付は、若林区役所家庭健康課で対応します。	若林区	若林区 家庭健康課 282-1111(代) 内線6771
アエル5階展示スペース1・2			未定	○	施設の状態 再開後も、多目的室及び工房の利用は休止します。	選挙管理 委員会事務局	選挙管理課 214-4445

新型コロナウイルス感染症に係る記者会見等について

新型コロナウイルス感染症の患者の発生や本市の対応等について、市長記者会見や担当部局による記者クラブレクにより、市民の皆様へ広報してきた。令和2年2月から6月の実績は以下のとおりとなっている。

1 市長記者会見（新型コロナウイルス感染症関連の発表項目）

- 2月29日（土）【臨時会見】新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内1例目）
- 3月17日（火）【定例会見】緊急経済対策の実施について
- 3月24日（火）【定例会見】市立学校の授業開始に向けた準備について、介護施設等へのマスクの配布について
- 3月29日（日）【臨時会見】新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内2・3例目）
- 3月31日（火）【臨時会見】新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内5例目）
- 4月1日（水）【臨時会見】新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内6～9例目）
- 4月3日（金）【臨時会見】新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内11～15例目）
- 4月6日（月）【臨時会見】新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内20～22例目）
- 4月11日（土）【臨時会見】新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内31～35例目）
- 4月12日（日）【臨時会見】新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内36～41例目）
- 4月14日（火）【定例会見】新型コロナウイルス感染症対策に係る体制の強化について
- 4月14日（火）【臨時会見】市立学校の入学式及び始業式の延期について
- 4月28日（火）【定例会見】緊急経済対策（第2弾）の実施について、令和2年第1回臨時会に提出する議案について
- 4月30日（木）【臨時会見】市立学校等の臨時休業の5月末までの延長について
- 5月12日（火）【定例会見】特別定額給付金の申請受付の開始について、地域産業協力金及び地域産業支援金の申請受付の開始について
- 5月19日（火）【定例会見】水道料金・下水道使用料の減免について、市立学校の入学式の日程の決定、学校再開後の対応について
- 5月28日（木）【定例会見】緊急経済対策（第3弾）の実施について、令和2年第2回定例会に提出する議案について
- 6月2日（火）【定例会見】市立学校へのエアコン設置について
- 6月3日（水）【臨時会見】仙台市新型コロナウイルス感染症緊急対策プランの策定について
- 6月18日（木）【臨時会見】新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内66例目）
- 6月30日（火）【定例会見】発熱患者が受診可能な診療所等の情報提供の開始について、地域産業応援金の受付の開始について

2 記者クラブレク（新型コロナウイルス感染症関連の発表項目）

- 3月6日（金） 市内患者1例目に係る積極的疫学調査の結果について
- 3月30日（月） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内4例目）
- 4月2日（木） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内10例目）
- 4月4日（土） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内16例目）
- 4月4日（土） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内17例目）
- 4月5日（日） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内18・19例目）
- 4月7日（火） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内23～26例目）
- 4月8日（水） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内27例目）
- 4月9日（木） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内28例目）
- 4月10日（金） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内29・30例目）
- 4月13日（月） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内42・43例目）
- 4月14日（火） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内44～51例目）
- 4月15日（水） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内52例目）
- 4月16日（木） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内53～62例目）
- 4月17日（金） 患者の来庁に伴う都市整備局開発調整課の業務の休止等について
- 4月18日（土） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内63・64例目）
- 4月23日（木） 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置について
- 4月24日（金） 休業要請に係る協力金の支給額の拡充について
- 4月28日（火） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内65例目）
- 6月10日（水） 令和2年第2回定例会への追加提案（補正予算）について
- 6月26日（金） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内67例目）
- 6月28日（日） 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（市内68例目）

新型コロナウイルス感染症に対応した緊急経済対策の 実施状況について

新型コロナウイルス感染症の発生による地域経済への影響を最小限に抑えるため、3月17日に緊急経済対策第1弾、4月28日に第2弾、5月28日には第3弾を発表し、事業者に対して事業継続に向けた支援を実施している。(7月15日現在)

1 休業要請を受けた事業者への支援

感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言に基づく県の要請や協力依頼に全面的に協力いただいた中小の事業者を支援する。

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する協力金の支給（地域産業協力金）

【実績】 申込件数 7, 318件（5月13日～受付終了）

支給件数 6, 207件（5月22日～7月15日）

2 売上げが減少している事業者への支援

地域経済への影響を最小限に抑えるため、感染症の影響による大きな売上減少に直面している市内事業者や商店街を支援する。

- ① 事業継続に向けた支援金の支給（地域産業支援金）

【実績】 申込件数 16, 404件（5月13日～7月15日）

支給件数 11, 312件（5月22日～7月15日）

- ② 商店街の魅力発信等への取り組みへの助成

【実績】 申請件数 5件（4月23日～7月15日）

3 資金繰り支援

中小企業の喫緊の課題である資金繰りを支えるため、本市融資制度の拡充や事業者の負担を緩和する。

- ① セーフティネット関連融資及び危機関連保証融資に関する信用保証料の補助

【実績】 セーフティネット保証等の認定件数 5, 341件

（3月2日～7月15日）

保証料補給件数 131件 90, 607千円

（5月22日～7月15日）

※無利子無担保融資の民間金融機関への拡大（5月1日）以降、1日当たりの平均認定件数約66件

※1日あたりの最多認定件数は123件（5月14日）

4 地域経済の循環拡大に向けた取り組み

地域内での消費を喚起し、経済循環を高めるための取り組みを支援する。

- ① 仙台市商店街応援割増商品券の発行支援

【実績】 申込団体数 46 団体（6月26日～受付終了）

- ② クラウドファンディングを活用した事業者・店舗支援

【実績】 申込受付中（6月26日～7月15日）

5 前向き投資への支援

地元中小企業による「新しい生活様式」を踏まえた新たなビジネススタイルへの転換や、経営革新・課題解決への取り組み等を支援する。

- ① 地域産業応援金の支給

【実績】 申込件数 41 件（7月1日～7月15日）

- ② 各種支援施策の円滑な活用に向けた取り組み

【実績】 仙台市中小企業応援窓口の設置（6月29日～）

相談対応件数 313 件（6月29日～7月15日）

専門家の派遣 5 件（6月29日～7月15日）

- ③ 外部人材による中小企業の経営革新支援

【実績】 オンライン説明会開催（7月3日，7日） 参加者 14 名

6 企業の人材確保と新規大卒者等の就活支援

新規大卒者等を対象とした合同企業説明会が中止になっている状況を踏まえ、ウェブなどを活用した企業の採用や新規大卒者等の就職活動を支援する。

- ① 就職活動中の学生等向け相談の実施

【実績】 オンライン及び対面での相談件数 57 件（3月10日～7月15日）

- ② オンラインによる就職活動を行う学生を対象としたスペース・備品の無償貸し出し

【実績】 利用件数 193 件（3月12日～7月15日）

- ③ 地域 IT 企業限定オンライン合同企業説明会

【予定】 実施日：8月19日～21日

参加者：IT 企業 22 社参加

指定都市市長会として実施した国等に対する新型コロナウイルス感染症関係要請実績

実施日	項目	概要	実施先
3月6日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会緊急要請	自治体等への速やかな情報提供，感染防止資器材の供給体制構築，小・中学校の臨時休業対応などを要請	厚生労働省ほか
4月7日	新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」及び「緊急経済対策」について（会長談話）	緊急事態宣言の発出と緊急経済対策の閣議決定を受け，感染拡大の防止と雇用の維持等に取り組んでいく旨の会長談話を発表	
4月17日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会緊急要請	感染拡大防止策と医療提供体制の整備，雇用の維持と事業の継続，学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備，地方自治体の取組等に対する財政支援の充実などを要請	内閣官房ほか 自由民主党ほか
5月15日	GIGA スクール構想の実現に向けた指定都市市長会緊急要望	端末等の需給ひっ迫を考慮し，補助事業実施期間の延長，地方創生臨時交付金を含む GIGA スクール構想推進に要する財源の確保などを要請	文部科学省
5月19日 5月22日 5月25日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する指定都市市長会緊急要請	国の第二次補正予算案編成に向け，臨時交付金の増額や算定方法の見直しを要請	内閣官房 総務省 内閣府
5月29日	第49回指定都市市長会議（感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に向けた指定都市市長会提言）	感染拡大防止策と医療提供体制の整備，雇用の維持と事業の継続，子どもたちの教育機会の確保，デジタル化・スマート化の推進，地方自治体の大幅な減収等への対応，差別・偏見・誹謗中傷等の防止及びその標的となった方々への支援，感染症対策のあり方の検討などを提言	内閣府・内閣官房， 総務省，厚生労働省，文部科学省，経済産業省 自由民主党，公明党，立憲民主党，国民民主党，日本維新の会
6月26日	迅速な給付の実現に向けた指定都市市長会緊急要請	効率的なオンライン申請システムの構築の検討，一元的な給付事務の仕組みの構築の検討，特別定額給付金事業の総括と地方自治体との対話の機会創設などを要請	総務省 自由民主党，公明党
6月30日	一時保護の体制強化に係る指定都市市長会要請	学校の臨時休業や外出自粛が長期化する中，生活不安やストレスから児童虐待の更なる増加が懸念されることなどから，一時保護所等の施設整備への財政支援の拡充，一時保護委託への支援策の拡充を要請	厚生労働省

仙台市新型コロナウイルス感染症対応検証結果報告書

令和2年8月作成

担当 仙台市 危機管理室危機管理課
総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当
〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
